



すので、当面は、製造業等から段階的に適用拡大を行なうこといたしました。

次に、労災保険につきましても、労働者を使用する事業は、すべて当然適用といたしますが、失業保険と同様、危険有害でない業種は、当面、任意適用とすることいたしております。

第二は、失業保険における給付のほとんどにわたって、その内容の改善をはかったことあります。その一は、一般失業保険における保険給付の改善であります。まず、配偶者の扶養手当につきまして、政令によりその日額を現行の二十円から三十円に引き上げることとともに、失業保険金の日額につきましても、告示により、賃金の比較的低い等級の日額を十円ずつ引き上げることいたしました。さらに、二十年以上の長期被保険者の給付日数を現行の二百七十日から三百日に引き上げるほか、技能習得手当の日額も改善することいたしておられます。

また、受給資格者が死亡した場合や長期間の業務災害等の場合にも失業保険金の受給ができるよう、受給要件の大幅な緩和をはかることいたしました。

その二は、日雇い失業保険における給付の改善であります。日雇い失業保険金の日額を、現行の第一級五百円、第二級三百三十円から、それぞれ第一級七百六十円、第二級五百円に引き上げることいたしました。さらに、賃金水準の変動等に応じてすみやかに日額の改善をはかることができるよう、告示により改訂することができます。そのため第一級の保険金を受けやすいよう、その決定要件を緩和することいたしております。

その三は、就職支度金及び移転費の改善であります。これらの給付につきましては、いずれも福祉施設として支給することいたしておりますが、まず、就職支度金につきましては、従来、失業保険金及び扶養手当の合計額の三十日分または五十日分であったものを、一定の合場さらに二十

日分を加算することとし、また、移転費につきましても、着後手当を新設することといたしました。第三は、失業保険の保険料率の引き下げです。その一は、一般失業保険における保険給付の改善であります。まず、配偶者の扶養手当につきまして、政令によりその日額を現行の二十円から三十円に引き上げることとともに、失業保険金の日額につきましても、告示により、賃金の比較的低い等級の日額を十円ずつ引き上げることいたしました。さらに、二十年以上の長期被保険者の給付日数を現行の二百七十日から三百日に引き上げるほか、技能習得手当の日額も改善することいたしておられます。

第四は、失業保険制度の現状にかんがみ、制度の健全化をはかることといたしたことあります。

その一は、三年間連続して短期離職者を多数発生させた事業主から、特別保険料を徴収し、これを通年雇用等季節的失業の防止のための費用に充てることとし、その他の事項は、それぞれの内容により、昭和四十四年七月一日、八月一日、十月一日の三段階に分けて施行することといたしておられます。

第五は、失業保険制度の現状にかんがみ、制度の健全化をはかることといたしたことあります。

その一は、通常の労働者に期待し得る通常の雇用期間さえ満たせば、給付に何らの差別を加えないという趣旨のもとに、受給資格を得るのに必要な法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

次に労働保険の保険料の徴収等に関する法律案及び失業保険法及び労災保険の適用微定回数、失業保険金等の支給方法、日雇い失業保険の保険料の納付方法等について整備をはかることといたしておられます。

第三は、失業保険の保険料率の引き下げです。

まことに、最近の失業保険取扱いを勘案しまして、最も着後手当を新設することといたしました。

た今後の保険経済の推移等を考慮して、現行の千分の十四から千分の十三に引き下げるのことといたしました。

まことに、最近の失業保険取扱いを勘案しまして、最も着後手当を新設することといたしました。

た今後の保険経済の推移等を考慮して、現行の千分の十四から千分の十三に引き下げることといたしました。

まことに、最近の失業保険取扱いを勘案しまして、最も着後手当を新設することといたしました。

た今後の保険経済の推移等を考慮して、現行の千分の十四から千分の十三に引き下げるこ

といたしておられます。以上のはか、失業保険におきまして、失業の認定回数、失業保険金等の支給方法、日雇い失業保険の保険料の納付方法等について整備をはかることといたしておられます。

次に、この法律案の施行期日につきましては、失業保険及び労災保険の適用の拡大は、実施準備に万全を期するため、別に法律で定める日から施行することとし、その他の事項は、それぞれの内容により、昭和四十四年七月一日、八月一日、十月一日の三段階に分けて施行することといたしておられます。

以上この法律案の提案理由及びその概要につきまして御説明申し上げました。

何とぞ慎重に御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

以上この法律案の提案理由及びその概要につきまして御説明申し上げました。

また、かねてより、関係審議会等各方面からも、労働者五人未満の事業への適用拡大の際、あわせて、両保険の適用微収の窓口及び事務処理方法等の一元化をはかることを強く要請されてきたところであります。

以上のような事情にかんがみ、さきに提出いたしました失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案に引き続き、これと関連する二法律案をここに提出した次第であります。

まず、労働保険の保険料の徴収等に関する法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一は、現行の失業保険及び労災保険の適用微定期を期するため、別に法律で定める日から施行することとし、その他の事項は、それぞれの内容により、昭和四十四年七月一日、八月一日、十月一日の三段階に分けて施行することといたしておられます。

次に、この法律案の施行期日につきましては、失業保険及び労災保険の適用の拡大は、実施準備に万全を期するため、別に法律で定める日から施行することとし、その他の事項は、それぞれの内

容により、昭和四十四年七月一日、八月一日、十月一日の三段階に分けて施行することといたしておられました。

まことに、最近の失業保険取扱いを勘案しまして、最も着後手当を新設することといたしました。

た今後の保険経済の推移等を考慮して、現行の千分の十四から千分の十三に引き下げるこ

といたしておられます。

を原則としております。

また、労働者が負担する保険料は、現行の失業保険の場合と同様に、事業主が毎月の賃金から控除することができます。

第四に、現行の失業保険及び労災保険の事務組合につきましては、適用徴収事務の一元化に伴い、これを統合して新たに労働保険事務組合の制度を設けることとしております。

次に失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の概要について御説明申し上げます。

この法律案は、さきに提出いたしました失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案のうち、労働者五人未満の事業についての保険の適用拡大に関する規定及びたゞ御説明申し上げました労働保険の保険料の徴収等に関する法律案の施行期日を公布の日から起算して二年をこえない範囲内で政令で定める日とすることとあわせて、これらの法律の施行に伴い、関係法律の規定の整備及び必要な経過措置を定めるものであります。

これらは、いずれも、各法律案の附則事項であります。立法技術上まとめて一法律案として整理することとした次第であります。

以上、二法律案の提案理由及びその概要につきまして御説明申し上げました。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

なお、御参考までに申し上げますと、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案、及び失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、衆議院社会労働委員会におきまして、去る七月一日に修正議決され、三法案とも、本日の衆議院本会議において審議されることとなつておりますが、衆議院社会労働委員会における修正の概要は、次のとおりでございます。

一 被保険者期間の計算方法については、六年間、四ヶ月二十二日の雇用期間があれば、六ヶ月の雇用期間があつたものとみなすこととする。

二 政府は、農林水産業等を当然適用とするための適切な方策について調査研究を行ない、この方策についてのことを第十一条で指摘しております。

三 同年九月一日に、昭和四十四年八月一日を同年十月一日に改める。

四 以上の修正に伴い、この改正法案及びその整備法案の関係条文について、所要の字句整理を行なう。

以上の四点でござります。

○委員長(吉田忠三郎君) 次に、職業訓練法案を提議理由の説明聽取のみにとどめておきます。

○委員長(吉田忠三郎君) 本日は、三案に対する議題といたします。

○上田哲君 職業訓練法が今日まで議論されてまいりましたけれども、私は、大体二つの点について御意見をただしたいと思います。

その一点は、この職業訓練法が政府の雇用政策の下請法ではないかといふ問題。もう一つは、激しい技術革新の中で、結局は労働力のスクランプ化を促進することにのみなるのではないか、こういふわれわれの見解に対し、いろいろ御答弁をいただきたいと思います。

○委員長(吉田忠三郎君) 次に、職業訓練法案を御質疑のある方の発言を求めます。

○上田哲君 職業訓練法が今日まで議論されてまいりましたけれども、私は、大体二つの点について御意見をただしたいと思います。

その一点は、この職業訓練法が政府の雇用政策の下請法ではないかといふ問題。もう一つは、激しい技術革新の中で、結局は労働力のスクランプ化を促進することにのみなるのではないか、こういふわれわれの見解に対し、いろいろ御答弁をいただきたいと思います。

○委員長(吉田忠三郎君) 次に、職業訓練法案を御質疑のある方の発言を求めます。

○政府委員(石黒拓爾君) 御指摘のごとく、雇用対策法におきましては、雇用政策の観点から職業訓練の充実のことと第十一条で指摘しております。

○上田哲君 お話しのように、この条文が十分に生かされるならば職業訓練の充実がはかられるとうのですが、実情はいかがですか。

○政府委員(石黒拓爾君) 第十一条は、職業訓練につきましての施策充実の非常に原則的なことを述べておるだけござります。職業訓練法におきましては、職業訓練の本来の目的を明らかに、それと共に具体的にどういう施策を講ずるかといたことを規定しておるのでございまして、やや重複する点があることは、御指摘のごとくござりますが、片方が死文になると、片方が要らないというようなことはないかと存じます。

○上田哲君 雇用法の十二条が死文になつていないと、しかも、それが生きていながら、さらにこれが具體化するような職訓法の必要があるんだといふことになると、一体雇用法十二条と職業訓練法との関係といふのは、つまり主従の関係、おそらく対等であると、従属するものではないと言わられると思うのですけれども、その関係は、どうお考えですか。

○政府委員(石黒拓爾君) 雇用法十二条は、雇用対策の観点から職業訓練は非常に必要だから充実すると申しておるわけで、職業訓練は雇用対策上の観点からも必要なものではござりますけれど

○上田哲君 結論的に言うと、職業訓練法は雇用法の従属法ではないといふ見解をおとりになります。

○政府委員(石黒拓爾君) 従属法ということばを、こういう施設を講ずることによりまして、職業訓練の充実がはかられるとは間違いないと存じます。

○上田哲君 関連があることは言うまでもないでありますし、ようけれども、非常にえぐって言えば、この雇用法の十二条に基づいて職業訓練のあり方が規定されるのではない、極端に言えば、雇用法が規定されるのも、雇用法の改正は今回行なわれねばならなかつたと言われるわけですね。

○政府委員(石黒拓爾君) おっしゃるとおりでございます。

○上田哲君 そうしますと、これはもうお経読みの段階ではなくて、もう少し具体的に、いま言われたような抽象論をもう一步進めて、たとえばそれを具體化するような職訓法の必要があるんだといふことになると、一体雇用法十二条と職業訓練法との関係といふのは、つまり主従の関係、おそらく対等であると、従属するものではないと言わられると思うのですけれども、その関係は、どうお考えですか。

○政府委員(石黒拓爾君) 雇用法十二条は、雇用対策の観点から職業訓練は非常に必要だから充実すると申しておるわけで、職業訓練は雇用対策上の観点からも必要なものではござりますけれども、雇用対策プロパー以外に、労働者の人としての完成のために必要でございまして、職訓法は雇用対策的見地のみならず、広く一般に職業訓練本

の向上等職業訓練を充実するために必要な施策を積極的に講ずるものとする」と書いてあります。簡単にはいえば、これだけあれば職業訓練そのものは充足されるのではないかという考え方成り立つわけですが、まず、その辺はいかがですか。

○政府委員(石黒拓爾君) 数字的な観点も付しておられますのでございますが、職業訓練法のビジョンと申しますのは、御審議いただいております法の安定と労働者の地位の向上」、「経済及び社会の発展に寄与する」、そのために「労働者の

職業生活の全期間を通じて段階的かつ体系的に

行なうものであるといふのが、大きっぽく申します。職業訓練法のビジョンでございます。この対策法と相まつて、その効果が發揮されるものであります。これまで第一条にございまして、「雇用ビジョンに従う職業訓練法が行なわれますならば、これまた第一条にございまして、「雇用

あるという点におきまして、雇用対策法と関連があるわけでございます。したかつて、第一条につきましては、職業訓練法の趣旨とするところと重複いたしますけれども、職業訓練法が十一条の趣旨に全部含まれるといふうな関係になると思います。

○上田哲君 そういうことであるならば、雇用対策法十一条があれば足りるのであります。だから、その程度の抽象論でならば、新たにことに職業訓練法を大改正して、新しい産業需要にこたえるための労働力を生産する云々といふようなことは出てこないわけなんで、人格の涵養その他なんていう話では、この際お経の部分として切り捨てるにしては、はなはだ具体性がないわけですが、私が数字的に申し上げたのは、それじゃ、もう一歩突っ込んでお尋ねするけれども、労働省でお出しになつて、それが足りないのでありますから、中卒就職者は、四十九年六百三十三人、公共訓練に入ります訓練生が中卒のみで三万三千四百八人、両方合わせますと、五万三千四十一人がござります。中卒者は一万一千人に対しまして、三十二万三千人でござります。それに対しまして、認定職業訓練、すなわち事業内職業訓練に入ります中卒者は一万人でござります。それに、五万三千四十一人が一六・四%と二十六・四%でござりますから、中卒就職者は、四十三年三月でござりますと、三十二万三千人でござります。

○政府委員(石黒拓爾君) 二三・三%のそのまた大改正して、新しい産業需要にこたえるための労働力を生産する云々といふようなことは出てこないわけなんで、人格の涵養その他なんていう話では、この際お経の部分として切り捨てるにしては、はなはだ具体性がないわけですが、私が数字的に申し上げたのは、それじゃ、もう一歩突っ込んでお尋ねするけれども、労働省でお出しになつて、それが足りないのでありますから、中卒就職者は、四十九年六百三十三人、公共訓練に入ります訓練生が中卒のみで三万三千四百八人、両方合わせますと、五万三千四十一人がござります。中卒者は一万一千人に対しまして、三十二万三千人でござります。それに対しまして、認定職業訓練、すなわち事業内職業訓練に入ります中卒者は一万人でござります。それに、五万三千四十一人が一六・四%と二十六・四%でござりますから、中卒就職者は、四十三年三月でござりますと、三十二万三千人でござります。

○上田哲君 そうすると、二十七万人残るわけではございません。私どもといたしましては、あと二、三年の間に現在の水準を倍増いたしたい。それをさらに倍増すれば約半分になるわけでござります。そのさらに倍増というところにはさらにはまた四年かかるのじやないかといふ大さっぱな目の子を持つております。

○上田哲君 たいへんな発言なんでありまして、労働大臣そこにおられるけれども、先進諸国云々と言われるが、ドイツにおいても八〇%などと言われたが、八〇%などというのは、たとえ日本との種痘の接種率ですよ。これはもう八〇%などというのは、社会の参加率の最高なんですから、八〇%などといふことは、ほかの道もいろいろあるでしょう。八〇%と一六%を比べて、先進国も八〇%ぐらいなんだからといふのは、これは数字の比較にならぬ。この程度で職業訓練云々と言われるは、これは労働政策なきに等しいと思うのですが、この点労働大臣いかがですか。

○政府委員(石黒拓爾君) そのまま放置しておるわけではございませんが、この点は、まことに痛い御指摘でございまして、本来ならば、中卒者の全員を職業訓練の対象といたしたいわけでござります。しかしながら、いわゆる先進国を見ましても、一番高いところがドイツの八〇%、男子が八〇%、オランダあたりで五〇%くらいでござります。全員を一人も漏れなくといふのはむずかしいけれども、関連があると言われたけれども、雇用法十一条と、どれくらいの関連があるのか。それではどういう部分が足りないから、この際、職訓法での二三・三%をどのように吸収するのか。けれども、関連があると言われたけれども、雇用法十一条と、どれくらいの関連があるのか。それではどういう部分が足りないから、この際、職訓法での二三・三%をどのように吸収するのか。

○政府委員(石黒拓爾君) 雇用法十一条では、先ほども申し上げましたように、職業訓練は大事だから一生懸命やるんだといふことを書いてあるわけでござります。じゃ、訓練といふものは、そもそもどういう性格を持つて、いかなる具体的方法でやるかということについては、雇用法は触れておらないわけでございまして、それは職業訓練法

を待つて初めて明らかになるとこでございまして、職業訓練法のもとにおきまして、中卒がどの程度職業訓練の対象になつておるかと申します。これはあまり自慢できる数字ではございませんが、四十三年の三月卒業の中学生につきましては、その一六・四%が養成訓練の訓練生と相なつております。

○上田哲君 一六・四%というと、数字は一つまり二三・三%というのほざつと三十二万人ですね。そうすると、数字はどうなりますか。

○政府委員(石黒拓爾君) 二三・三%のそのまた大改正して、新しい産業需要にこたえるための労働力を生産する云々といふようなことは出てこないわけなんで、人格の涵養その他なんていう話では、この際お経の部分として切り捨てるにしては、はなはだ具体性がないわけですが、私が数字的に申し上げたのは、それじゃ、もう一歩突っ込んでお尋ねするけれども、労働省でお出しになつて、それが足りないのでありますから、中卒就職者は、四十九年六百三十三人、公共訓練に入ります訓練生が中卒のみで三万三千四百八人、両方合わせますと、五万三千四十一人がござります。中卒者は一万一千人に対しまして、三十二万三千人でござります。それに対しまして、認定職業訓練、すなわち事業内職業訓練に入ります中卒者は一万人でござります。それに、五万三千四十一人が一六・四%と二十六・四%でござりますから、中卒就職者は、四十三年三月でござりますと、三十二万三千人でござります。

○上田哲君 半分ぐらいは、いつころできますか。

○政府委員(石黒拓爾君) ただいま御審議いただいております法案が成立いたしますと、職業訓練に対する基本計画というものをつくることに相なっております。この基本計画は、中央職業訓練審議会の議を経、かつ都道府県知事その他いろいろの方の御意見を聞いた上でできめるわけでござりますので、私どもが何年で何万人ふえるといふことをいま具体的にお約束申し上げる立場にはございません。私どもといたしましては、あと二、三年の間に現在の水準を倍増いたしたい。それをさらに倍増すれば約半分になるわけでござります。そのさらに倍増というところにはさらにはまた四年かかるのじやないかといふ大さっぱな目の子を持つております。

○上田哲君 たいへんな発言なんでありまして、労働大臣そこにおられるけれども、先進諸国云々と言われるが、ドイツにおいても八〇%などと言われたが、八〇%などというのは、たとえ日本との種痘の接種率ですよ。これはもう八〇%などというのは、社会の参加率の最高なんですから、八〇%などといふことは、ほかの道もいろいろあるでしょう。八〇%と一六%を比べて、先進国も八〇%ぐらいなんだからといふのは、これは数字の比較にならぬ。この程度で職業訓練云々と言われるは、これは労働政策なきに等しいと思うのですが、この点労働大臣いかがですか。

○政府委員(石黒拓爾君) そのまま放置しておるわけではございませんが、この点は、まことに痛い御指摘でございまして、本来ならば、中卒者の全員を職業訓練の対象といたしたいわけでござります。しかしながら、いわゆる先進国を見ましても、一番高いところがドイツの八〇%、男子が八〇%、オランダあたりで五〇%くらいでござります。全員を一人も漏れなくといふのはむずかしいけれども、関連があると言われたけれども、雇用法十一条と、どれくらいの関連があるのか。それではどういう部分が足りないから、この際、職訓法での二三・三%をどのように吸収するのか。けれども、関連があると言われたけれども、雇用法十一条と、どれくらいの関連があるのか。それではどういう部分が足りないから、この際、職訓法での二三・三%をどのように吸収するのか。

○政府委員(石黒拓爾君) 雇用法十一条では、先ほども申し上げましたように、職業訓練は大事だから一生懸命やるんだといふことを書いてあるわけでござります。じゃ、訓練といふものは、そもそもどういう性格を持つて、いかなる具体的方法でやるかということについては、雇用法は触れておらないわけでございまして、それは職業訓練法

ですか一六・四%でござります。今回の改正法のもとに、一そろ努力いたしまして、せめてこの半分といふ目標に一日も早く到達いたしたいと考えております。

○上田哲君 半分ぐらいは、いつころできますか。

○政府委員(石黒拓爾君) ただいま御審議いただいております法案が成立いたしますと、職業訓練に対する基本計画というものをつくることに相なっております。この基本計画は、中央職業訓練審議会の議を経、かつ都道府県知事その他いろいろの方の御意見を聞いた上でできめるわけでござりますので、私どもが何年で何万人ふえるといふことをいま具体的にお約束申し上げる立場にはございません。それに対しまして、認定職業訓練、すなわち事業内職業訓練に入ります中卒者は一万人でござります。それに、五万三千四十一人が一六・四%と二十六・四%でござりますから、中卒就職者は、四十九年六百三十三人、公共訓練に入ります訓練生が中卒のみで三万三千四百八人、両方合わせますと、五万三千四十一人がござります。中卒者は一万一千人に対しまして、三十二万三千人でござります。それに対しまして、認定職業訓練、すなわち事業内職業訓練に入ります中卒者は一万人でござります。それに、五万三千四十一人が一六・四%と二十六・四%でござりますから、中卒就職者は、四十九年六百三十三人、公共訓練に入ります訓練生が中卒のみで三万三千四百八人、両方合わせますと、五万三千四十一人がござります。中卒者は一万一千人に対しまして、三十二万三千人でござります。

○上田哲君 過去十一年しかたつていないからと云ふことは、一見もつともらしい理由なんですね。それで、私どもが何年で何万人ふえるといふことをいま具体的にお約束申し上げる立場にはございません。私どもといたしましては、あと二、三年の間に現在の水準を倍増いたしたい。それをさらに倍増すれば約半分になるわけでござります。そのさらに倍増というところにはさらにはまた四年かかるのじやないかといふ大さっぱな目の子を持つております。

○上田哲君 たいへんな発言なんでありまして、労働大臣そこにおられるけれども、先進諸国云々と言われるが、ドイツにおいても八〇%などと言われたが、八〇%などというのは、たとえ日本との種痘の接種率ですよ。これはもう八〇%などというのは、社会の参加率の最高なんですから、八〇%などといふことは、ほかの道もいろいろあるでしょう。八〇%と一六%を比べて、先進国も八〇%ぐらいなんだからといふのは、これは数字の比較にならぬ。この程度で職業訓練云々と言われるは、これは労働政策なきに等しいと思うのですが、この点労働大臣いかがですか。

○政府委員(石黒拓爾君) そのまま放置しておるわけではございませんが、この点は、まことに痛い御指摘でございまして、本来ならば、中卒者の全員を職業訓練の対象といたしたいわけでござります。しかしながら、いわゆる先進国を見ましても、一番高いところがドイツの八〇%、男子が八〇%、オランダあたりで五〇%くらいでござります。全員を一人も漏れなくといふのはむずかしいけれども、関連があると言われたけれども、雇用法十一条と、どれくらいの関連があるのか。それではどういう部分が足りないから、この際、職訓法での二三・三%をどのように吸収するのか。けれども、関連があると言われたけれども、雇用法十一条と、どれくらいの関連があるのか。それではどういう部分が足りないから、この際、職訓法での二三・三%をどのように吸収するのか。

○政府委員(石黒拓爾君) 雇用法十一条では、先ほども申し上げましたように、職業訓練は大事だから一生懸命やるんだといふことを書いてあるわけでござります。じゃ、訓練といふものは、そもそもどういう性格を持つて、いかなる具体的方法でやるかということについては、雇用法は触れておらないわけでございまして、それは職業訓練法

からね、倍増三十万になれば飛躍的な訓練生の増加であるし、あと四、五年で半ばまでいくと、これはもう日本の現状から見るとたいへんな大成功だと思いますが、ぜひその方面にも、これから法案を早くひとつ可決していただきまして、それに向かって全力を傾けていく考え方でござります。

○上田哲君 半分ぐらいは、いつころできますか。

○政府委員(石黒拓爾君) ただいま御審議いただいております法案が成立いたしますと、職業訓練に対する基本計画といふものをつくることに相なっております。この基本計画は、中央職業訓練審議会の議を経、かつ都道府県知事その他いろいろの方の御意見を聞いた上でできめるわけでござりますので、私どもが何年で何万人ふえるといふことをいま具体的にお約束申し上げる立場にはございません。私どもといたしましては、あと二、三年の間に現在の水準を倍増いたしたい。それをさらに倍増すれば約半分になるわけでござります。そのさらに倍増というところにはさらにはまた四年かかるのじやないかといふ大さっぱな目の子を持つております。

○上田哲君 たいへんな発言なんでありまして、労働大臣そこにおられるけれども、先進諸国云々と言われるが、ドイツにおいても八〇%などと言われたが、八〇%などというのは、たとえ日本との種痘の接種率ですよ。これはもう八〇%などというのは、社会の参加率の最高なんですから、八〇%などといふことは、ほかの道もいろいろあるでしょう。八〇%と一六%を比べて、先進国も八〇%ぐらいなんだからといふのは、これは数字の比較にならぬ。この程度で職業訓練云々と言われるは、これは労働政策なきに等しいと思うのですが、この点労働大臣いかがですか。

○政府委員(石黒拓爾君) そのまま放置しておるわけではございませんが、この点は、まことに痛い御指摘でございまして、本来ならば、中卒者の全員を職業訓練の対象といたしたいわけでござります。しかしながら、いわゆる先進国を見ましても、一番高いところがドイツの八〇%、男子が八〇%、オランダあたりで五〇%くらいでござります。全員を一人も漏れなくといふのはむずかしいけれども、関連があると言われたけれども、雇用法十一条と、どれくらいの関連があるのか。それではどういう部分が足りないから、この際、職訓法での二三・三%をどのように吸収するのか。けれども、関連があると言われたけれども、雇用法十一条と、どれくらいの関連があるのか。それではどういう部分が足りないから、この際、職訓法での二三・三%をどのように吸収するのか。

○政府委員(石黒拓爾君) 雇用法十一条では、先ほども申し上げましたように、職業訓練は大事だから一生懸命やるんだといふことを書いてあるわけでござります。じゃ、訓練といふものは、そもそもどういう性格を持つて、いかなる具体的方法でやるかということについては、雇用法は触れておらないわけでございまして、それは職業訓練法

からね、倍増三十万になれば飛躍的な訓練生の増加であるし、あと四、五年で半ばまでいくと、これはもう日本の現状から見るとたいへんな大成功だと思いますが、ぜひその方面にも、これから法案を早くひとつ可決していただきまして、それに向かって全力を傾けていく考え方でござります。

○上田哲君 その点は、まことに申しわけない数字でござります。それから機械につきましては、これは新しく古い機械につきましては耐火構造になるべきものでござりますが、まだ耐火構造になつておらないものが約二割ございます。それから施設設備基準なり、指導員の定数基準なりといふものの充足率、これもはなはだお寒い状態にあるだろうと思うのですけれども、この数字を率直にお聞きさせいただきたい。

○政府委員(石黒拓爾君) 総合職業訓練所につきまして、指導員の充足率は約八割でござります。それから施設設備につきましては、建物と機械で違つわけでございますが、建物につきましては耐火構造になるべきものでござりますが、まだ耐火構造になつておらないものが約二割ございます。それから機械につきましては、これは新しく古い機械を備えておるところもございまして、これは労働政策なきに等しいと思うのですが、この点労働大臣いかがですか。

○上田哲君 その点は、まことに申しわけない数字でござります。それから機械につきましては、これは新しく古い機械を備えておるところもございまして、これは労働政策なきに等しいと思うのですが、この点労働大臣いかがですか。

○國務大臣(原健三郎君) 職業訓練をやり出してまだ十一年だそうでございまして、それは先進国に比べれば、期間も年数も少ないし、御指摘のように、これは労働政策なきに等しいと思うのですが、この点労働大臣いかがですか。

○上田哲君 その点は、まことに申しわけない数字でござります。それから機械につきましては、これは新しく古い機械を備えておるところもございまして、これは労働政策なきに等しいと思うのですが、この点労働大臣いかがですか。

思うのです。これは率直な話が、そういうお考

えはあるだらうけれども、腹を割た可能性とし

て、どれくらいに踏んでおられますか。

○政府委員(石黒拓爾君) 二、三年後に五〇%と

申し上げたのは、ございませんで、二、三年うちに

この一六・四%、すなわち五万三千人というのを

倍にしたい。そしたら、率で言えば三一、三%

になるわけです。もちろん中卒の数が変わります

ので、その辺非常に大きうばな言い方でございま

すけれども、倍増にするにつきましては、公共訓

練の充実と並びまして、大多数の者が訓練を受け

るという状態にするためには、事業主にやつてもら

うよりしようがないわけでございます。事業内職

業訓練と言われておるだけでございますが、今回

の法律でも、事業内職業訓練につきましては、あ

の手この手でやりやすいような方針を法律で考え

ておりますが、さらに、予算上の措置といふもの

が非常に重要でございます。私ども、重大な決意

を持ちまして、この予算上の措置も実現をしてま

りたい。それによつて、二、三年後に何とか倍

増に持つていただきたい。さらに四、五年かけければ、

この倍増の倍増、四倍にすれば半分ちょっとにな

るわけでござりますけれども、その辺に持つております。

○上田哲君 私は、まあ五〇%というふうに聞き

違えたのですから、多少好意的に考えておつた

のですけれども、せいぜい二、三年たつて三〇%合

合ということであれば、これはもうわが国を先進

国であるといつても先進国の最低どころか、後進

国に入つてしまふよな職業訓練の実態であ

る、あるいは条件であろうということをひとつ

猛省を促したいと思ひます。問題は、そういう実

態がどこから出てくるかなどと思うので

す。私は、日本の労働政策の基本に、つまり職業

訓練の基本上に、この職業訓練が労働者の権利とし

て把握されているかどうか、この問題があるだろ

うと思うのです。先ほど局長の御答弁の中に、従

屬法ではないけれども、雇対法では明らかになら

ないのが職業法でもって明らかになるだらう、こ

ういうことばがありました。私は、ここで従属法

であるかどうかについてのことばのやりとりは時

間の関係から先に送りますけれども、少なくとも、

そうしたことばの中にあるニニアンスをわれわれ

自身の反応の中でもとらえれば、これは、しょせん、

政府の雇用政策の下請法としての職業訓練法が理

念として根底にあるのではないかという疑いに立

たざるを得ない。そうでないと言われるならば、

基本的に、この職業訓練といふものが労働者の権

利として保障されようとしているかどうか。その

ことについて明確な御答弁をいただきたいと思ひ

ます。

○政府委員(石黒拓爾君) 権利といふことは、

きましても、いろいろな意味がござりますことは

先生も御承知のとおりでござります。しかし、職業

訓練を受けたいという者は当然受ける機会に恵ま

れるべきであるという、政治的方面といたしまし

ては、当然あるべきであります。しかししながら、現実にはその機会に十分恵まれてお

かしながら、現実にはその機会に十分恵まれてお

らないわけでござります。そこで、実は、事業主

は、すべて新卒を雇うときには職業訓練を施さな

ければならぬという法的義務を課してしまえ

ば、逆に労働者の権利が最も確保されるわけでござ

ります。しかしながら、先ほど申し上げました

ように数字の場合に、法律だけ先はしまつてお

れは実行不可能でござります。この職業訓練法に

と、そこから先に議論が出来ません。

○政府委員(石黒拓爾君) 先ほど申し上げました

ように、権利といふ意味は、法的請求権としての

権利ではありません。しかし、国の施策として

ある方向に向かつてそれを均てんせしむべき

であるといふことで、権利を生かすように努力い

たしたいという意味でござります。

○上田哲君 どうも秀才の局長の答弁だから、私

はことばの解釈で一時間くらいやりたいと思いま

すけれども、もちろん、私は、法的請求権とし

ての権利などと言っているつもりはない。民法上

の問題でも何でもないのです。概念上、近代労働

法といましようか、労働関係法上の概念の上で

権利として認めるか、これも結局社会政策上の問

題となつてしまふ別でしょけれども、そういう

う立場で政府にそれ以上のことばを求ることは

無理かと思うけれども、私の言いたいのは、少な

くとも、労働者の権利としての職業訓練といふこ

とを指向しようという、そういう労働政策とい

うことを指向しようとしておられるのならばわかることは幾つ

かあるだらうと思う。どうもそうでないよう見

受けられるような項目がたくさんこの改正法の中

にあるという点を指摘をしたいわけです。

○政府委員(石黒拓爾君) ただいま御指摘の点に

つきましては、私も、いかに労働者の能力を開

拓いたしましても、それが現実の社会の場におい

か、そのことを心配するわけです。

○政府委員(石黒拓爾君) ただいま御指摘の点に

つきましては、私は、労働者の権利を身につけ、かつ、その適性

ね。私は、これは考え方で違うだらうと思うので

す。こういう考え方であるよりは、労働者の基本

的権利、社会的権利ですね。労働者の社会的権利

の一つとして、十分な職業訓練を行なわれる

労働者自身のためにます開発されるべきではない

か。まず、これが先に立つて、こうした社会的諸

条件を前提として、いわばこの社会的諸条件に適

合するような目的において職業訓練が行なわれる

といふ規定になつてくると思うのです。これは権

利といましようか、労働関係法上の概念の上で

の問題でも何でもないのです。概念上、近代労働

法といましようか、労働関係法上の概念の上で

の問題でも何でもないのです。概念上、近代労働

六

ういう年かといえば、明らかに労働力が過剰ながら不足に変わってくるときです。労働力が不足になつてきてからあわてふためいて職業訓練をして、労働能率を向上して、それで企業の中に吸収する、金の卵ということばが出てきたのはそのころなんです。若年労働者が金の卵でないころは職業訓練に熱意がなくて、完全雇用に関心が薄い。若年労働者が金の卵になつて、放っておいても元全雇用という状態になれば、企業の需要に応じて職業訓練に力を入れるというふうに見ざるを得ない法制定過程がここに存在をしている。こういふ発想から出ているのは、これはどう考へても、労働者の権利として職業訓練ということを重視した法制定とは考えられないのではないか。こういふう指摘に対し、ひとつ明快にお答えをいただきたいと思います。

い、これは専門家である局長自身が十分御勉強になつておられるよう、一九三〇年代に、すでにその職業訓練についての概念が西欧諸国から出てきておる。そこでの理論といふものは、ある程度の定着を見ておるわけです。そういうものといふとは違うのですね、明らかに。だから、私がさつき申し上げたのは、職業訓練法が何も昭和四十二年にできたなどとは言つてない、雇対法が昭和四十一年にできたのです。雇対法は、完全雇用を目指すものでしようから、その雇対法ができるのは明らかに金の卵というところばが出てくるようになって、労働市場が労働力の過剰から不足に変わってくる時期に出てきたというところに、この符牒を合わしていくといふところに問題があるんじゃないか。局長が言われるのは、職訓法は三十年代にできているのだ、職訓法の概念といふのは、一九三〇年代に、西欧諸国ではそういう議論がされていて、そこで結論が出ているわけです。

ま法改正を職訓法で行なおうとしている。このベルで議論をしなきやならぬ。そういう意味では、明らかにこれは労働者の権利としての職業訓練を先に立てていいことよからぬ。どうかたって、いみじくも第五条第3項に述べられてゐるよう、こういう経済の動向、労働市場の推移、労働力の需給状況なりを第一に前提にするところによつて、この職業訓練といふものをはめ込まなきやならぬということになつてゐるようと思われるのですが、どうかと、こう言つておきます。

がついて十一条で規定したたといふことによりまして、職業訓練制度といふものが雇対法に従属するとか、雇用政策に従属するとか、こういふふうには私は私ども考えません。昭和三十三年以来、今日まで職業訓練法といふものは厳として独立の存在をしてあるわけでござります。それが雇用対策上どのように認められるかどうかといふことは別個に存在しておるし、また今回も職業訓練独自の立場からの訓練法の改正を考えたわけでござります。しかし、考ふる場合に、雇用情勢といふものは、当然、先ほど申し上げましたよろな理由で、考慮に入れるべきものであるというふうに考えておる次第でござります。

○上田哲君 私は、雇対法と職訓法との従属関係だけを重箱のすみを突つついで言つてゐるんじやないのです。そういう従属関係があるのでないかと考ふられるほどに、つまり政府の雇用政策の下請法としての職業訓練法になつてゐるんじやない

も、現行の職業訓練法が成立いたしましたのは、すでに昭和三十三年の話でございまして、雇対法は四十年でございます。職業訓練法というのには、まだ労働力過剰と言われておったところから非常に力を入れまして、その後十年間で、まだ数は不足でござりますけれども、二倍半ぐらいに数はふえておるわけでございます。決して労働力不足になつたから雇対法をつくって、あわくって職業訓練に力を入れたということではございません。しかしながら、われわれいたしましては、職業訓練をさらに向上充実をさせるためには、労働力不足という状態はこれはフルに活用いたしたいと考へております。そういう意味におきまして、今回改正案を提案したわけでございますが、足りない足りないと産業界から言われるから、その御注文に合わせるものを持つくてはめ込もうといふ趣旨ではない、その辺の善意はひとつ御信用をいたさたいと思います。

○上田哲君 これはだめですよ。それが基本的には、そのためには、その辺の雇対法と職業訓練法の制定の日付をじょうずにおっしゃつても説明はつかないと思います。

その結論は何かといえば、私がさつき言った中で、局長は、労働者の権利としての職業訓練を受けるためには、機械が少ないし、建物も古いと言われ、約五万名ということは、その受けける機会は一六%しかないわけですから、これは全くお恥ずかしい話だと言われた。私は武士の情で、数字についてではこれ以上追及いたしませんけれども、内容の問題にしぼっていけば、少なくとも一九三〇年代に、これから技術革新を見通すならば、単能工ではなく多能工でなければだめだという状態になってきて、その多能工をどんどん養成しなきゃならないということのために、いま新たにイギリスであろうが、フランスであろうが、西ドイツであろうが、職業訓練法の大改正をやろうという機運が出てきている。また、実際には、やつている。いまや第二ラウンドですよ。第一ラウンドに戻して議論するんじゃない。いまや第二ラウンドです。一六%ではあるけれども、先進諸国並みに大いに追いつけこうと労働大臣がさつき言われた額からいならば、雇対法は四十一年に金の卵と同じように、時に出てきた。そして西欧諸国と同じように、

て、先はどうぞ覚えの数字を申し上げまし—たけれども、どのくらいの訓練生があるかと申しますと、西ドイツにおきましては、これが最高でありますて、男は八〇%、女は五五%、それからスイスが七〇%、女は五〇%、イギリスにおきましては男が三三%で、男女合計すると二二%、オランダは男女合計して四〇%というのが私どもの調べで訓練を受ける率でござります。そこで、一六名が三〇%になつたぐらいじゃ全然話にならないとうように、先ほどおしかりを受けましたけれども、別に自慢のできる数字とも思えませんけれども、三〇%前後が受けるようになりましたならば、まあまあ後進国並みとおしかりを受けるほどのことでもあるまいというふうに考えるわけでござります。

それから雇対法との関連でございますが、雇用法が四十一年にできましたいきまつにつきましては、そう悪意があつてやつたものではないと私は思いますが、別にいま雇対法のことを申上げる筋合いでないと思いますが、雇対法で、雇用対策上職業訓練も大切であるということに気

いかという問い合わせに対してひとつばかりした——  
そうではなくて、これは労働者の生活、激しい技術革新ですね、これは世界で有数の激しい技術革新の中で、ほうつておけば、そのままスクランプ化してしまうであろう労働力というものをそなえないと、それがもつと本人が自分自身で勉強しながら、学校に行つたということでは、もうこの技術革新に労働者としては対応していけないわけですから、それはもつと個人が自分自身で勉強しなきやいかぬということ、これは個人の責めに帰すべきことではないので、もしこの五条3項にいわれるよう、経済の動向、労働市場の推移等、つまり社会経済環境そのもの問題にされるのであるならば、個人がこういう社会経済環境についていけない部分について、どうやって個人の生活の安定のためにやるべきかということで政策は立てられなきやならぬというのが私どものほうの主張なわけです。ところが、どうもこの法文をながらめているところが順序が逆になつてるのでないか。商業政策上、したがつて、雇用政策上の理由に基づいて職業訓練の型がきまり、内容がきまり、計画

がついて十一條で規定したといたることによります。とか、雇用政策に従属するとか、こういふうにしてあるわけでございます。それが雇用対策上、今まで職業訓練法といふものは嚴として独立の存在としてあるわけでございます。それから、昭和三十三年以来、今日には私ども考えません。個に存在しておるし、また、今回も職業訓練法独自の立場からの訓練法の改正を考えたわけでござります。しかし、考える場合に、雇用情勢といふもの、どうに認められるかどうかということは別で、考慮に入れるべきものであるというふうに考えておる次第でございます。

○上田哲君 私は、雇対法と職訓法との従属関係だけを重箱のすみを突つついで言つてゐるんじがないのです。そういう従属関係があるのではないのです。そういふ従属関係があるのではないかと考えられるほどに、つまり政府の雇用政策の下請法としての職業訓練法になつてゐるんぢやないかといふ問い合わせをしてひとっかりした。そうではなくて、これは労働者の生活、激しい技術革新の中で、ほうつておけば、そのままスクラップ化してしまうであろう労働力といふものをそなえさせないために、少なくとも個人が十年か十五年くらい学校に行つたということでは、もうこの技術革新に労働者としては対応していけないわけですから、それはもつと本人が自分自身で勉強しなきいかぬということ、これは個人の責めに帰すべきことではないので、もしこの五条3項にいわれるよう、経済の動向、労働市場の推移等、つまり社会経済環境そのもの問題にされるのであるならば、個人がこういう社会経済環境についていけない部分について、どうやって個人の生活の安定のためにやるべきかということで政策は立てらるべきなきやならぬというのが私どものほうの主張なりわけです。ところが、どうこの法文をながめてみると、順序が逆になつてゐるのではないか。産業政策上、したがつて、雇用政策上の理由に基づいて職業訓練の型がきまり、内容がきまり、計画

のプロセスが出てくる、こうすることになるので

は逆ではないか。もし、そうであるならば、これは労働省側の、政府側の見解にもかかわらず、われわれとしては、やっぱり労働者の権利としての職業訓練といふものが先に立っているとは認めがたいのではないかということを主張せざるを得ない。こういうふうに言つてはいるわけであります、その辺のところは、ひとつ労働政策の責任者としての大臣から御答弁を願います。

○國務大臣(原健三郎君) 職業訓練を労働者の権利として行なうべきである、こうおっしゃるわけですが、先ほど訓練局長から話がありましたが、権利ということばを使われますと、何と申しますか、こういう職業訓練所の訓練そのものについてどうもはじめてよくな気もいたします。しかしながら、われわれとして、決して雇用政策

上そういうふうにやっているのではなくて、実際に労働者の、ことに若年労働者諸君が技術を習得し、そして技能労働者として進出するように、そういうまた人格の陶冶もそこでやるというような趣旨でやっているのであります。それが主であります。従として雇用政策も何も関係ないことは

かりやる、そんなばかなことはない。労働力ばかりにはつんとやつてはいるのではないのです。それ

はどちらが主かというと、労働者に職業訓練をやるのが主であって、全然ばつんと雇用政策あるいは経済関係も何も考えていない、そんなことはない。それも考えますけれども、従的なものとしてそういうことを考えている、こういうことでござります。

がまんいたしません。

つまり、先ほど来、外國の例などを引いたか

ら、そうなれば御答弁をいただかなければならぬと思うのですけれども、たとえば労働者の権利としての職業訓練ということは、ことばとして

どうもはじめてよくな気もいたします。この辺のところには、どうもはじめてよくな気もいたします。

御答弁でありますけれども、先進諸国といふところでは、どうもはじめてよくな気もいたします。

ことばを使うのも私どもいやだし、皆さんもそれ

こそはじめないでありますから、そういうことばは使わないが、たとえばイギリスなり、スエーデンなり、この辺のところでは十分なじん

でいるのですね、職業訓練といふことが、たとえ

ば全体の労働時間の5%を自己の欲するところに

従つて無償で訓練を受け得るとか、そういうい

う制度がだんだん開花をしているようにな

っておりますが、この辺は、専門家である労働省

から、たとえばスエーデンの例でもけつこうで

す。スエーデンなり、イギリスなりのそういう例

をひとつデータとして御開陳をいただいて、その

上でそういう労働者の権利ということばがはじめ

ないかどうかということを私もここで確認をして

おきたいと思います。

う、非常にユニークな制度を考えております。その功罪につきましては、ヨーロッパでも目下議論されているところであります。どういうふうに聞いております。私どもいたしましては、目下のところ、

職業訓練は労働者の権利であり、かつ、義務であ

るといふにははじめてよくな気もいたします。

これは、私どもがいまそういうことを言い出

しますが、とてもなんじんでくれません。徐々に

そういう事態に、徐々にじやなくて、急速にそ

う実態を備えるような努力をしたいと考えてお

ります。

○上田哲君 たいへんけつこうだと思います。労

働大臣、これははじんでいるのです、外国では。

だからはじまない日本が恥と考へべきであります。

ゼひひとつ労働者の権利として、浅学非才であります。そういうお話をございましたけれども、かなり

なデータが出てまいりました。スエーデンのLO

が結んだ産業訓練に関する労働協約とか、それが

西ドイツの訓練基本法における権利という条項

であります。おきましては、ほとんどこれ

は、原則として全部訓練生として入る。もともと入れない者につきましては、訓練生に準ずるよう

な取り扱いを受けます。そしてその間公の職業

訓練、職業学校に、週一回は事業主の負担で参り

まして、そして事業主だけの訓練によるひすみ

がもしあれば、そこで直されるというようなこと

になつておる。また、イギリスあるいはフランス

がおきましては、訓練税あるいは訓練課徴金とい

う制度もございます。スエーデンあたりは、これ

は労働市場の需給の調節に転職訓練を使うとい

うふうな制度であります。

私はやはり産業革命までさかのぼることが

ないとしても、このイギリスの労使がたどりつい

たこの考え方、この形、これは非常に示唆に富んでいます。

少くとも、私がここで言いたいことは、労働者の側の、先ほどからの権利と

いうことは、労働者の権利と

たらないのは、どういうわけだろうか。

○政府委員(石黒拓爾君) ヨーロッパの職業訓練につきましては、これは、日本の場合のように、いかに政府が法をつくってできたといふようなものではございませんで、御承知のことく、中世のギルド以来の非常に古い伝統を持っている。そのギルドにおける親方と徒弟の双方の代表の協議といふような制度が長い間において自然に生まれてきた。こういう基盤に立ちまして、イギリスの産業訓練委員会というようなものも円滑に運用されてゐるのだろうと思います。私どものほうでは、そういうような基礎はないわけでございます。しかし労使の意見を十分に反映させることが必要であるという点につきましては、全くおっしゃるとおりでございますので、私どもとしては、産業訓練行政の責任は政府にある。しかしながら、その運営に当たつては、基本的な重要な事項はすべて三者構成の職業訓練審議会の御意見を承りつつやるという形におきまして、労使の御意見の反映を行なつておる次第であります。

○上田哲君 審議会が三者構成になっているとわ

れわれは全然理解できない。たとえば公益委員の中にも、明らかに中立性でない——具体的な人選について触ることは、今日は差し控えますけれども、そういう批判が労働者側からある。イギリスでは、ギルド以来、十分な歴史的な経過があつて、したがつて、そういう経過と歴史がないわが国では、それほどの体制がないけれども、四百二十万人を擁する総評以下ナショナルセンターもある。そうした部分も全然ネグレクトされるといふことは、議論をすれば議論せざるを得ない。金の卵ということばは、どこから出でたか別にして、形で基本計画の策定の中に入れるのが至当である。審議会とおっしゃるけれども、審議会の構成自身にも問題がある。これはしばらくおくとして

ならないのは、どういうわけだろうか。職業訓練といふのが必要だからといふので、にわかに政府が法をつくってできたといふようなものではございませんで、御承知のことく、中世のギルド以来の非常に古い伝統を持っている。そのギルドにおける親方と徒弟の双方の代表の協議といふような制度が長い間において自然に生まれてきた。こういう基盤に立ちまして、イギリスの産業訓練委員会といふようなものも円滑に運用されてゐるのだろうと思います。私どものほうでは、そういうような基礎はないわけでございます。しかし労使の意見を十分に反映させることが必要であるという点につきましては、全くおっしゃるとおりでございますので、私どもとしては、産業訓練行政の責任は政府にある。しかしながら、その運営に当たつては、基本的な重要な事項はすべて三者構成の職業訓練審議会の御意見を承りつつやるという形におきまして、労使の御意見の反映を行なつておる次第であります。

○上田哲君 審議会が三者構成になっているとわ  
れわれは全然理解できない。たとえば公益委員の中にも、明らかに中立性でない——具体的な人選について触ることは、今日は差し控えますけれども、そういう批判が労働者側からある。イギリスでは、ギルド以来、十分な歴史的な経過があつて、したがつて、そういう経過と歴史がないわが国では、それほどの体制がないけれども、四百二十万人を擁する総評以下ナショナルセンターもある。そうした部分も全然ネグレクトされるといふことは、議論をすれば議論せざるを得ない。金の卵ということばは、どこから出でたか別にして、形で基本計画の策定の中に入れるのが至当である。審議会とおっしゃるけれども、審議会の構成自身にも問題がある。これはしばらくおくとして

いわけです。審議会の中でいろいろ答申されたような問題は、実はここに出てきたといふなら話はうようやく制度が長い間において自然に生まれてきた。こういう基盤に立ちまして、イギリスの産業訓練委員会といふようなものも円滑に運用されてゐるのだろうと思います。私どものほうでは、そういうような基礎はないわけでございます。しかし労使の意見を十分に反映させることが必要であるという点につきましては、全くおっしゃるとおりでございますので、私どもとしては、産業訓練行政の責任は政府にある。しかしながら、その運営に当たつては、基本的な重要な事項はすべて三者構成の職業訓練審議会の御意見を承りつつやるという形におきまして、労使の御意見の反映を行なつておる次第であります。

○上田哲君 審議会が三者構成になっているとわ  
れわれは全然理解できない。たとえば公益委員の中にも、明らかに中立性でない——具体的な人選について触ることは、今日は差し控えますけれども、そういう批判が労働者側からある。イギリスでは、ギルド以来、十分な歴史的な経過があつて、したがつて、そういう経過と歴史がないわが国では、それほどの体制がないけれども、四百二十万人を擁する総評以下ナショナルセンターもある。そうした部分も全然ネグレクトされるといふことは、議論をすれば議論せざるを得ない。金の卵ということばは、どこから出でたか別にして、形で基本計画の策定の中に入れるのが至当である。審議会とおっしゃるけれども、審議会の構成自身にも問題がある。これはしばらくおくとして

いわけです。審議会の中でいろいろ答申されたような問題は、実はここに出てきたといふなら話はうようやく制度が長い間において自然に生まれてきた。こういう基盤に立ちまして、イギリスの産業訓練委員会といふようなものも円滑に運用されてゐるのだろうと思います。私どものほうでは、そういうような基礎はないわけでございます。しかし労使の意見を十分に反映させることが必要であるという点につきましては、全くおっしゃるとおりでございますので、私どもとしては、産業訓練行政の責任は政府にある。しかしながら、その運営に当たつては、基本的な重要な事項はすべて三者構成の職業訓練審議会の御意見を承りつつやるという形におきまして、労使の御意見の反映を行なつておる次第であります。

○上田哲君 審議会が三者構成になっているとわ  
れわれは全然理解できない。たとえば公益委員の中にも、明らかに中立性でない——具体的な人選について触ることは、今日は差し控えますけれども、そういう批判が労働者側からある。イギリスでは、ギルド以来、十分な歴史的な経過があつて、したがつて、そういう経過と歴史がないわが国では、それほどの体制がないけれども、四百二十万人を擁する総評以下ナショナルセンターもある。そうした部分も全然ネグレクトされるといふことは、議論をすれば議論せざるを得ない。金の卵ということばは、どこから出でたか別にして、形で基本計画の策定の中に入れるのが至当である。審議会とおっしゃるけれども、審議会の構成自身にも問題がある。これはしばらくおくとして

いわけです。審議会の中でいろいろ答申されたような問題は、実はここに出てきたといふなら話はうようやく制度が長い間において自然に生まれてきた。こういう基盤に立ちまして、イギリスの産業訓練委員会といふようなものも円滑に運用されてゐるのだろうと思います。私どものほうでは、そういうような基礎はないわけでございます。しかし労使の意見を十分に反映させることが必要であるという点につきましては、全くおっしゃるとおりでございますので、私どもとしては、産業訓練行政の責任は政府にある。しかしながら、その運営に当たつては、基本的な重要な事項はすべて三者構成の職業訓練審議会の御意見を承りつつやるという形におきまして、労使の御意見の反映を行なつておる次第であります。

○上田哲君 私どもとしては、専訓を廃止して、高

能工の問題、あるいは基本計画策定のあり方について、私どもは、やっぱりどうしてもこの御答弁で満足できない部分を残します。

そこで、二、三の問題について簡単に伺いたい。なお、この段階に至つて、英断をもつてわれわれの意見を入れて再改正をされるかどうかといふ点について、二つ、三つお伺いをするんです。御議論ではないようござりますので、それは申し上げませんが、基本計画につきましては、中央職業訓練審議会の意見を聞くということを法律で保障しております。これは訓練審議会の構成について、多少申し上げたいことがございますが、その御議論ではないようござりますので、それは申し上げませんが、基本計画につきましては、中央職業訓練審議会の意見を聞くということを法律で満足できない部分を残します。

そこで、二、三の問題について簡単に伺いたい。なお、この段階に至つて、英断をもつてわれわれの意見を入れて再改正をされるかどうかといふ点について、二つ、三つお伺いをするんです。御議論ではないようござりますので、それは申し上げませんが、基本計画につきましては、中央職業訓練審議会の意見を聞くということを法律で満足できない部分を残します。

そこで、二、三の問題について簡単に伺いたい。なお、この段階に至つて、英断をもつてわれわれの意見を入れて再改正をされるかどうかといふ点について、二つ、三つお伺いをするんです。御議論ではないようござりますので、それは申し上げませんが、基本計画につきましては、中央職業訓練審議会の意見を聞くということを法律で満足できない部分を残します。

そこで、二、三の問題について簡単に伺いたい。なお、この段階に至つて、英断をもつてわれわれの意見を入れて再改正をされるかどうかといふ点について、二つ、三つお伺いをするんです。御議論ではないようござりますので、それは申し上げませんが、基本計画につきましては、中央職業訓練審議会の意見を聞くということを法律で満足できない部分を残します。

それから次に、職業訓練大学校といふことが想定されるようですが、何か短大といふこととが想定をされ、消えたようですね。短期大学、まあ消えたようですかいいんですが、こういうのがいろいろでき上がつてくることになると、指導員の免許の問題が出てくると思うのです。その

ところでは、かなり強い反論があることも付言をして、時間がありませんから、先に進んでおきりそのまま持つてきて法改正なさるというならと

をやつたら三時間や五時間かかるぐらいに、極端に言えれば、政府の都合の悪い部分はネグレクトさ

れていると言わざるを得ない。全部答申をそつと

もかく、審議会があるのだから、三者の意見はお

のすから三つになって出ているだろうということ

は納得しがたい。だから、その問題について反論するのであれば、今回の改正の中に、いまからでもおそらく三つになって出ているのだから、三者構成の意見を入れられるという点について、いかがですか。

○政府委員(石黒拓爾君) 法案につきまして、御指摘のありました点につきましては、私どものほうは、もう少し申し上げたいことがあります。それは申し上げませんが、基本計画につきましては、中央職業訓練審議会の意見を聞くということを法律で満足できない部分を残します。

そこで、二、三の問題について簡単に伺いたい。なお、この段階に至つて、英断をもつてわれわれの意見を入れて再改正をされるかどうかといふ点について、二つ、三つお伺いをするんです。御議論ではないようござりますので、それは申し上げませんが、基本計画につきましては、中央職業訓練審議会の意見を聞くということを法律で満足できない部分を残します。

そこで、二、三の問題について簡単に伺いたい。なお、この段階に至つて、英断をもつてわれわれの意見を入れて再改正をされるかどうかといふ点について、二つ、三つお伺いをするんです。御議論ではないようござりますので、それは申し上げませんが、基本計画につきましては、中央職業訓練審議会の意見を聞く

廃止されない段階においては、指導員の免許に区別をつけないような、こういう措置を保証していただきたいと思うのですがいかがですか。

○政府委員(石黒拓爾君) 指導員があらゆる科目を全部教えるなければならないというたてまえになつてゐるのは、御指摘のとおりでございまして、これを専門化する必要があるかどうかという問題は別個さいますが、しかし、専訓と高訓で指導員の資格に区別をつけるという考えは毛頭ございません。

○上田哲君 それから職業訓練法人連合会というのができると思うのですが、これは、おやめになつたらいいだらうと思います。これはどういう意図を持たれるかは、またお説明になります。しょうから、その辺の説明は要りませんが、私の見るところ、弊害のみ多いのではないか。つまりプレッシャーグループになるのではないか、こういふものがいろいろと訓練内容に注文つけるといふことになると、またしても、職業訓練というものは何かの傘の下に入つてしまつという心配を持たれるを得ない。私どもの主張としては、この職業訓練法人連合会という膨大な権限を付与されると心配される機構を、この際は、おつくりにならないことを主張するわけなんですが、いかがですか。

○政府委員(石黒拓爾君) 職業訓練法人連合会といふことは、申しあげない話であります。國から補助金もいまのところ予定しておらないところの団体でございまして、プレッシャーグループとしてでも育つてくれれば、これは、われわれとしては、望外みたいなものでございまして、職業訓練法人それ自体は共同訓練を行なう、その連中が集まつてお互いに協力をすると、ということを自主的にやつてくれ、法律をつくつてやるからあとは国主的にやれといふ、國としては、少しまだがつてな法制であると、私のほうは感じておりますが、これが、むじろ弊害を持つ強力な団体になるということは、まず、当分の間あるまいと、私は考えております。

○上田哲君 教育訂正がありましたから、そのことはそれで及ぼいたしませんが、プレッシャーグループといふようなことは、これまで若年労働者は中学を卒業した三十二万人が、これから産業人として生きしていくために、訓練を受ける。その訓練を受ける訓練所に向かつて、プレッシャーグループなんといふのは、いかなる意味であれ、あつていい道理はない。これは社会なり、國なりのそうした力があたたかく庇護していくのが当然でありまして、特殊なプレッシャーグループを想定するがとき御発言というのは、はなはだ誤解を招くことばだと思います。

もう一つ、技能検定の問題でございますが、技能検定協会といふものができる、これはできることがございまして、現在の職種を二百種くらいに分類したいと思っておりますが、これに必要な増員はとてもいまの情勢では認められないだろうと思ひます。いまのようなこういう協会方式にいたしましたので、その点は御了承いただきたいと思います。

それから検定の種類につきましては、これは一段階がいいか、二段階がいいか、三段階がいいか、いろいろ議論のあるところでございまして、職種によりましては一段階でたくさんなものもあり、職種によつては三段階が必要なものもあるかと思います。基本的には現在の一級、二級の検定という体制を保持いたしまして、例外的には一段階どころ、こういう検定といふものは、民間検定協会は、できるだけ民間といいましょうか、法的に規制されてないものを求める立場ではありますけれども、こういう検定といふものは、民間検定協会だといふのが実情だと思いますから、そうであれ

ば、できればひとつこうじうものではないに、民間の検定協会ではなくて、國の手によって検定するといふような制度をつくるつもりはございません。

○上田哲君 つくる気持ちはないということはた

べんけつこうであります。

さて、いろいろお伺いしたいのですが、

時間の制限もありますから、最終的なところに

入つていただきたいのですが、先ほど米、御答

弁の中で財政問題も含めて云々ということばがち

らはら出ましたし、やっぱり財政的な苦しさが考

えとは別に、形を整えられない点がある

だらうと、これは私ども想像いたします。た

だ、まあ労働者の訓練を受ける立場に立つて質問をする、その姿勢で言うならば、これははなはだ

労働省側に鋭く反省を求めるべきだらうと、財政

的見通せる。破綻をしておるのではないかとさ

え思ひ部分もあるわけです。たとえば、冒頭に、こ

の職業訓練法が雇用政策の下請法になつておるん

じやないかと言いましたけれども、別な言い方を

使うならば、今日の総合職業訓練所などは完全な

町工場の下請け機関になつてている。こういう部分

を具体的に指摘をしたいと思います。つまり今日

激しい技術革新にはんとうに役に立つような職業

訓練、技能訓練をしようというのであるならば、

これは並みたいていのお金ではできないわけで

す。本来、先ほどの労働大臣その他の御答弁にあ

るよう、労働者の福祉のために、一生懸命こち

ら側から手を差し伸べて職業訓練をするといふの

ならば、少なくとも、これは無償でなければならぬですね。ところが、實際には月五百円、年額六千円を取つておるという事実がある。ところが、

六千円でもこれは全く足りないのでよ。事實上

平均して大きっぽいにいえば、二万五千円と言わ

ておりますね。この二万五千円と六千円の差をど

うやつて埋めるか、この辺はどうやって埋められ

ているか、ひとつ御説明いただきたいと思いま  
す。

○政府委員(石黒拓爾蔵) 御指摘は、実習経費のことだらうと思いますが、おおむねその程度の金がかかつております。その経費は、実習訓練生から徴します実習負担金と、それから訓練生の実習による作品を売却した実習収益と、それから予算と、この三者でもってまかなつております。

○上田吉昌 営業足進事業團が出してゐる「雇用

促進」というパンフレットがありますね。お読み下さいけれども、この四月号の第十八ページに、米子総合職業訓練所の指導官が日記を寄せてあります。これは全部読むつもりはありませんが、

○政府委員(石黒拓磨君) 職業訓練の仕上げの段階におきましては、現実に現実社会において売れれる製品ができるよう今まで訓練をしなければならないわけでござりますから、実習の成果が収益になること自体は、これはとがめるべきことではございませんが、それが往々にしまして、その収益をあげることのほうが目的で、訓練目的が二の次になるような弊害を生じて いる場合も間々あることは、先生御指摘のとおりでございまして、これは非常に間違ったことであると存じております。今後は、予算措置も十分に講じまして、そういう弊害をすみやかに絶滅いたしたいと考えております。

○上田哲君　ついでにお伺いをいたしますが、中職審が労働省に答申いたしましたこの原案の中には、第十一その他の四として経費の負担等の条項がありましたが、これがそのまま最終的に労働大臣に答申をされているのですが、これがこちらに回ってきていない。これはどういう経過に基づく

○政府委員(石黒拓爾君) 第十一の四でございまして、したか、経費の負担のこととは、たいへん大ざっぱな表現であつたと存じます。「國の経費の負担等に關し所要の規定を設ける」ということで、これが具體化いたしました場合には、負担金の条項とかあるいは補助金の条項とかといふようないろいろな形になるわけでございます。具體化する姿でございましては、一般的な補助金は全部法律に書くことをやめて、負担金のみを書くということにいたしましたわけでございまして、この点につきましては、審議会の御答申と異なることをしたわけではない。ただ、審議会で期待されたよくなたくさんの補助金条項はつけなかつたという点はあるかも知れませんが、違うことをやつたとは考えておりません。

○上哲君 ということは、これは労働大臣にひとつ御確認をいただきたいと思うのですが、端的に言えれば、六千円と二万五千円の差については、原案から審議会、審議会から改正法の上程へとい

う過程のいかんにかかわらず、その差を國の力によつて財政的な努力をしていくと、埋めるため

に。こういう点については、労働大臣も今後御努力をされますね。

ないよう全力をあげて措置いたしたいと、こう思つております。

○上田哲君 労働大臣の御答弁はたいへん今回もたくましいので、ぜひひとつその方向で御努力をいただきたいと思うのですが、同じこの指導員の手記の中に、「試作中の乾燥炉の納品を急いでほしい」と会社より電話、どうにか今日中には仕上りますと返事はしたものの「訓練生宿々が」云々と、これはまあ長くなりますが、からやめますけれども、まるで中小企業の事業主が親会社から催促を受け、て苦しんでいるよな、そしてそれがまたわざ寄せをされ、技能の修得というよりもなにか会社の経営の中で追いまくられている少年を想像させられるような姿を浮きぼりにしているように思いました。これは、わざわざと言いたいのですが、六千円と二万五千円の差を労働者の——同じことばを繰り返しますが、権利としての職業訓練の方向に努力をしようという基本的な方針が欠落をしているところがこういう部分にもあらわれているのだろう、やっぱり雇用法以来、職業訓練法の改正に至る考え方の中に。私は、やはり基本的には原案とを考えを異にするのですけれども、すでに西欧諸国においては、完全な法規範の中で、規定の中で、権利として確認をされているような部分が、なおわが国の今回の改正の中には出ていないというふうにおいて明らかのように、労働者の権利としての社会的な職業訓練が、それ自体の立場において取り上げられていないと思います。これが事業主の、あるいは資本の要求の、使用者の都合による職業訓練ということに堕してしまることは、一つ

には、日本の産業全体の発展のために、いろいろな問題がある。その一つは、職業訓練法その 자체が、政府の雇用政策の單純な下請法となり、あるいは町工場の下請作業の助金も出るけれども、多能工のほうにはそうした点が薄いというような問題も含めて、何か結局は、職業訓練法それ自身が、政府の雇用政策の單純な下請法となり、あるいは町工場の下請作業の中で訓練という名の仕事がなされ、そうして結果的には単能工という、新しい時代の技術革新の進展に即応できない労働力のスクラップ化といふことが進んでいくことのみなるのではないかということを心配をいたします。その心配はただいままでの答弁にもかかわらず、私たちは、完全に払拭されなかつたというふうに思いますので、この原案には基本的に反対の意向を表明せざるを得ません。どうかひとつ、それにもかかわらず、労働大臣なり、政府委員からたいへんにくましく御答弁をいただいた。少年たちに不安をかけないといふように御答弁をいただいた。たとえば訓練を終つた生徒の資格に区分をつけまいとか、あるいは自費負担といふものとなるべくなくしていくよう努力をしようとか、あるいは一六%を二、三年のうちに倍にしてみせるといふことで、いささかも先進諸国に劣つてゐるなどとは言えない。最後には逆襲をされた政府委員の根性を、ぜひひとつ財政当局にきちっととつけていただきたい。その中で、まさに労働政策ここにありと言われるような形ができるだけ早く目の前に見せていただくように、このことを強く要望して私の質問を終わりります。

休憩前に引き続き、職業訓練法案を議題とし、質疑を行ないます。

御質疑のある方の発言を求めます。

○中沢伊登子君 昭和四十三年の国民所得の統計によりますと、わが国の国民総生産は、自由闇諸国の中で第二位になつたようございます。しかし、一人当たりの国民所得は、やつとイタリアを抜いて、いままお二十番目。このように、総生産で驚異的な発展を遂げましたその源泉の一つは、わが国が豊富で素質のすぐれた労働力に恵まれて、いたことにあります。國民所得の国際比較が著しく劣つておる。その原因の一つには、わが国の労働生産性がいまなお、欧米諸国に比べて、かなり低位にあると考えます。教育の普及は

欧米諸国に比べて決して遜色がないように思われますのに、このような事態であるのは、生産の現場で、直接生産に携わる労働者の能力向上のための方策、あるいはまた職場環境が十分ではないのではないか、このように思ひます。こうした観点から、私は、職業訓練、特に次代をになう青少年の職業訓練、また最近の女性の職業訓練に重大な関心を持つております。この点を中心にして、いまから二、三の質問をいたします。

その第一は、青少年に対する職業訓練ですが、今回の職業訓練制度の改正、いわゆる後期中等教育の完成との関係はどうなのですか、初めにそれを伺いたい。

○政府委員(石黒拓爾君) いわゆる後期中等教育の完成につきましては、昭和四十一年に、御承知の中教審から答申がございまして、十五歳以上の青少年に対して「その能力を最高度に發揮させる」

ような「教育訓練を通じて、組織的な教育の機会を提供する。」そのためには「教育の内容および形態は、各個人の適性・能力・進路・環境に適合するとともに、社会的要請を考慮して多様なもの」とすべきであるという答申がございました。

今回御審議をいただいております法案におましても、「労働者の職業生活の全期間を通じて段階的かつ体系的に行なわなければならない。」とい

うことを申しております。それから青少年につきましては、ことに、その個性と適性に応ずるよう

にということを申しております。私ども中教審の答申の立場から申しましても、後期中等教育の非常な重要な柱をなすものであるというふうに考

えておる次第でございます。一応そういうところ

でござります。

○中沢伊登子君 事業主に対して青少年に対する

養成訓練の実施を、先ほど伺っておりますと、いまの段階では努力義務だと、このように伺いましたが、これは努力義務ではなくて、もう義務化すべきではないか、このように思ひますが、いかがですか。

○政府委員(石黒拓爾君) 御指摘の点、私ども、まさにそろそろいたしたいところでございますが、先ほど上田委員の御質問の際にお答えいたしましたように、人數で中卒の一六・四%しか受けている。事業主の数で申しますと、非常にわずかな

状態では、まだそこまではいかない。まず、もう少し省令措置をもつて拡充をして、ある段階に至つて義務づけるというふうに持つていきたいと

思います。

○中沢伊登子君 青少年に対する職業訓練は、個別の企業の思うままに実施をされはならないと考えます。もつと大局的に、幅広いものにしなければならないと考りますが、そのための対策はどう

のようになつておりますか。

○政府委員(石黒拓爾君) 御指摘の点も、まことにござつたと存じます。そこで、私どもとい

たしましては、訓練のカリキュラムであるとかあ

るいは期間、設備等については、國で基準を定

め、その基準を定めるに当たっては、中央職業訓

練審議会の意見を聞いて定める。さらに具体的な

事案につきましては、都道府県知事が事業主を監督

して報告をさせることでござります。

○中沢伊登子君 次に、職業訓練に関するその國

の財源、これは失業保険特別会計に依存して

いるが非常に多くて、職業訓練の振興をかるためには特定の財源を確保する必要があると思うわけ

です。先ほどの上田委員の御質問に対して、原勞

働大臣が予算の獲得には努力すると、このように

申されておられましたが、ぜひそのことが必要で

ありますと同時に、先ほどの御質問の中にもいろいろ

申されておられましたが、ゼひそのことが必要で

あります。事業主の大半を違反者とせざるを得なくなるよう

いました。このような制度を日本にも適用できる

か、できないか、その辺のこと。それから先ほ

ど相当イギリスやフランスの例が引用されておら

れましたが、もし、もう少し補足して外国の制度

が御説明がいただけるのなら聞かせていただきたい。

○中沢伊登子君 先日伺つた話ですけれども、

ある事業所で職業訓練のために講師を雇い、その講

師は高等学校の先生をお願いをいたしました。

一時間に約二千円ぐらいの謝礼を払わなければ

いけない。こういふような話をされておりまして、

とても普通の企業内でやることは、なかなか予算

を獲得していただけるかどうか、この辺の御決意

を伺つ伺いたいと思います。

○政府委員(石黒拓爾君) 外国の制度は、私ども

あまりつまびらかにはいたしておりませんが、

私どもの承知しております限りでは、フランスで

は職業訓練税といふものを制度化しておりまし

て、賃金総額の〇・六%を職業訓練を実施してい

ない事業所から徴収して、職業訓練のため

の財源としている。それから、イギリスでは、職

業訓練賦課金という制度がございまして、賃金総

額の一名ないし二・五%の賦課金を徴収して、こ

れを訓練実施事業所に配るといふようなことを

やつておるそうです。

私どもいたしまして、日本でもこのようない

うができますが、非常に有効であると考えます。

○中沢伊登子君 職業訓練団体や技能検定協会の

公正な運営を確保するためには、使用者だけでは

なくして、学識経験者や労働団体の代表もぜひ参

画をさせねばなりません。

○政府委員(石黒拓爾君) 職業訓練団体と技能検

定協会とは、やや性格を異にするかと存じます

かがですか。

休憩前に引き続き、職業訓練法案を議題とし、質疑を行ないます。

○中沢伊登子君 事業主に対して青少年に対する養成訓練の実施を、先ほど伺つておりますと、いまの段階では努力義務だと、このように伺いましたが、これは努力義務ではなくて、もう義務化すべきではないか、このように思ひますが、いかがですか。

○政府委員(石黒拓爾君) まことにそろそろいたしたいところでございますが、先ほど上田委員の御質問の際にお答えいたしましたように、人數で中卒の一六・四%しか受けている。事業主の数で申しますと、非常にわずかな状態では、まだそこまではいかない。まず、もう少し省令措置をもつて拡充をして、ある段階に至つて義務づけるというふうに持つていきたいと

思います。

員につきましては、国が資格を認定した者に限るというような方法で、できる限りチェックをいたしておりますし、また、ただいま御審議を願つておられる次第でございます。一応そういうところ

ところから賦課金をとらなくちゃならないといふ現象になるわけであります。したがいまして、もし訓練をやつてないとところが例外的であるといふことになります。そこで、そこから賦課金なり、税金あるいはある程度の罰則的な金をとつて、やつてあるといふことになります。

ところに配る。現在は、やつてあるところのほう

がむしろ例外的といふほど少のうございまして、やむを得ず、これに予算をもつて奨励金を与えるといふような措置、裏返した制度でございます。

○中沢伊登子君 次に、職業訓練に関するその国

の財源、これは失業保険特別会計に依存しているが非常に多くて、職業訓練の振興をかるためには特定の財源を確保する必要があると思うわけ

です。先ほどの上田委員の御質問に対して、原労

働大臣が予算の獲得には努力すると、このように

申されておられましたが、ぜひそのことが必要で

ありますと同時に、先ほどの御質問の中にもいろいろ

申されておられましたが、ゼひそのことが必要で

あります。事業主の大半を違反者とせざるを得なくなるよう

いました。このような制度を日本にも適用できる

か、できないか、その辺のこと。それから先ほ

ど相当イギリスやフランスの例が引用されておら

れましたが、もし、もう少し補足して外国の制度

が御説明がいただけるのなら聞かせていただきたい。

○中沢伊登子君 先日伺つた話ですけれども、

ある事業所で職業訓練のために講師を雇い、その講

師は高等学校の先生をお願いをいたしました。

一時間に約二千円ぐらいの謝礼を払わなければ

いけない。こういふような話をされておりまして、

とても普通の企業内でやることは、なかなか予算

を獲得していただけるかどうか、この辺の御決意

を伺つ伺いたいと思います。

○政府委員(石黒拓爾君) 外国の制度は、私ども

あまりつまびらかにはいたしておりませんが、

私どもの承知しております限りでは、フランスで

は職業訓練税といふものを制度化しておりまし

て、賃金総額の〇・六%を職業訓練を実施してい

ない事業所から徴収して、職業訓練のため

の財源としている。それから、イギリスでは、職

業訓練賦課金という制度がございまして、賃金総

額の一名ないし二・五%の賦課金を徴収して、こ

れを訓練実施事業所に配るといふようなことを

やつておるそうです。

私どもいたしまして、日本でもこのようない

うができますが、非常に有効であると考えます。

○中沢伊登子君 職業訓練団体と技能検定協会の

公正な運営を確保するためには、使用者だけでは

なくして、学識経験者や労働団体の代表もぜひ参

画をさせねばなりません。

○政府委員(石黒拓爾君) 職業訓練団体と技能検

定協会とは、やや性格を異にするかと存じます

かがですか。

が、職業訓練団体は、これは個々の事業主あるいは共同職業訓練をする事業主、あるいは労働組合で職業訓練を行なうものといったものが職業訓練法人となりまして、これが集まつて連合会、中央会をつくるわけでございます。この会員の意思といふものが適切に反映されることによりまして民

主的な運営が確保されるものと存じます。

技能検定協会につきましては、おつしやるようになりますので、会員といふ制度でござりますけれども、しかし、会員の自発性といふものはかなり弱いものでござりますので、從来とも労働省に關係する団体、参与とか運営協議会とかというような制度をいろいろ考えておりましたのですが、この検定協会につきましては、そういった労使の意見の反映するような制度を何らか考えたいと思っております。

○中沢伊登子君 それでは、次には女子に対する職業訓練について御質問申し上げます。

最近、女子の労働力は非常に高く評価され、また、雇用も増大しておりますし、事実、働く婦人の数はウナギ登りにあえております。このよくな情勢の中で、女子に対する職業訓練を拡充強化する必要があると考えますが、そのための対策はどうのになつておりますか。また、改正案では再訓練、転職訓練がうたわれておりますが、女子にも養成訓練を取り入れる必要はありませんでしょうか。

○政府委員(石黒拓爾君) 具体的なことは、婦人少年局長から申し上げると思いますが、女子の能力開発、活用が非常に重要であることは御指摘のとおりでございまして、現在公共職業訓練における女子の比率は、昭和四十三年四月に一三・六%でございます。この比率を一般的にもっと高めたいために、それから女子専門の職業訓練施設がございますが、この訓練所では洋裁とかあるのは製図であるとか、あるいはタイピストであるとかいろいろな仕事が多うございますが、このころは接そ他一般工業的職種にも女子が進出してきております。こういうことで、そういう職種の訓練所にも女子

が入れるようになつたらしい。これがいろいろ設備

やなんかの関係もありましてむずかしい問題でござりますが、検討いたしたいと考えております。

○政府委員(高橋辰子君) ただいま訓練局長から一般的な公共職業訓練における女子の扱いについてお答え申し上げました。特に私、婦人少年局の

関係では、特に女子、それも中高年の女子を対象

といつしまして、ややきめのこまかの訓練事業を行なっております。その一つは、家事サービス職

訓練でございまして、これは全国に八ヵ所に特別な訓練所を設けまして、そこで女子にいわば適合いたしました家事作業につきましての専門的な訓練を行なつております。そこで、この訓練所を

終了した者は、主として工場や会社のまかない婦

であるとかあるいは寮母であるとか、病院の看護

補助であるとかあるいは個人家庭の家事使用人と

いったよな家事的職業に従事いたしているわけ

でござります。その八ヵ所における訓練のほかに、

特に最近は主要な府県におきまして、短期職業講習を婦人少年室が主催して行なつております。こ

れは、特に中高年婦人が新たに職場に出るとい

うような際あるいは長い間職場から離れておりまし

た婦人が就職する際に、その職場適応を高めると

いうふうなことをねらいとした、また新たに中高

年婦人にふさわしい職業を開拓するということを

あわせて目標といたしまして行なつているのでござります。それで二週間程度の短い期間でござ

ます。その八ヵ所における訓練のほかに、

あわせて目標といたしまして行なつているのでござります。それで二週間程度の短い期間でござ

ます。その八ヵ所における訓練のほかに、

あわせて目標といたしまして行なつているのでござります。それで二週間程度の短い期間でござ

ます。いわゆるパートタイマーといふのも、いろ

いろ段階があつて、三時間働く人やら、あるいは

普通の労働者のように入時間働いている人やら、は、つい最近でございますので、一般的には大体

いろいろな段階が最近あるわけですねけれども、そ

のパートタイマーのやつぱり一時間の平均賃金と

いうものをひとつ伺わしていただきたいと思いま

す。

○政府委員(高橋辰子君) 最初のお尋ねは、家事

サービス職業訓練所の修了者の労働条件であるか

と思いますが、これは、やはり職種あるいは地域

データによりますと、最高のものが四万五千円と

いう賃金で就職いたしております。最低は一万三千円ということになつております。それから、な

お、いまお触れになりましたホームヘルパーでござりますが、ホームヘルパーも、この家事サービ

ス職業訓練所で養成いたしておりますが、ホーム

ヘルパーのほうは、やや賃金の格差が少なくて、

大体三万円前後といったところでござります。

また、第二のお尋ねは、パートタイマーに関する

こととございましたが、パートタイマーにつきましては、非常にその実態の把握がむずかしいの

でござりますが、お尋ねの賃金につきましては、これも地域や職種で非常に差異がございまして、いわゆる平均賃金といふような数字は出にくいの

でござりますが、私どもで把握いたしましたところでは、たとえば一時間の賃金につきまして、職

種による格差が非常に大きいといふことの例でござりますが、専門的、技術的、管理的職業といつ

たところにお働きの方の場合は百八十四円という

ように出ております。また、反面、技能工、生産

工程作業者、これは工場で組み立て作業等を行なつております、いわゆる単純労働に従事してお

りますが、この場合は七十四円といふような数字が出ておりまして、かなり幅がござります。

○中沢伊登子君 いまいろいろな賃金の格差がよ

くわかりましたが、女子が、そういうふうな職場で働く前に訓練を受ける、その訓練を受ける場合に女子用の設備を必ずする必要があると思いま

す。それは、女子が相当大量に進出し出したの

は、つい最近でございますので、一般的には大体

男子のほうは、何というのですか、設備がわりあ

いに行き届いているけれども、女子用のたとえば

更衣室とか、洗面所とか、お化粧室とか、そういうものをひとつ伺わしていただきたいと思いま

す。

また、同時に、私、まだ訓練所を——きょうま

でに見て来るはですでにたけれども、それを見に行

きましたが、この前の藤原委員や、大橋委員の御質問から想像いたしましたと、一般的に、訓

練施設といふものは相当老朽している。その辺の

ことも少し近代化をする必要があるのでない

か。

この二点について、お答え願いたいと思いま

す。

○政府委員(石黒拓爾君) 職業訓練所に女子用の

施設を整備する必要というの、御指摘のとおりでござります。

どうやら職種で女子が進出してくる

かといふのが、なかなか予測しがたいわけでござります。どうやら職種で女子が進出してくる

かといふのが、あらかじめ施設を整備して、女子訓

練生を募集するといふのもやりにくいわけでござります。

それから訓練所の施設の老朽化といふ点につき

まして、いまのところはなはだそれは不十分

でござりますが、今後は鋭意研究いたしまして、

そのような方向に進みたいと考えております。

この二点について、お答え願いたいと思いま

す。

○政府委員(石黒拓爾君) 最後に、身体障害者の職業訓練

所について、どのようになつておりますか、御説

明いただきたいと思います。

施設は、昭和四十四年度で全国十一ヵ所ございました。これは全国をブロックに細分いたしまして、その各ブロックに一ヵ所という方針で整備をいたしているわけでございます。身体障害者につきましても、その残存労働能力を十分に活用できるような訓練をするということは、これは単に労働力活用の面だけじゃなくて、身体障害者が真に幸福な生活をするためには、やはりみずから働いて、それによって世間に貢献し、その報酬として賃金をもららうという、生活に張りを与える上に非常に必要じゃないかと、銳意努力をいたしておりますところでございまして、現在までのところ、身体障害者職業訓練所の卒業生は、ほとんど全部が就職できるという状態でございますが、なお、まだ、たとえば重度障害者についての訓練施設が非常に足りない点がございまして、日下、労働省部内におきまして、身体障害者の総合対策も検討中でござります。これは量もございますけれども、その質の改善、内容の充実、改善ということにつきまして、一そく努力すべき余地があるようになりますか。

○政府委員(石黒拓爾君) 訓練手当は、

これは地域により若干の差がございますが、平均いたしますと、月額二万一千四百五十円が訓練手当でございます。そのほかに、家族と別居して寄宿しておる者には寄宿手当が出まして、これは五千六百円でございます。したがつて、寄宿手当受給者は二万七千円ほどの手当を受けておるということに相なっております。

○中沢伊登子君

そうすると、いま身体障害者で訓練を受けている数あるいはいままで訓練を受けた数、大体どれくらいござりますか。

○政府委員(石黒拓爾君) 身体障害者の職業訓練所で訓練を受けております者の数は、一年間に千六百八十名でございます。累計の数は、いまは省かせていただきたいと思います。

○中沢伊登子君 私ども、労働省のほうの身体障害者の職業訓練所というものをまだ実は見たことがないわけですから、厚生省のほうでやつておりますね、身体障害者の授産施設。こういうのでも、相当利益を上げてある施設をほうぼうで見てまいっております。これを労働省と一緒にするわけにはいかないものでございますか。

○政府委員(石黒拓爾君) 厚生省の更生指導所でございますが、あれはいわゆるリハビリテーションを目的としたもので、OT的な療法と、それから職業訓練的なこともやつておられます。むしろベッドにいるときからリハビ

リテーションをやって、そうしてその適性に従つて直ちに社会復帰できる人もいるし、それからPTからOTの訓練を経て訓練所に入る者もいる

し、また労災保険でやつておりますようなシェル

カード・ワークショップと申しますか、特別の工場を国で建てて、そこで働くさせてやるといふのが必要な重度障害者、それから障害の部位、等級

別にいろいろ異なる対策が必要じゃないか。い

まあののは中度と申しますか、中くらいな軽い障

害者に対する訓練ばかりやっておるわけでございまます。その辺大いに反省いたしまして、労働省全

体として、もっと身体障害者全体をひっくるめる

ような総合的な身障対策が必要であるといふふうに目下銳意検討しております。

まして、もう少し実情に即したお答えができるようになると存じます。

○中沢伊登子君 いずれにいたしましても、産業が高度に発展をしていきますし、いろいろ技術は進歩してまいりますので、この職業訓練といふことについては、相当力を入れてりっぱなものにしていくいただきたい、このように要望をいたしまして、私の質問を終ります。

○小野明君 大臣がすぐ出られるようですがけれども、最初に大臣にお尋ねをいたしておきたいと思

います。

最近、労働省が労働白書を発表されまして、閣議で了承をされておるようあります。これを読

みますといふと、心配になります点が二つほどあ

るわけです。一つは、最近の労働経済を分析して

おる中で、所得政策を導入するかのようだ、必然

的に導き出されてくるような書き方をしておる部

合うのはおかしいわけだと思います。ところが、現

実に身体障害者職業訓練所に入所希望する者の競

争率は、一般的の訓練所は一・七倍の競争率でござ

います。それで、午前中にずいぶん確かめられていましたけれども、や

はり労働力の産業間あるいは職業間、あるいは地

域間の流動化というものを強力に進める必要があ

る、こういう結論づけがなされているように思

います。それで、午前中にずいぶん確かめられていましたけれども、再度大臣からこの二点

について一体そういう心配はないのかあるのか、

そういう方向を指向しているのかどうか、お尋ね

しておきたいと思います。

○國務大臣(原健三郎君) 所得政策という定義に

あるのですが、日本でいろいろ皆さん方が御心

配されているような意味の所得政策はやる考えはございません。ここにはっきりお答え申し上げて

おきます。

それから、第二の労働力の流動化をはかる必要

があるということですが、これはもう労働力が不足してくる一方でござりますが、商業、サービス

業などの低生産部門では一種の過剰就業が存在して

おります。でありますから、労働力の産業間、職業間、地域間の移動を円滑に進める条件を整備

する必要があるうと存じて、銳意これを進めてま

りたいと思っております。この場合、移動を希望する労働者に対し、その意思と適性を尊重し

て移動を円滑にはからうとする過程で労働者をその意思に反して動かそう、そういうものでないこ

とは言うまでもございません。また、その一つとして、この前も申し上げました上石神井に労働市

センター本部との間を電波でつないで、電送装置

によつて求職者と求人者がことしの十月ごろから

二十分間ぐらいで直ちに結合する、そういういわ

ゆる適合する者があるかないか、なければならない

度のところが食い違い、その条件が一つだけ足る

とか、足らぬとかいうのが二十分以内に申し込ん

だ職業安定所に返事がくる。こういうシステムをやる、いわゆるリアルタイムシステムというので、これは将来数年間のうちに全国ネットで、電波でつないでやるというので画期的なものでござりますので、皆さん方もこらん願いたい。もちろんアメリカ、ソ連、イギリス、最近西独等からこれを視察にきておりまして、ほうぼうでこれ参考にしてやることをいろいろなござります。ですが、これも一例にならうかと思つております。

○小野明君 これは念押しみたいなことになつてしまふわけですから、先ほど午前中の石黒局長の御答弁の中に、こういうところがあります。産業界の要求に合わせて職業訓練をやるべきではない、きわめて明確に言い切られておるのであります。その辺が衆議院でもあるいは午前中の委員会でも、いろいろこの点については議論になつてゐるようでありますけれども、どうもそういう疑いといいますか、はたして局長がほんとうのことと言つておられるのだろうか、どうだろうか、こういう気持ちがするのであります。というのは、この職訓法自体を見ますと、なかなかそういうふうな体制になつておらぬ。むしろ雇用情勢といふものが非常に先行いたしております。それに対応する施策、こういう感じが強いのであります。この法律自体の姿を見ましても、法人税あるいは所得税、地方税、こういうものの全般に改正を行なつてゐるのであります。いわば、ことはは悪いですけれども、戦前の國家総動員法的な感じがしてならないのであります。憲法にも、職業選択の自由あるいは国民が勤労の権利を有するとある。この勤労の権利というのは、請求権ではないということは、これはもう自明のことでありますけれども、そういう基本的な人権の項がある。そこで、いま大臣が宣言をされておるのでありますが、やはり全職業生活のそれを通じて労働者にそういう機会あるいは労働者の自由な意思を尊重していく、いわば権利を尊重していくという職業訓練についてもあわなければならぬと思うのであります。再度その辺について、若干の疑義がありますが

○政府委員(石黒拓爾君) お尋ねの件につきましては、現行の職業訓練法におきましては、その第一条で「工業その他の産業に必要な技能労働者を養成し」もつて、「云々といふふうにござります。現行法では、どうも産業の需要に応ずることが目的じやないかという疑いを抱くおそれがある。しかし、御審議を願っております新しい法案におきましては、「職業人として有為な労働者を養成し」というふうに改めまして、「工業その他の産業に必要な技能労働者を養成し」という表現をやめたわけであります。それからまた、第三条におきましては、「労働者の職業生活の全期間を通じて段階的かつ体系的に行なわれなければならない。」、ちょうど先生の御指摘にございましたよな趣旨をあげております。法律に書きましても、そのとおり役人が実行しなきゃ何にもならないとおっしゃられれば、それはそうなんだとございます。私どもは、法律を忠実に守るのが役人の使命であると考えておりますし、法律にこれだけはつきり出しておりますれば、先生の疑問とされるような御心配はないんじやなかろかと、われわれとしては考えておる次第であります。

○小野明君 下下、若干小さい問題になるかと思ひますが、質問をしてみたいと思います。

読みまして一つ疑問に思いますのは、これは局长にお尋ねをしたいのですが、一般職業訓練所というのを専修職業訓練校、こうしたことばに変えているわけですね。一般と専修との問題を言つておるわけじゃない。「所」と「校」の違いを言つておるわけです。これは「所」であってもいいではないのか。あるいは「校」でなくてはならないという理由がやはりそこにはありません。ことばは小さいですが、されども、変えられましたね。一応法律の逐条説明を読みますと、その辺のところはないのですが、これはどういう御意図なんですか。

○政府委員(石黒拓爾君) 実は、従来の職業訓練所といふ名称を何か改めたいという希望が非常に強らございました。これは昔職業補習所と申しま

仕事をやっておりました。それがだんだん発展いたしまして今日の訓練所になつたわけでございまが、どうも訓練所といふ名前では、そういう補導所時代の何か消極的なイメージが残つておる。そこで、この名前をこの際変えて、訓練所全体のイメージアップをいたしたいという希望が非常に強めでございまして、変えるについてこれを何とするか、訓練所のままにするかあるいは訓練学校にするか、技能学校にするか、いろいろな説がございまして、これはなかなかきめ手もないのですがございますが、しかし、学校という名前を出すのは、非常にまざらわしくなることもあり、「校」という名前は、辞書を引きますと、師弟を教育するところと書いてある。職業訓練というのは、そういう一種の教育訓練機関、訓練校とするあたりがいいであろうと考えまして、幸いにして、審議会でも御了承を得たといひきさつでござります。

○小野明君　これは、職業訓練、文部省流に言うと技能教育施設というようなことを言つておられるようですがれども、文部省とも御協議をなさつてこの問題を進めてこられたと思うのです。学校教育法自体がかなり大幅な改正を逐次重ねてきております縦縛から見ますと、そういうことなんですね。そこでいまの「所」を「校」に変えたというふうと、何といいますか、まあ私はたいしたことはないと思うのです。そういう看板と中身といつわりがあつたのじやたいへんですからね。せつかく「校」とされたなら、中身はすつと充実したものにしていただきたいと思つてます。思ひ出しますが、文部省といふいろいろな協議をされてきましたが、中身はすつと充実したものにしていただかなければなりませんが、これは余談になりますが、文部省といふいろいろな協議をされてきましたが、そのおもな点をひとつ列挙をしていただきたいと思います。

○政府委員(石黒拓爾君)　職業訓練は、申しますでなく、学校教育と非常にいろいろな関係がござりますので、文部省と御相談することが非常に多いわけでございますが、訓練所を訓練校と改めるということにつきましては、これは文部省として

は、学校という名前を使わなければ困ると、「校」という名前を使うことは、あまり文部省としてうれしいわけではないけれども、絶対困ることも言えないとよさという趣旨で御了承をいたしましただけでございまして、あまりそこにややこしい筋合いはなかつたと存じます。

○小野明君 ちょっと、はなはだすみませんが、いま前段を聞き落した。「校」のところは聞いておつたのです。前段の職業訓練、いわゆる文部省流に言えば技能教育施設、こういったものについて文部省はどういった打ち合わせをされてきておるのか。大きな改正が年次によつてされておりますからね。そういう打ち合わせの経過といふものを御説明をいただきたかったのです。

○政府委員(石黒拓爾君) 文部省とは非常にしばしば、これは事柄の性質上、打ち合わせがあるわけでございますが、常時協議する機関といたしましては、中央職業訓練審議会に特別委員として文部省の方に入つていただいております。それから、文部省の産業教育審議会には労働省側がやはり特別委員として入つておるということで、両方が意思疎通がはかられるようなシステムに相なつております。そのほか、文部省と打ち合わせしたということはたくさんござります。たとえば、大きいのは、高校の課程の相互融通と申しますか、そんな点とか、いろいろ打ち合わせがございますけれども、大筋はそういうことでござります。

○小野明君 あとのほうに説明をされた課程の融通というのが非常に大事なところなんです。――文部省見えておりますか。

○理事(大橋和孝君) らよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(大橋和孝君) 速記を起こして。

御質疑のある方の発言を求めます。

席

【理事 大橋和孝君退席、理事 上林繁次郎君着

○大橋和孝君 それでは、大臣がおられぬ間ではどういふのが悪いので、大臣が必要なんですが、あとから足りない部分は大臣のほうにもお話ししていただこうことにしまして、私、本日は徳島本土連絡運輸株式会社、森本博始という人が取締役社長であります。この会社の問題に対しまして、非常にトラブルが大きく起きておるようでございますので、これにつきまして、ちょっとお尋ねをしたいと思いますが、この会社の問題に対しまして、非常にト

ラブルが大きくなりたいと思ひます。御調査の結果をちょっと御報告願いたいと思います。

○説明員(大塚達一君) この徳島本土連絡運輸の争議に關しまして、私どものほうで聞いておりますが、どのように大体把握をして知つておるか。初めその報告を承つて、逐次質疑に入りたいと思いますが、御調査の結果をちょっと御報告願いたい

問題が起つておりますのを、労働省のほうでは、どういふなことがわからぬか、どういふなことを理由に、団交を拒否したと

うふうに聞いております。その後、組合が五月の十九日及び二十日に指名ストといらごとで、十九日には運行中の貨物自動車六台、二十日は一日九台に対しても指名ストを行なつております。会社は、その際に、指名ストによつて車両が行くえ不明になつたということで、警察に捜索願いを出しておりますが、また、同時に、この車両がわからなくなつたからといふことで、トラックが戻るまでは団交に応じないということで、断固団交拒否をしたわけございます。

それから、五月の二十一日に、組合側がその会社側の団交拒否を、地労委に対しまして、不当労働行為として救済申し立てを行なつております。と同時に、二十四日以降、さらに断続的にストライキを実施しておるわけでございます。

地労委におきましては、不当労働行為の審査の過程で、会社側は、その後、団交応諾の態度をとつておりますが、五月三十一日以降団交が行なわれたわけでございますが、その後、関西トラック協会の顧問の人が仲介に入りまして、國交が進展いたしました。六月六日には、組合長の解雇撤回、賃上げは五千円、夏期手当は一人七万円、解決金二百四十万円といふ条件で労使は合意に達しかけたといふ状態に至つたわけですが、五月七日に、地方労働委員会に対しまして不當労働行為として救済の申し立てを行なうと同時に、この問題について、当初加盟しております一般同盟の態度を不満いたしました。五月の十三日に全港湾に加盟いたしております。

その二日後、五月十五日組合が組合長の解雇撤回あるいは不当労働行為の撤回、それに通勤費支

給あるいは労働協約の締結といふような要求を提出いたしまして、十五日に会社に対して団交を申し入れたわけでございますが、会社側は、この二日前に、組合がいわば上部組織を変えております

關係もございまして、その上部団体にどれだけ加盟しておるのかといふようなことがわからぬか

らというようなことを理由に、団交を拒否したと

いうふうに聞いております。その後、組合が五月の十九日及び二十日に指名ストといらごとで、十九日には運行中の貨物自動車六台、二十日は一日九台に対しても指名ストを行なつております。会社は、その際に、指名ストによつて車両が行くえ不明になつたといふことで、断固団交拒否をしたわけございます。

それから、五月の二十一日に、組合側がその会社側の団交拒否を、地労委に対しまして、不当労働行為として救済申し立てを行なつております。と同時に、二十四日以降、さらに断続的にストライキを実施しておるわけでございます。

地労委におきましては、不当労働行為の審査の過程で、会社側は、その後、団交応諾の態度をとつておりますが、五月三十一日以降団交が行なわれたわけでございますが、その後、関西トラック協会の顧問の人が仲介に入りまして、國交が進展いたしました。六月六日には、組合長の解雇撤回、賃上げは五千円、夏期手当は一人七万円、解決金二百四十万円といふ条件で労使は合意に達しかけたといふ状態に至つたわけですが、五月七日に、地方労働委員会に対しまして不當労働行為として救済の申し立てを行なうと同時に、この問題について、当初加盟しております一般同盟の態度を不満いたしました。五月の十三日に全港湾に加盟いたしております。

その二日後、五月十五日組合が組合長の解雇撤回あるいは不当労働行為の撤回、それに通勤費支

宅を、五月二十七日に、威力業務妨害の疑いで捜索をいたしました。さらに、六月の十一日には、組員二人をトラック隠匿の疑いで逮捕したといふことがあります。その後、六月二十日に組合員は釈放されたといふように聞いております。

なお、地労委は、その後、不当労働行為の審理を進めておるわけでございますが、同時に、早期解決のための事情聴取も行なつております。

月の五日、七日に、さらに事情聴取を予定しておるというような状況を聞いておるものでございます。

大体概略こんなことです。

○大橋和孝君 概略を承わつたのでありますけれども、この会社はですね、問題点を少しあげてみますと、いままで組合のなかつたせいもありま

しょうけれども、休日がない。正月、それからまた、あそこは阿波踊りがあるそうでございますが、それにかけて数日、四、五日やつと願いを出

して休むくらいでもつて、あとは全部就労しておる。このように、非常に労働の条件は悪い状態で

ここはやられておる。また、時間外の労働に対しましても割り増し金が支払われていない。特に、年次休暇の有給休暇なんかは全然与えておらない

い。

【理事 上林繁次郎君退席、委員長着席】

これは請求がないから与えてないのだといふお話をださうでありますけれども、もういままでそ

うもののもらえないものであるからして、組合員は案外あきらめざるを得ないといふようなところに追い込まれておるという、非常に何と申しますが決裂するような事態に至つております。

その周辺五月十九日の先ほど申し上げました指

名ストに因連いたしまして、トラックが行くえ不

明になつたといふことで、警察に捜索願いを出し

たようなことと関連いたしまして、徳島西警察署

が全港湾の沿岸南支那事務所及び林副組合長の自

の日の朝八時には、今度は近いところの自動車の運転をしなければならない。一日に四時間くらいしか寝てないといふよう、まあ言ふならば、わかれが想像できないような悪条件で使われてき

たわけであります。こういふような実態は、私は

聞いて非常に驚いたのでありますけれども、こういふような報告は受けておるのかどうか。それからまた、一昨年ですか、二・九通達といふのが

あって、トンボ返し運転が日常行なわれておる。この問題なんか、自動車に従事する運転手、助手としては非常に危険な状態で、こういうことをやつておるために、いまごろの交通事故も非常に多くなるのではないか。十分に休む時間もないから、睡眠不足のまま自動車を運行してあるくとも

いろいろそういう事情でもつて、今までの状態を考えてみると、そのフリに乗れないため

にコースをかうつて来て、他のフェリーボートに乗らなければならぬ状態もしょっちゅうある。

こういふことでありますからして、やはり一定の道路を走らなければならぬというルールも、今後これからあと質問の中にも出てきますけれども、そういうことを守らないから、会社の規則を守つていらないといふので首切りの対象にしてい

るようでありますけれども、これは、言ふなら

は、この会社のむしろ慣行みたいになつておる。

非常に無理な運行をさせているために、フェリーポートの関係もつて、その指定された運行路を

変えなければならぬ場合もあるし、あるいはまた、時間的にも、そういう無理なことをやつて

いるから、ちょいちょい遅刻したりすることも問題にされている。二時間おくれたからといって、首

になつているわけです。即日解雇されておる例が

ある。そういうことは、いまの会社の実態を先に

聞いておかないとそれがかみ合わないわけであります、実態はそういうことであつて、非常に過酷な条件で労働者を使い、しかも無理をして行き当たりばつたりの運行をさしてはいるために、フリポートに乗るためには、やむなく道を変えなければならぬ。また、同時に、今までのしきたりとして、たとえば助手席には、この徳島から出ておるところの名古屋詰めの人とか、あるいは大阪詰めの人なんか、行き帰りには非常に不便なところなんです。やはりそれを利用して、助手席に何かの用があつて連絡で帰る場合、これは乗せるのが一つのルールである。ところが、これもまたあとで問題にしますが、その助手席に女を乗せたとか乗せないとか、これが首切りの対象になる。こういうようなことで、会社の実態がそういうふうな悪条件で押しつけておきながら、それをあとで問題にするというふうな形であつてはならぬと思うのですが、こういう会社の実態ということに対しでは、労働者のほうでは、ある程度把握されておるのかどうか、ちょっとお尋ねします。

うので、先ほど御説明にありましたように、こでは、いつでしたが、三月に入りましたして組合をつくった。しかも、これは同系の組合に入つていろいろやられたわけでありますけれども、それがどうもまだ十分うまくいかなといふので、今度は全港湾に入った。そういううちにこの経験があつたわけでありますけれども、その間に、何度も、組合ができた当時からいろいろ組合を申し入れて、いるわけであります。その組合の申し入れをすることなんかも、非常にそのたびごとに拒否をされて、なかなか組合がうまくいっていない。こういうようなことでは、組合をつくつても、組合の人たちも活動がしにくいわけでありますからして、いま言つたようなく、に、これはもうどうしてもだめだから、上部団体を所属を変えたように聞いておるわけであります、そういう経過の中で、いろいろ続けてまいりまして、五月中はずつと組合を続けて要求しながら、組合がいられでこなかつたのであります。

その中で、特に問題になりますのは、この会社は、言うならば、他のそういう運輸会社に比較いたしまして、その辺の地元の同じような種類の企業と比べますと、賃金においては一円ないし二万円も低いわけでありますね。そういう低賃金に追い込まれておつたわけでありますからして、組合としては、ベースアップを要求し、同時に、また、福利厚生施設も何にもありませんので、たとえば仮眠所をつくつてほしいとか、あるいはまた宿泊ができるようにしてほしいとか、いろいろな福利施設がなければ、いまのようなんがないでありますから、睡眠不足で事故のもとになるというのを、言うならば、非常に欠くべからざるところのさきやかな要求をしながら組合を申し入れて、あります。こういうことに對して、非常に取り組みがなされておらなかつた。そういうことで、今年の春闘に際しましても、他の一般の会社は、相当ベースアップの額はいいぐらにいっておりますし、しかも、あまりトラブ

徵もあるのに、なぜ、この組合だけがこのように非常な苦しい状態に追い込まれているのか、また國交もろくにされないかということで、組合としては、当然の権利でいろいろ要求をしたと思うのだからして、つい先ほどからお話をなりましたよと、文書でもってその國交の要求もされる同時に、車両番号を明記をして、実は八時ごろからしたようでございますけれども、実際持つていく時間の関係上、十一時からストライキに入るという宣言をした。まあ、そこに二時間ほど余裕があるようでありますけれども、その時間は持つていく時間で言いあらわしかたが、二時間おくれておったといふような、非常な良心的な立場で、車両番号もそれから荷物のある場所を全部通告をいたしまして、しかも、その件についての連絡は、日のうちはやはり沿岸南支部の組合事務所、夜であればその南支部の副委員長の林という人の自宅の電話番号をちゃんと明記をして、そこへ連絡をしてくれと、こう言つているわけでありますね。だから、これは國交もしないような不当労働行為をやつしているときに、組合がストを決行するのは、当然の権利であり、スト権をそこで発動するのは、当然で、やむを得ない状態であるうと思います。同時に、また、そうしたことと、用件はちゃんと明記をしてある。別に隠匿も何にもしてあるわけじゃない。こういうこところにちゃんと車を置いてござりますと、こう言つて通達をして、それの連絡はどこどこへしてくれといふことを言つてあつた。こういうことであれば、当然やるべき手段がここで行なわれておつたといふふうだ、私は思ひわけであります。その辺はどういうふうに把握をいたしておられますか。その点をちょっと

○説明員(大塚達一君) 実は、先生のいまおつしやいました指名ストの際に、当該指名ストの対象になりました車両について、どう処理したかといふ点は、労使の間で言い分に多少食い違いがあるようでございます。と申しますのは、組合の言い分といったましましては、いま先生のおつしやいましたような、その組合の指名スト突入の際に、キーは持つておったけれども、トランクの所在は会社側に通知してあるので、それを隠匿してあつたのでも何でもないといふ言い方をしておるわけあります。が、同時に、会社の側では、そういう連絡を受けておらぬと、いふ言い方をいたしております。で、車両が行くと不明になつたので、トランクが戻つて来るまでは因交ができるないというようなことを因交拒否の理由にその後いたしておるというような関係で、多少労使の間で言い分があるといふことになります。が、しかし、いすれにしても、そういう言い方をしておる点は承知いたしております。

○大橋和孝君 この点は、少し警察庁のほうに伺つておきたいと思うのですが、これはいろいろお調べになつて、この点はどんなふうに把握しておられますか。

○説明員(丸山昂君) 私どもが承知しております限りでは、会社側から数次にわたつて返還の請求をしておるというふうに聞いております。

○大橋和孝君 ちよと聞き落としたのですが……。

○説明員(丸山昂君) 会社側から、数次にわたつて車の返還要求をしておるというふうに伺つております。

○大橋和孝君 これは、その会社側は荷主の要求がありまして、荷主が積み荷を返せと言われておるので、それを返すのにも会社側と全然関連がないで済んでしまえば、もし荷主が違つておつては困る、こういう関係で会社の代表の人も来てくれるという、渡したのですね。そのときには会社の代表の人も一緒になつて、二回にわたつてか三回にわたつてか——私は詳しくは存じませんが、

私が聞いている範囲では二回と聞いていますが、全部ではないけれども、荷を渡しているわけです。そのときにはちゃんと一定のところに七台の車は置いてあるわけです。しかも、そのキーたるややはりちゃんとそこに置いてあるわけです。

これは会社側は知っているか知つておらぬかは別として、ちゃんと置いてある。荷物を積んだやつがちゃんと置いてある。しかし、その荷物をもしだれかに取られてはいけないということで見張りはしておる。そして手続を踏んでこられた場合には、荷物も返還しておるわけですから、荷物を返還したときには、会社側からの代表は、そこに荷物が置いてある。トラックが置いてあることは見て帰っているわけですね。それを荷物がどこにあるかわからないからとか何とかいつて、それを返せとか——まあ返せということは言えると思いませんが、返せ返さないも、それでいいと思いますけれども、そういうふうであるのにかわらず、まあトラックとか、荷物を横領したとか、あるいはまた何とかしたとかいうふうな形でもって、会社側は何度も不當にこれを威力的に何かをしたようだな解釈をして、警察庁に訴えられておる、願い出しておられるというような話を聞いておるので、その点は、警察庁、どう把握していますか。

○説明員(丸山昂君) 検証を実施いたしましたときの状況を申し上げたいと思います。

大阪の大正第一突堤に車両が七台あつたわけでござりますが、これにつきましては、労組側の二人の見張り員がおりましたのですが、会社側から返還方を要求いたしましたところ、一人は逃走して、一人はこれを拒否した。その後、任意出頭を求めましたが、途中からこの拒否した方も逃走しております。エンジン・キーは同所にはなかつた。したがつて、車両は検証後会社側が合いかぎを使用して持ち帰つた、こういうふうに聞いております。

○大橋和孝君 この問題については、もう少しあとから警察庁のはうにいろいろお伺いしたいと思

いますが、そういうふうなふうなことが一方で行なわれながら、この会社では非常に不当労働行為のはなはだしのことをしておると、私は聞いておるわけであります。と申しますのは、そういうよ

うにして困交を拒否し、そのような状態におなりながら、実はこの組合長を解雇しておるわけであります。これを見てみますと、五月の六日ですか、あるいはまたその前に、この会社側の森部長とおっしゃる方なんかは、こうした組合はぶつぶすのだといふようなことをある方面でもおつしやつておるという話であります。これは、地労非常に不当労働行為の方方が先行しておるから、実はこの組合長を解雇しておるわけであります。これを聞いてみると、五月の六日ですか、あるいはまたその前に、この会社側の森部長とおっしゃる方なんかは、こうした組合はぶつぶすのだといふようなことをある方面でもおつしやつておるという話であります。これは、地労

解雇につきましては、解雇事由として私どものほうで聞いておりますのでは、ただいま先生もおつしやいましたが、遅刻したということなんですが、会社側では、過去数回遅刻しておるということが言つておるようござります。これは、地労

委の不当労働行為における申し立てに対するその説明でもそういう言い方をしておるようござりますが、過去数回遅刻をしたと、あるいは契約したフェリポートに乗らないで会社に損害を与えたと、それから勤務中にトラックに婦女子を乗せ、そして悪ふざけをして会社の品位をがしたといふようなことを言つておる、これは会社の言い分でござりますが、そういうふうに言つておるといふふうに伺つております。

○大橋和孝君 こういう点も、先ほどどのずっと会社の労働条件の関係から考えてみますと、私は、ある意味において、そうした不当労働行為の考え方のものにこういふようなことがしばしば行なわれたのではないかと、こういうふうに考えておるわけであります。ところが、これは何月でしたか、こういふふうな不當労働行為等の問題も含めて、いろいろそのあつせん中に、民間側で高橋知三郎とおつしやる方が仲裁に入られ、また組合の兼田委員長も加わられまして困交がもたれて、そろして仮調印の寸前までいったと、その中ではベースアップの問題は、初めには二千五百円、いわゆる六月の五日ごろの困交では賃上げ二千五百円ぐらい、それからまた坂本の解雇は撤回するなど、交通費は八百四十円を支払うといふようなふうな条件が出されたけれども、二回、三回と交渉し、その中で、いま申し上げたように、あつせんする人が入つてまいりまして、中央からも兼田委員長が参り、高橋知三郎という人も中に入られま

して、いろいろ話をされて、賃金は五千円上げるといふふうに報告がされておりますか。

○説明員(大塚達一君) 六月六日に、先ほど先生のおつしやいました高橋さんといふ仲介者が入って、会社側の専務、常務、経理課長、組合側は、全港湾の兼田委員長、関西地本の亀崎書記長、沿岸南支部の河本支部長が出席して、先ほど申し上げた四点で合意に達した、そして調印を待つといふスタイルになつたということは、そのとおりであるといふふうに伺つております。その後こちらの聞いた情報によりますと、会社側の中で非組合員から合意した内容について不満が出され、結局非組合員が六月八日から十日の間にサボタージュをやつて会社側を突き上げた。そういうことがあ

りましたために、会社側は組合と非組合員の間の板ばさみにあって、結果としましては、この調印を断わって、合意の内容を破棄した。賃上げ五千円回答しておったやつを二千五百円アップというふうな回答に切り替えてきたといふように承つておるわけでございます。

○大橋和季君 これは、それほどまでに会社側と組合側とがうまくいっているのに、いま話によりますと、別な第一組合とか、ほかのものがあつたかもわかりませんが、そこらの突き上げによつてまたもとの二千五百円に戻したように見られるところが、その間に、別に七月二十八日には、先ほど警察署のほうから話がありましたように、そのトックのあり場所がわかっているのに、広島県警と大阪府警から相当たくさん警察官が行つて、そうして七台の分のキーがあるにもかかわらず、別なキーを持って行って、これを持ち帰つた。それからその後そういうことがあるにもかかわらず、今度は警察のほうでは、たくさん警察官を入れて、そして家宅捜索をしている。それから沿岸の組合の家宅捜索をし、あるいはまた委員長の家の家宅捜索をしたりしているわけでありますね。ところが、組合の幹部と警察の警備のほうの、あれは三木さんと言つたか、その方とは話し合いをして、そしてこれから問題は、組合の幹部と警察側とよく話をしよう、そういう話し合いでちやんとできておつたわけであります。こういう話し合いでできておるにもかかわらず、そのような家宅捜索をし、同時にまた、何名かを強制、何と言ひますか、引っぱつて、そして拘置をした、こういうようなことであります。が、その辺はどういうふうになつておりますか、だれとだれを呼んで、どういう理由で拘置したか。一方では、話がすみかかっているやつをもとに戻して、しかも、そこに警察が介入して、そしてやつていくということに対しては、ちょっと聞いたところでは、警察は、一方的にそういう不当労働行為に対して加担をしているようなやり方ではなかろうかというふうにまで想像されるわけであります

が、どういう根拠によってこれをやられたのか、板ばさみにあって、結果としましては、この調印を断わって、合意の内容を破棄した。賃上げ五千円回答しておつたやつを二千五百円アップといふような回答に切り替えてきたといふように承つておるわけでございます。

○説明員(丸山昂君) 警察といつましても、五月の二十日に、会社側から所轄署である徳島西警察署長あてに届け出がございまして、そこで事案の発生を認知いたしたわけでございます。そこで、いままでに、実はただいま捜査を継続中でございままでの、こまかい点につきましては御容赦願いたいと思いますが、ただいままでに令状を得て逮捕しておりますのは二人で、これは、先ほどお話ししがございましたように、六月二十日に釈放になつております。

それから、ただいま先生御指摘の地元の警察のたぶんこれは警備部長のことを言つておられるのではないかと思ひますが、六月の七日に県労協の方が見えまして、会社側との間に、先ほど御指摘の十三項目について調印ができる段階になつておる。そこで、捜査について考慮してほしいと認められた三権に対し、これを踏みにじられような状態になつておるんだと、こういうことに対して、やっぱり警察のほうでは、県労協ですか、まあ幹部だからせんけれども、話し合いをして、それなら私のほうから代表者を送つてお話ししましょ、こういうような話し合いができるお話しになつた。裁判に至つては、隠滅といふよ

れからいままでいろいろ払わないなりぬものが払われてなかつたから七万円も出しましょ、それから福利厚生費の問題も話し合いましょ、これは非常に前向きの、いわゆる団交ができたわけですね。しかも、それは調印をいつしまします。だからいえは、ほかの組合のほうのあれもあつただろうし、会社側としては、そういうことでやつたという話でありますけれども、そうなればそうちうほど、既定の組合に対するいろんな権利を、あるいはまた団交権あるいはまたいろいろなうそしめで、いままでに、実はただいま捜査を継続中でございままでの、こまかい点につきましては御容赦願いたいと思いますが、ただいままでに令状を得て逮捕しておりますのは二人で、これは、先ほどお話ししがございましたように、六月二十日に釈放になつております。

それから、ただいま先生御指摘の地元の警察のたぶんこれは警備部長のことを言つておられるのではないかと思ひますが、六月の七日に県労協の方が見えまして、会社側との間に、先ほど御指摘の十三項目について調印ができる段階になつておる。そこで、捜査について考慮してほしいと認められた三権に対し、これを踏みにじられような状態になつておるんだと、こういうことに対して、やつぱり警察のほうでは、県労協ですか、まあ幹部だからせんけれども、話し合いをして、それなら私のほうから代表者を送つてお話ししましょ、こういうような話し合いができるお話しになつた。裁判に至つては、隠滅といふよておるにかかわらず、そんなことは知らぬのだといふことでもつて、これは独自に、そういうことが明らかになつたからやるんだ。そういうことでもつて勾留した。裁判に至つては、隠滅といふよておるにかかわらず、そんなことは知らぬのだといふことには当たらないからして、勾留は解除することになつて、本人は帰つたわけですね。そういうことではありますけれども、そういう段階にあっては、私はそういうふうなことまで警察としての話し合いが進んでおるならば、やはりこういふことを聞いてみれば、警察のほうではそういうことは一つの労働者としても与えられた権利をやつてゐるわけでありますからして、これは組合側によく話を聞いてみれば、警察のほうではそういうふうな威力妨害だとつておられますけれども、正式に事はちゃんとやつてるというわけです。が、急転直下、一方では二千五百円と初め言っておつたのが、話し合いで、よろしい、五千円にしましょと、また解決金も何ば出しましょ、そ

れからいままでいろいろ払わないなりぬものが払われてなかつたから七万円も出しましょ、それから福利厚生費の問題も話し合いましょ、これは非常に前向きの、いわゆる団交ができたわけですね。しかも、それは調印をいつしまします。だからいえは、ほかの組合のほうのあれもあつただろうし、会社側としては、そういうことでやつたという話でありますけれども、そうなればそうちうほど、既定の組合に対するいろんな権利を、あるいはまた団交権あるいはまたいろいろなうそしめで、いままでに、実はただいま捜査を継続中でございままでの、こまかい点につきましては御容赦願いたいと思いますが、ただいままでに令状を得て逮捕しておりますのは二人で、これは、先ほどお話ししがございましたように、六月二十日に釈放になつております。

それから、ただいま先生御指摘の地元の警察のたぶんこれは警備部長のことを言つておられるのではないかと思ひますが、六月の七日に県労協の方が見えまして、会社側との間に、先ほど御指摘の十三項目について調印ができる段階になつておる。そこで、捜査について考慮してほしいと認められた三権に対し、これを踏みにじられような状態になつておるんだと、こういうことに対して、やつぱり警察のほうでは、県労協ですか、まあ幹部だからせんけれども、話し合いをして、それなら私のほうから代表者を送つてお話ししましょ、こういうような話し合いができるお話しになつた。裁判に至つては、隠滅といふよておるにかかわらず、そんなことは知らぬのだといふことには当たらないからして、勾留は解除することになつて、本人は帰つたわけですね。そういうことではありますけれども、そういう段階にあっては、私はそういうふうなことまで警察としての話し合いが進んでおるならば、やはりこういふことを聞いてみれば、警察のほうではそういうことは一つの労働者としても与えられた権利をやつてゐるわけでありますからして、これは組合側によく話を聞いてみれば、警察のほうではそういうふうな威力妨害だとつておられますけれども、正式に事はちゃんとやつてるというわけです。が、急転直下、一方では二千五百円と初め言っておつたのが、話し合いで、よろしい、五千円にしましょと、また解決金も何ば出しましょ、そ

うな事柄については、もう少し考へるべきことではないだろうか。ことに、今度の場合は、警備部長ですか、課長ですが、ちゃんと話ををして、私のほうから代表を出して話をしましょうということになつて、一方でそういうことを言つておきながら、その日のうちにもうそいういうことの行為をしたりしておられる。こういうことは、やることに、おいて理屈は立つておりましょうけれども、影響たるや実に大きい。この点なんかは警察庁におかれても、法務省におかれましても、私はこういうことなんかは十分配慮してもらつてやつてもらいたい。これに対して反対するわけではありませんけれども、それが影響を及ぼすとか及ぼさないかと、いうことを考えてやつてもららるべきではないか、こういうことに対する明確な今後の方針を承りたい。

ういた配慮でやっていると信じます。この先生の御指摘の点は、地元県警本部長に、私のほうからも御趙旨につきまして十分伝えておきたいと、いろいろふうに存じております。

○**説明員(豊島英次郎君)** 先生から御指摘がございましたように、労働争議関係の事件につきましても、では、その動機とか、原因とか、さらにまた現状の争議状態がどう発展していくか、どういうふうに終息していくかといったよな、種々の問題がこれからまつてあるわけでございます。したがいまして、これに対しましてころの警察、検察権の行使について、ということにつきましては、そこぶる慎重でなければならぬというふうに、基本的には考えておりません。すでに警察から被疑者一名につきまして、業務妨害ということで徳島地檢は送致を受けておるわけでござりますけれども、ただいままでのにお話

おきたいと思います。  
それから、労働省の側に対しましては、こういう問題でこの前も私はこの点に触れてお願意を申し、いま中小企業の中にはいろいろの問題が起きてきているし、京都においても、あるいはほかにもあるだろうといっておりましたら、その後、また徳島にもいろいろ問題が出てきたわけでありますから、こういうことを考えますと、中小企業の労働者に対しては、非常に苛酷な労働条件で働くがせながら、このようなことでもつてしまはる上昇率といふことがあつたら、そこに働いている人たちは、これは交通事故を起こさざるを得ぬような状態になつてくるわけで、いまの労働時間を考えても、朝四時か五時に出発して、晩の八時か九時に帰ってきて、そして片づけをして、夜、家に帰つて寝て、もう朝八時には会社に出勤して、近

されだけは十分に配慮をしてやってもらいたい。同時に、また、私は、これがやられなかつたならば、様子を見まして、こういう問題はほんとうに一ぺん洗つて見よう、こういうことを徹底的にここで洗うことが、今後中小企業に勧いている人たち、労働者を守る意味においては絶対に必要ではないか、また逆に労働省の使命ではないかといふ点からして、私は徹底的に論議をする機会をもう一度とどめますから、どうぞ、この問題に対しても、労働省としては、徹底的にやってもらうようにお話をしてもらいたいと思う。担当局長もきょうはおりませんし、大臣もおりませんけれども、大臣なり、局長に対しては、課長のほうから十分に話をしてもらつて、ひとつがんばついていただきたい。ちょうどそこに職安局長がおりますけれども

この問題に対して、労働委員会に提訴され、労働委員会で調査されていたようになりますから、私はここで一歩進んで、こまかいデーターをたくさんいただいておりますから、一々のことに対して対決をして、お話を申し上げたい点もありますけど、それはまた必要があればやることにいたしますけれども、きょうはそういうことは言わないで、警察庁としては、いま確かに労働委員会にこれが提出されて、話合いをしつつあるわけありますから、やはり労働者が正しく権利を主張をして、その労働委員会において、どういうさばきを受けるかというときに、やはり警察庁としては大きな視野からこれに対してもう対処してもらいたい。法務省の考え方聞いておきたいと思います。

○説明員(丸山昂君) ただいま先生御指摘の点につきましては、原則論いたしましては、もちろん私ども労働委員会に伴います不法事犯の処理について、十分本体である労働争議それ自体の推移について、慎重な配慮をしながら事業に対処していく、というたてまで考えておるわけでござります。また、地元の徳島県警も、おそらくそ

を聞いておりますと、組合側の言い分、会社側の言い分、それぞれ食い違うところも幾つかあるようでござりますし、しかも、その中には非常に重要な問題点も含まされているようでござりますので、地検といったとしても、双方の言い分を十分慎重に検討して、十分慎重な捜査を行なっていくふうに考えております。

○大橋和孝君 法務省のほうにおかれても、検察庁におかれましても、私は、この問題に対して、ひとつ十分な配慮をしながらこれを進めていただきたい。私はもうしばらくこの問題は経過を見てみます。都合によりましては、警察からも、県警側からも、検察のほうの側からも、法務省の側からも、あるいはまた現地の会社、あるいはまた県の労政課、そういうような方々にもひとつ来てもらつて、しさくにこれに対しての状態を聞かかれてもらつうということもあり得ると思いますので、そういうこともいま考えながら私はこの問題、もう少し見送つてみたいと思いますから、どうかひときつ今後、警察庁も、法務省のほうも、この問題に対するは十分な配慮をしながらひとつこの問題を進めていただきたいということを特に要望して

回りのトラックに乗らなければならぬということは大閑な状態、それで普通の人間が十分な注意を払つて、そして安全な運転ができると思うことは大閑で違ひだと思ふ。こういうようなことがやられているような状態を労働省は早くキヤックをして、それを指導すべきだらう。そのため、各田先に労働基準局とか、監督署もあるわけなんで、こういふ点からいって労働者をいたわる立場の労働省としては、実に手落ちが多いのではないか、こういうふうに感ずるのである。この問題にしましても、妥協するところまでいっているのにこういふふうにしては、実に手落ちが多いのではないか、こういふふうにひっくり返つたりなんかない。これは労働委員会なりあるいはいろいろなところでこれから協議されるとは思いますがれども、やはりこれは県の労政課に対しても、こういうことがうまくいくれるように強く指導をして、そしてその双方に——私は必ずしも労働組合だけによくせいとは言いません。双方ともに納得のいくような線でもつて、もう一応妥結点が一ぺん認められてはいるのですがから、早くそういうことに持つていけるようなアドバイスをすることが必要ではないかと思います。そういう観点を申し述べまして、私はきょうは時間もありませんから長々申しませんけれども、

も、局長のレベルで、あなたもひとつこれを聞いておってくれたから、ひとつアドバイスをしてもらおうとしてもらいたいと思ひますから、労働省と二人から私は気持ちを聞いて終わります。  
○説明員(大塚達一君) ただいまお話のように、中小企業におきます労働条件、あるいは労働者をめぐるいわばあらもろの待遇、環境等の改善ということは、いわば労働省の基本的な使命でございまして、労政局といはず、各局これに邁進しているわけでございますが、なかなか本件のようなく、特に労使関係に関しましていろいろ問題があるとうような場合につきまして、当該県当局、あるいは県の労働委員会等が援助の手を差し伸べまして解決に努力をするということは当然のこととござります。で、いろいろ問題はあります、またその間にいろいろの警察の問題等もからんでいるというようなことで、たいへんもめてはきておりますけれども、本件の情報によりますと、きょうあたりは、社長が労政事務所に出頭して説明をするというようなことを言つておられるようござります。また、五日には地労委であつせんが行なわれ、これには社長が出席するというような情報も聞いております。そういう意味では、解決にまつ

かなり近づくのではないかというふうに思つておりますので、なお、何か協力をし、あるいは指導するようなことがあれば、県の当局に対しまして十分お手伝いするように御連絡をいたしますと同時に、大臣、局長にもその旨を伝えることにいたします。

○政府委員(石黒拓爾君) ただいま大橋先生のお話並びに政府側の説明、私、所管外ではございませんが、拝聴いたしておりまして、中小企業には間々こういったようなこじれた争議が多いようですがござますが、所管の各局長にも十分この様子を伝えまして、善処いたすように努力させたいと思ひます。

○委員長(吉田忠三郎君) 委員会は、後刻再開をいたすことにして、暫時休憩をいたします。

午後二時五十八分休憩

○委員長(吉田忠三郎君) ただいまから社会労働委員会を開いております。

労働問題に関する調査に対する質疑は後刻に行なうこととし、労働大臣も出席されましたので、職業訓練法案を議題とし、質疑を行ないます。

御質疑のある方の発言を求めます。

○小野明君 文部省見えておりますね。高校教育の多様化ということで、いろいろ後期中等教育問題については対処されておるのですが、これは中教審の答申以来の方針であろうと思うのです。先ほどからお聞きをいたしましたと、労働省のほうは、いわゆる産業界の要求をストレートに受けとめて職業訓練を行なるものではない、こういふきわめて明確な答弁をいただいておる。そういうふうなのは、率直に申し上げて、労働省はやらないといふの問題で、技能教育の問題では打ち合わせをされることはむずかしいかもしませんが、単能工

養成で直接に産業界の要請に応ずると、こういう

教育を目指しておられるのではないですか。

○説明員(大崎仁君) ただいま先生からも御指摘がございましたように、中央教育審議会の後期中等教育の拡充整備ということにつきましての答申を受けまして、主として理科教育及び産業教育審議会に高等学校の職業教育等の多様化ということ

で御審議をすらわしまして、その結果、新しい学科というものをさらに検討する必要がないかといふことで、現在までに二度にわたりまして、十七の新学科と申しますものを御答申をいただきましたよろしきです。ただ、お話をございましたように、産業界の要求をそのままストレートに受けとめて新設学科を考えるということではございませんで、やはり進学率がこれだけ高まつてしまつますという点におきまして、生徒の側から見ましても、社会の側から見ましても非常に多様な要求といふものが高等教育段階に寄せられているわけ

でござりますので、そういう要求を受けとめていく姿といたしまして学科というものを考えていくのが、現段階では一番現実的ではなかろうかといふようなことで、新学科の可能性といふものを御審議いただき、各県にも指導申し上げておるといふことでございます。

○小野明君 あなたのところがきょうは本筋でないから、質問も少し省略をしたいと思うんですけどれども、実は一番現実的ではないかとあなたが答弁をしておる、これが一番問題なんですね。まあ、高等教育といふところは職業訓練施設と違う。それでやはりいまの熟練工があしたの無能工になると、こういう産業技術革新の激しい時代であるが、高等学校多様化の中でミカンの皮むきばかりやらしておるような学科もあるというわけですよね。そのミカンの皮むきをなんで高等学校でやらんならぬかといふようなことを、現段階では考へておりませんで、やはり将来の変化に適応できるようなことを念頭に置きながらの検討といふと、たとえば職種ごとに分けたような教育といふことで、いたしておりませんので、具体的に申し上げますと、たとえば職種ごとに分けたような教育といふところまでの細分化ということは、現段階では考へておりませんで、やはり将来の変化に適応できるようなことを念頭に置きながらの検討といふと、たとえば職種ごとに分けたような教育といふこと

であります。

○小野明君 中教審の答申にありましたといふのは、産業界の代表ばかり並んでおる。教育界の経験者といふのは、校長が一人ぐらしかおら

界の要求にストレートに応じていくというのが一番現実的なんですね。それであつてはいかぬと、やはり全人的な、いろんな技術革新の中でも役に立つような教育をしていくと、そこに基本がなければならぬのであって、その辺がどうもやつぱりあ

なたの答弁を聞いておりましても、根本が人間をスクラップ化していくため、単能工に育ててい

くための教育になつていると、こう言わざるを得ぬのですが、あなたの課長ですから、その辺を言うと、上のほうから、おまえは首だと、こう言われるかもしれません、答弁要求するのも無理かもしれない

ことを言っているんですねが、どうですか。

○説明員(大崎仁君) ただいまの御指摘の点につきましては、先ほど申し上げました中央教育審議会でも、教育内容の多様化といふことが並んで、大原則ともいふべきものとして普通教育を重視しろということをあげております。私どもとい

たしましては、やはり高等学校教育の共通の要素といふことで、普教の重視といふことが並んで当然あるのではなかろうか。現在職業高校におきましても、大体時間数の半分は普通教育に充てておるというものが現状でございまして、この普通教育も重視するというやり方は、今後とも、私どもとしては、当然留意していかなければならぬ

ことだと思います。

それから多様化につきまして、われわれとしていたしまして、これから多様化につきまして、われわれとしていたしまして、高等学校の進学率といふものは非常に上がつておる。いま平均して八〇ぐらいに行つておるのじやないですか。東京都はそういうふうに置いておる。ところが中学卒業の青年といふのを一体高等学校で教育すればいいのか、こういふところで教育をすればいいのか非常に問題があるところなんですね。それで、実際に働く青少年といふものは、高校の定期制といふところでやつぱり教育するのが主ではないか。これは文部省に向かって言うことは、あなたのほうがわが意を得た

りと言ふかもわからぬが、定期制あるいは通信制も最近は希望者は少ないです。それで、実際に働く青少年といふものは、高校の定期制といふところでやつぱり教育するのが主ではないか。これは文部省に向かっておきます。

○説明員(大崎仁君) お話をございましたように、昨年の三月の数字で申しますと、中学校卒業者の七〇名弱が進学をいたしておりまして、東京などでは大体九〇%というような数字が出ておりまます。これは年々大体二%程度上昇の傾向を示しておりますので、今後ともこの傾向は続くのでは

ぬわけです。八幡製鉄はじめ、大会社のメンバーが中教審にすわつてゐる。これはちょっとひどいじやないかといふことで、最近は少しずつ銅木文相時代から入れかわりつゝある。中教審の顔ぶれを見れば、教育の内容をすぐ変えられるということになつてゐるのですから、中教審の答申を金科玉条としてやりになるということは、労働省がいま配慮している点とストレートにあなた方が直結するということになつて、会社の要求といふのを、教育に対してはきわめて強いわけですから、

玉条としてやりになるということは、労働省がいよいよ配慮している点とストレートにあなた方が直結する

が中教審にすわつてゐる。これはちょっとひどいじやないかといふことで、最近は少しずつ銅木文相時代から入れかわりつゝある。中教審の顔ぶれを見れば、教育の内容をすぐ変えられるということになつてゐるのですから、中教審の答申を金科玉条としてやりになるということは、労働省が

ながらうかといふように、私どもとしては見ております。それでこの十五歳から十八歳までの段階の教育のあり方につきましては、たゞおしかりをこうむるかもしれません、中央教育審議会の答申を出しました考え方と申しますものは、基本的には、すべてのその年齢段階の青年に教育の機会を得させる。教育の機会を得せるについては高等学校もございましょうし、それからその他の教育訓練機関もあるであろう。それぞれに後期中等教育ということについての配慮をしながら整備充実を進めて、いたらどうかという御答申をいたしました。私どもいたしましては、その趣旨に沿いまして、高等学校の段階で、できる限り青年の教育の機会というものを提供したいということで努力をしておるようなわけであります。お話をございました定時制、通信教育ということも、その観点から努力をいまいたしております。○小野明君 そこで、はつきりあなたは定時制、通信制といふことに教育は重点を置いてやるということをおつしやるわけですが、ここに一番ショート、短絡の道を開いたのが連携教育です。これは十分石黒さんのほうとも話をされてやりになつておるでしょうが、いまは、実習の単位だけについて連携を認められておるようですが、やはり将来は普通科目にまでこれを拡大して単位を認めていく、こういう傾向が見えるのですが、これは石黒局長からも答弁をいただかなければならぬのですが、私の質問の趣旨は、訓練施設でもつて勉強をすれば高校資格を与えるということについて文句を言うわけではないのです。ただ、あなたのほうの要求で、安上がりの高校履修課程というものをお要求しておられるのじゃないか。いまあなたのはうの要求を受けた文部省も、それじゃ、この程度でもつて安上がりでひとつ高校資格を与えましょう、ねらいは単能工、すぐスクラップ化する労働者を養成すればいいわけですから、私から言わせれば、すぐ短絡して安上がりの労働力を与えましょう、ねらいは単能工、すぐスクラップ化

までワクを広げていくんじやないか、こういうふうに思われるのですが、これについて、ひとつ石黒局長とあなたのほうの答弁をいただきます。

○政府委員(石黒拓爾君) 私どものほういたしましては、職業訓練生がやはり高校卒の資格を得たい、また、特に志を抱きまして大学にまで進みたいという者は、高校卒の資格がないと実際問題として大学に行けないので、そういう点から高校卒の資格を得たい、こういう要望にはこたえるべきである。そこで高校等の通信制、または定時制の高校との連携措置、こういうものを考えたわけでございまして、現在やつております連携措置といふのは、大体実技あるいは実技に準ずる専門科目というものについての連携措置というものをお認めいただいております。それ以上のものはなかなか困難であるかと存じますが、私どもの希望としましては、連携科目をできるだけ広くしていただきたいという希望は持っております。そうでなくとも、定時制高校に通うことは、非常に子供にとって負担でございますので、できるだけ負担が軽くなるようにしてやりたいという希望は持っております次第でござります。

得る余地を規定の上に残しておくということです。いますけれども、この問題については、いまのところ、それに該当するものはないということで、特にそういう御申請もございませんので、特に文部省として、これが適当であるといふものを明示しておりません。また、将来との規定によりましていろいろな措置をとる場合にも、決して、小野先生がおつしやったように、私どもも高等学校の教育というもの単に安上がありでどうこうそういうことは考えておりませんので、十分慎重にこの問題を処理する場合には取り扱つてしまひたいと思っておるわけでございまして、当面、早急にこの規定によってどうこうといふようなことは、具体的に現段階において考えているかということにつきましては、現段階ではそういう段階には達しておらないということをいかがいます。

○小野明君 いまのところはその段階にきておらぬということですが、従来の政省令の改正の方向から見ますと、また、文部省のほうも、高校教育の多様化というような間違つた方針から見ますと、そういうおそれがあるわけですね。そこで、やはりいま役に立つて、あしたはもうだめになるといろいろなそういう教育ではなくて、すべての技術革新に応ずるような総合技術教育というものを十分重視した、一般教育を重視した専門教育、これを施して初めてその労働者がすべての職業に対応し得るような職業生活を営み得る、こういうことだと思うのです。その辺をひとつ重視をしなりたいと思うのです。しかし、今までの経過を見ますと、六七年ですから、四十二年ですね。政令、省令が改正をされて、この連携教育というものが非常にゆるくなつてしまひました。それで政省令の改正前の連携教育の数、その後の数、この違いですね。生徒数等、これはおそらく私は歴史的な転換をやつているのが六七年、四十二年の省のほうも同じ数字が出ると思いますから、それ

○説明員(望月哲太郎君) 小野先生御承知のよう  
に、昭和四十二年の改正以前は、技能連携になじ  
みます技能教育施設といたしましては、修業年限  
が三年である、それから年間の指導時間が八百時  
間以上であるということございました。それを  
四十二年の改正で、修業年限は一年以上、年間の  
授業時間数は六百八十時間以上というふうに改め  
たわけでございます。その結果、改正以前といい  
ますが、四十二年の改正以前までは五十二施設、  
それから連携の教育対象となります訓練機関で学  
んでおります青少年の数が九千四百名、それから  
改正後に新たに指定をいたしました施設が百七十  
五で、そこで学んでおります青少年の中で連携教  
育の対象となりました者が三万四千名でございま  
す。合計いたしまして二百二十七施設、四万三千  
四百名でございますが、改正以前と以後におきま  
しては、いま申し上げたような数字になつており  
ます。

○小野明君 これは石黒局長にお尋ねいたします  
が、あなたも言われるよろしく、高校卒の資格を得  
るということは、これは私はよろしいと思うので  
すよ。ただ、いま言われるよう、四十二年の政  
省令の改正前と後とでは、非常に開きがある。ふ  
えてくることはよろしいですけれども、そのため  
に基礎教育、一般教育が軽視をされた。いわば、  
社会に出た際に単純にスクラップ化されるような  
連携教育では、私は意味がないと思うのですね。  
そこで、ただ単に片づ端から連携の密度を薄くす  
るということであってはならぬわけです。いま、  
課長は二点言われたのですけれども、そのほかに  
も教育担当者の数が十人に一人だったのが二十人  
に一人になつておる。それから連携できる科目の  
数にしましても、これが三分の一であつたのが半  
分になつておるわけですね。こういうふうに文部  
省があなたの要求を受けて――受けた受けない  
か知らぬけれども、どんどん安売りしまして、簡  
単に単能工をぶやしていくというような傾向が見  
えるわけです。これはおたくの労働省と文部省が

タイアップして、かつてに政省令を変えてしまって水増しをすればそれはできるのですが、そういうことがあってよろしいものかどうか。やはりこれは教師の質にしましても、資格にしましても、あるいは修得できる単位にしましても、通信教育を利用しておるのですが、やはり定期制を多く利用させるとか、それらは使用者負担で定期制を利用させるとか、そういうことで、みつかり年少の労働者に充実した教育を与える、そういうことによつて水増しした高校卒資格を与えるというような弊害を避けてもらいたい。やはり労働者の将来を見通した連携教育にすべきである。そういう訓練をしてもらわなければならぬと思うのですが、その辺を局長から伺います。

○政府委員(石黒拓爾君) 私どものほうにいたしましては、職業訓練の目的は、御承知のことく、多能工を中心とした技能労働者の養成でございます。高等学校教育と申しますが、学校教育一般につきましては、私よく存じませんが、高等学校では一般教養のほうに重きを置いておられるのではないかと存じます。両方の重複する部分についてだけ連携措置がとられておるわけございまして、私どもは、この連携措置によりまして、職業訓練生が多能工的に育てられるべきものが単能工的になるというふうに悩まられておるとは考えておりません。高校教育にどういう影響を与えるかという点につきましては、私ども、実ははつきりした把握をしておりませんのですが、御指摘のような弊害は、できるだけ避けるように措置されておるものと信じております。

それからもう一つ、私どもとしましては、職業訓練生が高校卒の資格をとりたいという場合に、これを取りやすいようにしてやることもちろんけつこうでございますが、同時に、必ずしも高校卒じゃなくても、訓練生は訓練生としてみずから誇りを持つ地位につけたいというふうに考えておりまして、そこで技能士補というような称号も考えておるということで、両方の立場を考えておる点を御了解いただきたいと思います。

○小野明君 局長にお尋ねしますがね、高校卒の認定は、単位制で行なわれていますか。

○政府委員(石黒拓爾君) 単位制によって教科編成をいたしております。

○小野明君 教科編成しておるというが、いわゆる高校というのは単位によって資格を認定されることがありますよ。

○政府委員(石黒拓爾君) 私どものほうでは、教科編成は主として時間数によってやつておるわけになりますが、連携措置につきましては、単位制に編成いたしまして当方の何単位が高校の何単位に相当するというふうな連携措置をしておるわけになります。

○小野明君 その辺が……。これは神奈川県で

は、非常に技術高校が多い。兩後のタケノコのごとくできておる。それで簡単にやつてもらいたくないと思ひますのは、川崎技術高校では、同じ実習時間で去年は八単位、今年は十五単位、こういふうに認定が違つておるわけですね。そのことを申し上げたい。こういうふうに恣意によって認定単位が異なつていくということは、もつと技術高校の内容を調べてみると、あるいは充実したものに対する必要があるのではないかということを申し上げたいわけですね。

○政府委員(石黒拓爾君) 川崎の技術高校の認定単位数がどのようになつておるか、実は私詳細に存じておりませんが、もし先生の御指摘になりま

す。

○小野明君 これは文部省にも言つておきたいの

したような、恣意的なことがございましたら、こ

れは直ちに改めるように措置いたしたいと思いま

います。

○政府委員(石黒拓爾君) 御指摘のごとく、連携

科目をむやみにふやして、訓練内容が薄められる

といふことのないように十分留意いたしたいと思

います。

○説明員(望月哲太郎君) もともと技能連携制度

といふものが設けられましたのは、働きながら学

ぶ青少年が、二重負担のゆえに、高等学校の學習

が困難になるということのないように、十分そ

うな立場を考えておるといふことです。ですから、指導方針が出ているわけですね。こう

いうものに基づいてきちっとやっておるのかどう

も、学校教育との関連において評価をするとい

りますけれども、ただ、連携にかかる科目につき

か。そろそろは、いまの川崎の技術高校みたいな例は出てこないはずです。どういう方針でおやりになつておるか。

○説明員(望月哲太郎君) 私どものほうで、技能連携施設の指定の申請がございました際は、そこでもうそういう単位によって認定が行なわれるよくなつておるのですか。連携のことを言つてゐるのですよ。

○小野明君 教科編成しておるというが、いわゆる高校というのは単位によって資格を認定される

ことになつておるのです。ところが、職訓のほ

うかにつきまして、十分検討いたしまして、合致

しておることが明らかになりました場合に、それ

を連携科目として認めることにいたしております。

○小野明君 そう言わなければいかぬでしょ

うからね。ただ、技術高校あるいはそのほか連携高校がたくさんあつておられます。この企

業内訓練といつもののが、高校に比べて非常に中身

が問題があるといふことは、ひとつ御承知をいた

だきたいと思う、あなたが言われるような実態に

なつておらぬわけですから。その辺で、これは方

針ともかかわりがありますけれども、やっぱりな

べくは、この高等学校の定期制あるいは通信

制、その辺を十分やつぱり活用させていくとい

う方向で、まあ充実した青少年教育をしてもらいたい。また、同様に職訓局長のほうも、そういうた

い将来のこととも考えましてね、甘くすることばかり

でおやりになるといふようなことがないようにな

らうと思います。一言ずつ答弁をいただ

きます。

○説明員(望月哲太郎君) 私ども、技能教育施設

の連携施設としての指定をする際には、その施設

あるいは連携教育にかかる科目の教育を高等学校

教育と同様な水準で実施していくために必要な基

本的な設備が整備されておるかどうかということ

を審査をして、そして施設の指定をいたすこと

をしております。また、その施設がそのような条件

に満たなくなつた場合には、指定を解除するとい

うような制度も設けております。ただ、高等学校

の場合には、いろいろな分野の教育を学校の場

で総合的にいたすといふことがありますので、お

のすから相当基準においても、いろいろの分野の

ものが含まれるといふことでござりますけれども、技能教育施設の場合には、連携にかかる科

目といふ限られた分野における設備の問題でござりますので、高等学校の設置の基準そのものを

直ちに適用するといふことにはならない面もござ

りますけれども、ただ、連携にかかる科目につき

ましての教育を実施するためには必要な基本的な設備が整備されているかどうかについては、十分検討をしてまいりますし、今後とも、その点については、十分配慮をしてまいりたいと思います。

○小野明君 それから石黒局長に伺いますが、この中央職業訓練審議会の答申によりますと、高校卒の職訓の制度を設ける検討をすべきだという答申が入っているのです。これは一体どうなっているのか。訓練所、訓練施設によっては、中学も、高等学校も、大学も込みでおやりになつていいようですが、この答申の趣旨はどう生かされているのか、お尋ねします。

○政府委員(石黒拓爾君) 現在の職業訓練施設は、大体中卒を基準としてつくつております。したがいまして、高卒のための特別の基準はございませんので、高卒者も訓練所に入所している例がかなりございますけれども、中卒と同じ基準でやつております。しかしながら、高卒者につきましては、特に普通学科につきましては、高校で訓練以上の中卒をやつている。専門学科についても、しばしばそういう状態があるということで、高卒生と中卒生とを同じ訓練基準でやりますのは、かなり重複があるわけでございます。また、年齢の相違によります訓練基準の相違といふのも当然ありますよろしいわけでございます。したがいまして、訓練審議会におきまして、今後高卒者の技能労働者といふものはふえるので、高卒独自の基準をつくつて訓練すべきであるという答申をいたいわけでございます。これは答申をいただきましたのが昨年でございまして、高卒者の訓練の整備に鋭意努力でござりますが、まだその成果は出るに至っておりません。

○小野明君 将来は、そういう方向で、この答申に出ているような方向で新たに設けるものであるかどうか、あるいはいまのままでいくのか、その辺をひとつ説明をいただきたいと思うのです。

○政府委員(石黒拓爾君) 私どもいたしまして

は、本年中に高卒訓練基準というものをつくりまして、将来は、高卒者は中卒と異なった別のクラスを持つて訓練ができるように、すみやかに整備をしたいと考えております。

○小野明君 以下若干小さな問題になりますが、以下によつて全くお話をにならぬものがあるらしい。

戦後、昭和二十年くらいにつくつた訓練基準といふものがそのまま残つてゐる。機械、工具にしましても、昭和二十年の機械、工具をまだ使ってゐるというよろんな状態では、とてもこれは世の中にいま社会に出ましても間に合うものじやない。一向に古さが改まらぬといふのですが、この法律は表向きだけは、ずっとかつこうだけはできているのですが、中身は、実際にはそういう古いものを改めていくよろんな方向になつてゐるのかどうか、その辺をひとつお尋ねをしておきます。

○政府委員(石黒拓爾君) 訓練基準は、世の中の進歩に合わせまして、逐次改正するようになつてしまして、原則といたしましては、三年に一回レビューすることに相なつております。御指摘の点は、基準があるにもかかわらず、基準以下の古い機械で訓練しているところもあるのじやなかろうかと。いう御指摘だと思いますが、これは一般職業訓練所は府県にまかしておきまして、府県の中にはまれにそういうところもあるよう存じます。これにつきましては、補助金の増額等の措置によりまして、すみやかにそういう老朽設備の更新をはかりたいと考へております。

○小野明君 まあ産業界の水準をそのまま持つていかし、まあ三年ごとに検討をされて基準を改定していく。昔は十年一昔だったけれども、いまは一年一昔ですね。ですから三年ごとに当たつたてこれは間尺に合わぬではないか。一年ごとにやつぱり設備はずつと更新をしていくようにしませんと、これはやつぱり問題がありはせぬかと思

うのですが、この三年ごとというのは、これを多少縮めていくということはどうなんですか。

○政府委員(石黒拓爾君) 三年は原則でござります。それから機械等の進歩も非常に早くござりますが、しかし大企業で使つた機械を二、三年で中小企業におろすというようなこともございま

して、中には職業訓練所で訓練を受けた機械が非常に新式であつて、中小企業に就職してみたらそれよりも旧式の機械であったという例もございまして、なかなかむづかしい状況がござりますので、その辺はどんな機械でもこなせるように訓練をするというのが一番よろしいわけでございまして、とにかく世の中の進歩におくれないようになるとく、世の中の進歩をおくれないと想います。とにかく、世の中の進歩におくれないと想います。ために、最大の努力をいたしたいと思いま

す。

○小野明君 訓練所でやつた機械が新しくて、現場に行つたら古かつた。それはたいへんけつこうなことです。それはできればそういう方向にやつてもいい。ところが、現実はそれがさかさまだ、しかも古過ぎるわけだ。そうして、その古いのを先生が、指導員が苦労して、努力に努力を重ねて子供を教えているわけですよね。そういう実態にあるのですよ。そこで、指導の苦労と、いうものを十分これは考えてもらわなければいけぬ。機械工具の古さをカバーしているわけですね、先生の努力によつて。これはお医者さんでも、お医者さんがたくさんおられます、機械設備の新しい

ところが待遇のいいところしかあまり行かぬということです。人間だれしもそうであらうと思うのです。いつまでも据えつけられて、公務員であるがために据えつけられて、自分の努力でカバーしなければならぬようでは、これはどうにもならぬと思う。そこでやつぱりいい訓練をやろうと思うならば、これは指導員が一番大切ですね。先ほどお医者さんの例を言つたのだが、非常に指導員の給与が悪いという話を聞くわけです。これだけお

れたちは苦労しておるのに、こんな安い給料じゃどうにもならぬ、こういう話をよく聞くのです。が、これは、十分過ぎる待遇といふことは問題があるにしても、これだけあなたほんでは一生懸命熱を入れる職業訓練の少なくともその中核をなす指導員であるならば、待遇の面はやっぱりそれ相当に引き上げていく努力をしてもらわなければなりませんねと思ふのです。その辺の待遇の問題をお尋ねしておきます。

○政府委員(石黒拓爾君) 職業訓練の実施の上で非常に大事なことは、もちろん優秀な指導員に喜んで働いていただくことでござります。私ども、従来からいろいろ努力しておりますが、必ずしも十分であるかどうかにつきましては、いろいろ御意見もあるうかと存じます。たとえば総合職業訓練所の指導員につきましては、他の一般の職員よりも、給与月額の百分の七に相当する特別の手当を職業訓練指導員に支給しております。したがつて、一般のよりは七%だけ有利であるということに相なつております。また、都道府県の職業訓練所は、これは私ども直接統制はできませんが、これに対する補助金は毎年引き上げております。したがつて、特に昭和四十一年でございましたが大幅な引き上げをいたしております。今後ともその引き上げに、そう努力をいたしたい。なかなか民間一流企業の技術屋と同様にというのは、非常にむずかしい、まあ三年ごとに検討をされて基準を改定しちゃうございます。私ども、なお、今後相當に改善をしなければ間に合わないという覚悟をもつて努力いたしております。

○小野明君 七%の手当というものは、産業高校では先生が皆それをもらつておるわけですね。これはよ、これ手当といふことでプラスになつておる。だから訓練所の先生だけ特に七%プラスされると、いうことではない。これは、やはり事業団、都道府県と、いろいろありますけれども、あなたのほうで力を入れられておる訓練施設の問題ですから、特によそと比べて低いから文句が出るわけですから、十分補助金の問題についても、七%でもう事終わりだということではなくて、これを引



振興をはかるためには、制度の整備にあわせて、職業訓練のための施設を整備拡充し、訓練生の経費負担を軽減いたしまして、訓練生の受講意欲を高めるとともに、今後は、都道府県、または市町村の設置する高等職業訓練校に要する経費につきましては、何らかの援助、助成を行なうことが必要であると考えますので、これらの点に関し、十分今後とも努力いたす所存でございます。

○小野明君 第四点です。訓練課程、それから訓練基準は、先ほどもお尋ねをいたしておきましたが、これらはほとんど省令にゆだねられてしまつてある。そこで、教科、また訓練期間、設備等の基準の作成に当たりましては、指導上に直接重大ななかがわりが出てまいります。労働者側の意見を十分尊重して措置をすることが重要だと思われます。また、教科書の認定基準の作成に当たりましても、同様だと思いますが、この点についてお伺いをいたします。

○國務大臣(原健三郎君) 訓練の教科、訓練の期間、また設備等の基準は労働省令で定めることとしておりますが、これを定めるに当たっては、中央職業訓練審議会の意見を伺うことはもちろん、労働者その他の関係者の意見を十分尊重して定めることをいたしたいと考へております。また、

教科書認定基準を作成するに当たりましても、中央職業訓練審議会を初め、各界の意見を十分配慮いたす所存でございます。

○小野明君 最後に第五点であります。技能検定についてであります。技能検定の合格者は、一定の資格を与えるようになつております。その等級区分というものは省令で定めるようになつておりますが、この区分については、技能士の資格一本で十分ではないかと思います。これは先ほども御答弁あつたと思うのですが、技能長検定といふような、労務管理的な要素を含むものについては、これを否定すべきだと思いますが、省令の決定に当たりましては、この点を十分に御勘案をいたさないと思うのですが、お尋ねをいたします。

○國務大臣(原健三郎君) 技能長検定について

は、これは考へておりません。それから技能検定の等級その他議論のあるところでございますが、

これを定めるに当たりましては、中央職業訓練審議会の意見を十分考慮することをいたしたいと考

えておる次第であります。

○小野明君 終わります。

○委員長(吉田忠三郎君) 他に御発言もなけれ

ば、質疑は終局したものと認めて御異議ございません。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉田忠三郎君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(吉田忠三郎君) それでは、これより討論に入ります。

○委員長(吉田忠三郎君) 御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ

を願います。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉田忠三郎君) 本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉田忠三郎君) 多数と認めます。よつて、本案は、多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

○大橋和孝君 職業訓練法案に対する附帯決議案を提出したいと思います。

○大橋和孝君 この案文を申し上げます。

○大橋和孝君 職業訓練法案に対する附帯決議案

の措置を講ずること。

一、職業訓練の発展のために、税の減免措置、新らたな財源の確保(例えば訓練目的税の創設)等、必要な財政的基盤の確立に一層努力すること。この見地から失業保険特別会計に偏する財政負担を改めるよう一般会計からの支出を増大すること。

特に、すべての訓練課程について訓練無料の原則を確立するよう極力努力すること。

一、指導員の養成確保のため、指導員の雇用条件は、その必要な特別の資格を充分に考慮し

て、同様の知識及び経験を有し、指導員以外の職務に雇用されている者が享有する雇用条件と比して有利なものとすること。

一、職業訓練法発足以来十年経た今日、労働者が訓練をうける機会が未だ不充分であることにかんがみ、労働者がひとしく、その機会を得るよう國、事業主の責任においてなお格段の努力を払うこと。

一、本法の実質が旧法の全面的改正であること

にかんがみ、その制度の運営面における経過措置について万全をはかること。

右決議する。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長(吉田忠三郎君) ただいま述べられました大橋和孝君提出の附帯決議案を議題といたしました。

別に質疑もないようですから、これより本案の採決をいたします。

○大橋和孝君 提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉田忠三郎君) 全会一致と認めます。

○委員長(吉田忠三郎君) さらに労働問題に関する調査を議題とし、質疑を行ないます。

○小野明君 少し長くなりますが、お尋ね

をいたしておきたいと思うのです。

○小野明君 御質疑のある方の発言を求めます。

○大鹿振興株式会社 さうですが、御存じだ

じますか、御異議ございませんか。

○委員長(吉田忠三郎君) よう決定をいたします。

○委員長(吉田忠三郎君) 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉田忠三郎君) 本件は、政府といたしましても、これを尊重いたしまして、極力御趣旨に沿う所存でござります。

○委員長(吉田忠三郎君) なお、本院規則第七十一条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(吉田忠三郎君) さて、この件につきましては、政府といたしましても、これを尊重いたしまして、極力御趣旨に沿う所存でござります。

○委員長(吉田忠三郎君) さうですが、御存じだ

じますか、御異議ございませんか。

○委員長(吉田忠三郎君) さうですが、御存じだ

&lt;p

態の回避をいろいろ策したわけでございますが、合理化案につきましては、労働組合はこれを拒否しておるわけでございます。そのような経緯を経まして、会社側では、そのままでは会社の存立も危くなる、いよいよになれば退職金も出せなくなつたというような状態であると判断をして、四十四年の、つまり本年の一月十一日に開かれた臨時株主総会で大鹿振興株式会社を製造から販売のみの会社に性格変更をする。そして業績のよい草加工場は切り離しまして、草加化学振興株式会社として独立させる。志村工場のほうは閉鎖をす

ます。

会社は、この決定に基づき、一月の二十二日には、組合に対しまして、二月一日付をもって志村工場を開鎖する、草加工場は新会社に独立させ、草加工場の従業員は新会社に身分を引き継ぐが、志村工場のほうは、十名の事務職員以外の二百十九名、これは三月三日をもつて解雇する、その際、退職金のほかに、予告手当に類するものとして、三十日分の賃金を支給する。こういう提案をいたしましたとともに、組合との問題について二十三、二十七、三十の三日間にわたりて協議を行なつたと聞いておりますが、組合側は、この閉鎖には強く反対いたしまして、結局結論を得ないままで二月に突入したわけでございます。会社は、二月一日に、既定方針どおり、草加工場の独立と、志村工場の閉鎖といふものを実行いたしましたが、志村工場の組合員に対しては、解雇の通知を内容証明をもつて送付をしたというふうに聞いております。組合は、この通知については拒否いたしておりますが、同時にこの作業場閉鎖を認めたいといふ態度に立ちまして、その後十回にわたり労使間の交渉を行なつたわけでございますが、結局、話し合いがつかないままに、三月六日、東京都労委に対しても本問題のあつせん申請したわけでございます。

都労委は、直ちに事情聴取をいたしますとともに、組合側の要望をいたしますとともに、組合側の要望をいたしますと、十一、十三の両

日、立ち会い国交を行なわせたわけでございますが、結局、両者の意見が対立して、非常に困難であるのであつせん打ち切りを覚悟したわけでござりますが、さうしたことのあつせん継続といふことを、主総会で大鹿振興株式会社を製造から販売のみの会社に性格変更をする。そして業績のよい草加工場は切り離しまして、草加化学振興株式会社として独立させる。志村工場のほうは閉鎖をす

ます。

会社は、この決定に基づき、一月の二十二日には、組合に対しまして、二月一日付をもって志村工場を開鎖する、草加工場は新会社に独立させ、草加工場の従業員は新会社に身分を引き継ぐが、志村工場のほうは、十名の事務職員以外の二百十九名、これは三月三日をもつて解雇する、その際、退職金のほかに、予告手当に類するものとして、三十日分の賃金を支給する。こういう提案をいたしましたとともに、組合との問題について二十三、二十七、三十の三日間にわたりて協議を行なつたと聞いておりますが、組合側は、この閉鎖には強く反対いたしまして、結局結論を得ないままで二月に突入したわけでございます。会社は、二月一日に、既定方針どおり、草加工場の独立と、志村工場の閉鎖といふものを実行いたしましたが、志村工場の組合員に対しては、解雇の通知を内容証明をもつて送付をしたというふうに聞いております。組合は、この通知については拒否いたしておりますが、同時にこの作業場閉鎖を認めたいといふ態度に立ちまして、その後十回にわたり労使間の交渉を行なつたわけでございますが、結局、話し合いがつかないままに、三月六日、東京都労委に対しても本問題のあつせん申請したわけでございます。

都労委は、直ちに事情聴取をいたしますとともに、組合側の要望をいたしますとともに、組合側の要望をいたしますと、十一、十三の両

は、組合が組合内部できめればいいのだ、こういふ氣持ちで、従来そのあつせん案作成に対応しておったというようなことで、結局、組合に持ちます。しかし、金額で解決するといふようなことはあります。それで、あつせんは打ち切らなければなりませんが、さうしたことのあつせん継続といふことを、主総会で大鹿振興株式会社を製造から販売のみの会社に性格変更をする。そして業績のよい草加工場は切り離しまして、草加化学振興株式会社として独立させる。志村工場のほうは閉鎖をす

ます。

会社は、この決定に基づき、一月の二十二日には、組合に対しまして、二月一日付をもって志村工場を開鎖する、草加工場は新会社に独立させ、草加工場の従業員は新会社に身分を引き継ぐが、志村工場のほうは、十名の事務職員以外の二百十九名、これは三月三日をもつて解雇する、その際、退職金のほかに、予告手当に類するものとして、三十日分の賃金を支給する。こういう提案をいたしましたとともに、組合との問題について二十三、二十七、三十の三日間にわたりて協議を行なつたと聞いておりますが、組合側は、この閉鎖には強く反対いたしまして、結局結論を得ないままで二月に突入したわけでございます。会社は、二月一日に、既定方針どおり、草加工場の独立と、志村工場の閉鎖といふものを実行いたしましたが、志村工場の組合員に対しては、解雇の通知を内容証明をもつて送付をしたというふうに聞いております。組合は、この通知については拒否いたしておりますが、同時にこの作業場閉鎖を認めたいといふ態度に立ちまして、その後十回にわたり労使間の交渉を行なつたわけでございますが、結局、話し合いがつかないままに、三月六日、東京都労委に対しても本問題のあつせん申請したわけでございます。

都労委は、直ちに事情聴取をいたしますとともに、組合側の要望をいたしますとともに、組合側の要望をいたしますと、十一、十三の両

は、組合が組合内部できめればいいのだ、こういふ氣持ちで、従来そのあつせん案作成に対応しておったというようなことで、結局、組合に持ちます。しかし、金額で解決するといふようなことはあります。それで、あつせんは打ち切らなければなりませんが、さうしたことのあつせん継続といふことを、主総会で大鹿振興株式会社を製造から販売のみの会社に性格変更をする。そして業績のよい草加工場は切り離しまして、草加化学振興株式会社として独立させる。志村工場のほうは閉鎖をす

ます。

会社は、この決定に基づき、一月の二十二日には、組合に対しまして、二月一日付をもって志村工場を開鎖する、草加工場は新会社に独立させ、草加工場の従業員は新会社に身分を引き継ぐが、志村工場のほうは、十名の事務職員以外の二百十九名、これは三月三日をもつて解雇する、その際、退職金のほかに、予告手当に類するものとして、三十日分の賃金を支給する。こういう提案をいたしましたとともに、組合との問題について二十三、二十七、三十の三日間にわたりて協議を行なつたと聞いておりますが、組合側は、この閉鎖には強く反対いたしまして、結局結論を得ないままで二月に突入したわけでございます。会社は、二月一日に、既定方針どおり、草加工場の独立と、志村工場の閉鎖といふものを実行いたしましたが、志村工場の組合員に対しては、解雇の通知を内容証明をもつて送付をしたというふうに聞いております。組合は、この通知については拒否いたしておりますが、同時にこの作業場閉鎖を認めたいといふ態度に立ちまして、その後十回にわたり労使間の交渉を行なつたわけでございますが、結局、話し合いがつかないままに、三月六日、東京都労委に対しても本問題のあつせん申請したわけでございます。

都労委は、直ちに事情聴取をいたしますとともに、組合側の要望をいたしますとともに、組合側の要望をいたしますと、十一、十三の両

は、組合が組合内部できめればいいのだ、こういふ氣持ちで、従来そのあつせん案作成に対応しておったというようなことで、結局、組合に持ちます。しかし、金額で解決するといふようなことはあります。それで、あつせんは打ち切らなければなりませんが、さうしたことのあつせん継続といふことを、主総会で大鹿振興株式会社を製造から販売のみの会社に性格変更をする。そして業績のよい草加工場は切り離しまして、草加化学振興株式会社として独立させる。志村工場のほうは閉鎖をす

ます。

会社は、この決定に基づき、一月の二十二日には、組合に対しまして、二月一日付をもって志村工場を開鎖する、草加工場は新会社に独立させ、草加工場の従業員は新会社に身分を引き継ぐが、志村工場のほうは、十名の事務職員以外の二百十九名、これは三月三日をもつて解雇する、その際、退職金のほかに、予告手当に類するものとして、三十日分の賃金を支給する。こういう提案をいたしましたとともに、組合との問題について二十三、二十七、三十の三日間にわたりて協議を行なつたと聞いておりますが、組合側は、この閉鎖には強く反対いたしまして、結局結論を得ないままで二月に突入したわけでございます。会社は、二月一日に、既定方針どおり、草加工場の独立と、志村工場の閉鎖といふものを実行いたしましたが、志村工場の組合員に対しては、解雇の通知を内容証明をもつて送付をしたというふうに聞いております。組合は、この通知については拒否いたしておりますが、同時にこの作業場閉鎖を認めたいといふ態度に立ちまして、その後十回にわたり労使間の交渉を行なつたわけでございますが、結局、話し合いがつかないままに、三月六日、東京都労委に対しても本問題のあつせん申請したわけでございます。

都労委は、直ちに事情聴取をいたしますとともに、組合側の要望をいたしますとともに、組合側の要望をいたしますと、十一、十三の両

は、組合が組合内部できめればいいのだ、こういふ氣持ちで、従来そのあつせん案作成に対応しておったというようなことで、結局、組合に持ちます。しかし、金額で解決するといふようなことはあります。それで、あつせんは打ち切らなければなりませんが、さうしたことのあつせん継続といふことを、主総会で大鹿振興株式会社を製造から販売のみの会社に性格変更をする。そして業績のよい草加工場は切り離しまして、草加化学振興株式会社として独立させる。志村工場のほうは閉鎖をす

ます。

り組合と協議をする、これが協約の精神だと思ふ。社長の声明によると、十二月にすでに意思決定を行なつておる。そういう時点からやはりこれは協議をすべきものである。幾らおそくとも、株主総会直後には、あるいはそこにはかる事前にこれは組合と協議をしてしかるべきである。これが二十二日に通告、二月一日閉鎖、こういう不當な協約違反が許されてよいものであるかどうか、あなたのほうは、どうお考えになりますか。

○説明員(大塚達一君) 先生の御意見のように、この協約をシビアに解釈いたしますと、確かに一月十一日の会社が株主総会で決定する前後、ないしはその意思決定をした時点に当然相談すべきだ。これはそういう意味の、何と申しますか。一般常識といいますか、そういうことからすれば、おつしやるとおりかと思ひます。ただ、それが直ちに法的に——まあ、私どもぎりぎり限界として言つた場合には、そういう協議といふものが行なわれないことによつて、たとえば解雇の効力に影響力を持つ、あるいはその解散決議に影響力を持つといった場合には、会社側の義務としての協議義務を尽したことになるのかどうかという問題になりますと、問題は、反対側の見解からすれば、なあ、意見のある余地はあるうかと思ひます。したがいまして、常識的な意味で、そういう十二月からもう閉鎖する事があるならば、早く話すべきではないかと、先生がおつしやるような意味において、私どもそのとおりだと思いますけれども、それがあと法律的にもすべてそのとおりにいくかといふと、そこにはいろいろのまた問題もあるうかと、法律上そうしないからどうとこころでは、言い切れない面がござりますので、御持ちだと思います。

○小野明君 あんたのほうがそういう幅のある解釈をするから問題がある。もつときびしくあなた

のほうは解釈すべき役所じゃないですか。少なくとも、会社が一月十一日に株主総会で開催しておれば、それはその後に、何とおそくても、組合と協議をするというのがたとえです、法的に見ても何から見ても、私はそうなければならぬと思うのですが、これはどうですか。

○説明員(大塚達一君) それは、なぜ私がそうちがあいまいな言い方をするかと申しますと、会社が意思決定をし、あるいは株主総会で決定をした後における具体的な会社側の事情なり、あるいはその時点における会社と組合の間の労使関係について必ずしも明確にしていないと、いうものについて必ずしも明確にしていないと、いう点から、そこのところをはつきり申し上げかねておるわけだござります。その辺は、結局、その全体から判断して、会社側が、たとえば先生が言われたように、意思決定をした直後に持つべきものを、何の理由もなく、全くいわば権利の乱用的に持つていなかつたのだ、意見を何ら相手に通告しなかつたのだといふような事情があるのか、あるいは何らかのそこに事情があつたのか、その辺のこと、この問題について、厳格な意味においてそれが不当かどうかといふことを判断するとなれば、問題になる点でござります。したがいまして、その辺の事情を明らかにしないままに、その辺のこと、この問題について、厳格な意味においてそれが不当かどうかといふことを判断するとなれば、問題になる点でござります。

○説明員(大塚達一君) 先ほど概況で御報告申し上げましたように、労働組合員である志村工場の従業員、これは解雇いたしております。その中で事務職員は残されておるといふ事実がございます。実は、先生おつしやいましたように、これは労働組合員であるがゆえに解雇をし、非労働組合員であるがゆえに解雇を取りやめる、配置転換をさしたといふような事実であるといふことになります。ただその辺の事実がどういう事情があります。ただその辺の事実がどういう事実であるといふことになりますと、確かに、先生おつしやいましたように、不当労働行為であるといふことになると思ひます。ただその辺の事実がどういう事情で組合員が解雇され、あるいは非組合員である数人が残つたのか、実は、その辺の事情が必ずしも、私どもにとつては、明らかでございませんので、それを不当労働行為と断定するというわけにはまいりませんし、また、そういう具体的な事件について不当労働行為であるやいなやを判断するのは、それ裁判所なり、労働委員会なりが成規の手続で、成規の尋問を経てきめるべき事柄でございまして、ここで申し述べることは差し控えさせていただきたく思います。

○小野明君 あんたのほうは、調査は、きのうから始められておる。それぞれ労政の出先はあるのに、これほどの大事件をきのう吉田委員長から言われて、ほんとうに苦しくて倒産をしたといふのなら二百十九名ですか、解雇しておる。これは明らかに不當労働行為七条一項に該当すると思うが、いかがですか。

○説明員(大塚達一君) それは、なぜ私がそうちがあいまいな言い方をするかと申しますと、この会社が意思決定をし、あるいは株主総会で決定をした後における具体的な会社側の事情なり、あるいはその時点における会社と組合の間の労使関係について必ずしも明確にしていないと、いうものについて必ずしも明確にしていないと、いう点から、そこのところをはつきり申し上げかねておるわけだござります。その辺は、結局、その全体から判断して、会社側が、たとえば先生が言われたように、意思決定をした直後に持つべきものを、何の理由もなく、全くいわば権利の乱用的に持つていなかつたのだ、意見を何ら相手に通告しなかつたのだといふような事情があるのか、あるいは何らかのそこに事情があつたのか、その辺のこと、この問題について、厳格な意味においてそれが不当かどうかといふことを判断するとなれば、問題になる点でござります。したがいまして、その辺の事情を明らかにしないままに、その辺のこと、この問題について、厳格な意味においてそれが不当かどうかといふことを判断するとなれば、問題になる点でござります。

○説明員(大塚達一君) いま先生のお尋ねで、はなはだ蒸し返すよりで恐縮でございますが、先ほど御説明申し上げましたように、その事実を明らかにしないままに、私どもからこれは不當労働行為であることをやいなやを判断するのは、それが一般的に言つて、不當労働行為の疑いがあると為である。あるいは不當労働行為の疑いがあると、いうことを断定的に申し上げることはいかがかと思つて差し控えたわけであります。しかし、それについて、これが通常社会的に取り上げられることには、当然あり得るだろう。ただ、私どもが疑いがあるかどうかといふことを言うためには、相当の資料を要するといふことで、そういう意味で、私どもの意見としては、控えさせていただきたいといふふうに申し上げ、かつ、あとで表現として、組合がそういうのは当然であると申し上げたわけですが、どうですか。

○小野明君 きのうから始めておるのだから相当の資料が要る、日数が要るといふことはわかるけれども、今後、この事件について、あなたのほうはどういうふうにされようとしておるのか、それについて、組合がそういうのは当然であると申し上げたわけですが、そのところは御了承いただきたいと思います。

○説明員(大塚達一君) おつしやいますように、いまのよろくな労働組合員は解雇され、非組合員が残されておるという事実からして、組合側は、これが不當労働行為であるといふ疑いを持ち、これを労働委員会に申し立てることとは、当然だろ

うと思います。

○小野明君 あなたの方は、調査は、きのうから始めておる。それぞれ労政の出先はあるのに、これほどの大事件をきのう吉田委員長から言いつけて、ほんとうに苦しくて倒産をしたといふのなら二百十九名ですか、解雇しておる。これは明らかに不當労働行為七条一項に該当すると思うが、いかがですか。

○説明員(大塚達一君) あなたの方は、調査は、きのうから始めておるのだから相当の資料が要る、日数が要るといふことはわかるけれども、今後、この事件について、あなたのほうはどういうふうにされようとしておるのか、それについて、組合がそういうのは当然であると申し上げたわけですが、そのところは御了承いただきたいと思います。

○説明員(大塚達一君) 本件につきましては、先ほどから御説明申し上げておりますように、あつせん事件といたしまして、東京都の都労委に事件が係属をいたしておりまして、労働委員会でも、

この問題を取り上げておる事件でござります。結局、五月の六日に、案がまとまらない状態におちつたまま、その後特段の進展を見せないという状態でござりますけれども、なお、労働委員会に係属中であり、かつ、労使においてこの問題が相当程度の歩み寄りまで一時的にはあつた問題だといふうに聞いております。そこで、この辺、実は先ほどから先生におしかりを受けておるわけでもございませんが、昨日、御指摘をいたしまして、私ども事情を調査いたしましたような事情でもござりますので、具体的にこれをいまどう扱うかといふ問題につきまして、直ちに個別のケースについて、中央で労働省が取り上げるということはいかがかと思いますけれども、当然都の労政当局なりあるいは労働委員会なりを通じて、この辺の事態の解決といふものに資するところがあれば資するようなことをいたしたいと、かよろに考えるわけでございます。

○小野明君 大臣にお尋ねをいたします。これはいろいろ倒産、閉鎖といふのはありますけれども、今度の場合は、非常にこれは悪質ですね。退職金等についても協議をしてきめると、こういうふうに三十三条では書いておりながら、ついに組合側からあつせんに持つていかなければ、とうとう退職金の額も何にも出なかつた。あるいは株主総会やつても、組合側に相談をされない、業者側はこれを英断であると、企業から見れば、そういう評価が出るかもしませんが、労働省から見ますと、これは英断であるといふうにはめるわけにはいかぬ。会社が苦しいといふことではなくて、ほかに黒字会社を四社持つておる。しかも、新潟の東港には、一万坪の土地の購入をすでに申請をしておる。企業自体非常にいい成績を持つておりながら、組合員だけ解雇する。ほんとうにこれが経営者が良心的な人間の気持ちを一片でも持つておつたら、この二百何名かの組合員の再就職のあつせんとかあるいは退職金もいろいろ個別に相談をするとか、そういうことがあってしかるべきであると思うのです。これは、大臣、ほおつ

ておくべき事件ではないと思うのですが、この問題についての大臣の御見解、方針等について伺いたいと思います。

○国務大臣(原健三郎君) この大鹿振興株式会社の争議の件でござりますが、まだ、労働省といたしましても、きのうから急ぎ調査を進めておると、私ども事情を調査いたしましたよなうな事情でござりますので、なお、事態に

ついて調査の上、もう少し事情をよく調べて、必要があれば、可能な方法によつて解決の促進をはかりたいと思いますが、いま具体的に、労働省と

しては、どういう策をもつてどういう方法で解決するかといふところまでのまだ結論が出ていませんが、それで事務当局でもしばらく御猶予を願いたい、こういうことでございます。

○小野明君 大体大臣といたいのは、大胆率直にものを言われるということで評価がある。これは法

案の審議の際もそうなんですか。とろが、この問題は隣からヌモをもらつて、あなたがおつしやる

のではなくて、日ごろから労働者をかわいがるといふ精神で、あなたの頭でこれは判断をして答えてもらわなければいかぬ。この経過は、御承知の

ようだ。抜き打ちに閉鎖をしておる。この会社は黒字であるのに、退職金の相談も何もしておらぬ。しかも、それらは協約できまつておるのに、それを踏みにじつておる。こういう事実がありながら、今後、なお調査をしてといふ、普通の大臣が言うような答弁では、私は問題がある。率直にあなたが感じたところをひとつ表明を願いたいと思ふんです。

○國務大臣(原健三郎君) 最前から申し上げておるんですが、この詳細の事情がはつきりわかつておませんので、あまり原則的なことを申し上げ

ておりますので、あまり原則的なことを申し上げ

いたい点は、こういう労働委員会なり、裁判所で結論が出来ましたら、そのあつせん等については、裁判所において、あるかないか、もう少し時間かけて審議して決定して、結論が出るとよい次第でございますから、不当労働行為がもしからぬことの調査をし、この程度にして、よくわかりませんので、ひとつ……。

○委員長(吉田忠三郎君) ちょっとと関連して私が発言しますが、どうもいつもの労働大臣らしくない答弁です。まことに、私は遺憾にたえないと思ふんです。確かに、いま都の労働委員会に提訴されたことは、確かに、いま都の労働委員会なり、裁判所であります。確かに、いま都の労働委員会として、あるかないか、もう少し

あつせん案の出た内容を見ても、たまに小野委員が申されたように、ただ単に、大坂君が答弁しているような内容の会社でないということだけは明らかなんです。なぜかといえば、たとえば退職金の支払い等々について五月末日までに何億という膨大な金を支払うということについて、会社側は了承していますね。ですから、小野委員が言つているように、つまり今度の組合員のみ解雇したということについては、作為的なもののがあります。明らかに不当労働行為で、この協約三条の四項に違反をする。こういう内容のものなんですね。

ですから、この際、やっぱり労働省は、今日このこの労働力が不足をしている段階でかような不

運営するんです。これは契約だつたんでしよう。この契約に違反しているんですよ。そこで、なおかつ、これから調査をしなければ何とかかんとかいう、そういうなまぬるいことだから、えてしてこういう違反事案が出て、いたずらに労使双方の紛争の原因になつてゐる。この際、やっぱり労働大臣も明確な答弁をすべきだと私は思つてますよ、どうですか大臣。

○國務大臣(原健三郎君) 私は、最前からくどく申し上げておるのでですが、その事実がはつきりわかりませんので、感じといたしましては、不当労

うし、また、あるものであると、こういうこと

は、私ども、そういうふうに了承いたしておりま

す。大いに協議されて話がつけばよろしいんです

が、現在、それがまだ都の労働委員会に提訴され

ておるというようなことでございますので、もうしばらく——どう言つて答弁していか、ちょっと急いでそれを調べて、そしてここへ来た

と私もさすがに困つてゐるんですが、もう

しばらくの間進展を見て、もう少し調査をし、こ

の次の機会までには労働省の態度その他等々、本

日のところは、この程度にして、よくわかりませ

んので、ひとつ……。

○委員長(吉田忠三郎君) ちょっとと関連して私が

思ひます。なあ、私どもとして、ただいま申し上

げたい点は、こういう労働委員会なり、裁判所で

結論が出来ましたら、そのあつせん等については、

労使の双方において大いに協議して話し合いを

思ひます。なあ、私どもとして、ただいま申し上

げたい点は、こういう労働委員会なり、裁判所で

結論が出来ましたら、そのあつせん等については、

もう少し調査の上、はつきりした労働者の態度を

聞きたい。最前から申しますように、きのう聞き

いたすのにやぶさかじやございませんが、いずれ

も、それが話し合いができるようなあつせん、調停を

いたすのにやぶさかじやございませんが、いずれ

も、それが話し合いができるようなあつせん、調停を

いたすのにやぶさかじやございませんが、いずれ

も、それが話し合いができるようなあつせん、調停を

いたすのにやぶさかじやございませんが、いずれ

も、それが話し合いができるようなあつせん、調停を

動行為の疑いがありそぞだという感じがいたすところでございます。

○小野明君 どうしてそんなに歯切れが悪いかと思うと、私もふしきですが、大塚君が要らぬことを言つてゐるのだと思うが、前回、災害の問題で総理に質問した際にも、総理は、労働者の安全を考えない経営者は経営者の資格がないと、ぴしゃりと言つてゐるわけです。ところが、労働者を守るのが労働大臣の立場であるし、それこそ労働者の側の身分の安定といふか、これからの生活を考えない経営者は経営者として資格がない、こういふことばくらは、大臣として、あつてしかるべきではないか。職業訓練をして労働者の生活や権利、これから的生活を守つてやるのだといふような法律案が可決されたばかりで、そういう労働者を守るといふ大臣の御決意に触れられない。悪質な経営者には断固鉄槌を下すのだ。そういう疑惑がある、あるといふくらいまでは、おっしゃつてしかるべきじゃないかと思うのです。あまりくどくと尋ねませんが、最後にこれだけお尋ねしておきます。

○國務大臣(原健三郎君) 一般論としては、私は全然同意でございます。悪質な経営者に対する断固鉄槌を下し、労働者の福祉増進に寄与するのが、労働大臣としての意向でございます。もし、大鹿振興といふものがそういうものであるならば、そういうことにならうかと思ひます。

○大橋和孝君 らよと関連して一言大臣に伺いたい。いまの答弁聞いておつて、実に歯切れが悪いので、据えかねるから、私も関連で質問します。いまのような問題は、ずっと聞いておりまして、完全に不当労働行為であると考へられる。先ほど私はいろいろと申し上げておるのですが、中企業メーカーに働いている者はほんとうに産業の発展に寄与しているのだから、これを守るといふ姿勢が完全になければならない。特に、こういうような経営者は、この労働協約あるいは労働基本権、こういうようなものを無視してやつてゐるといふことが明らかな話である、いまの話をす

と聞いていれば、こういう問題に対しては、労働大臣は、少なくとも労働者の権利を守る意味において、きびしい態度をもつてもらわなければ困ります。

○小野明君 そのときに、これは労働大臣に十分意思を伝え、こういう問題は即日に解決してもらいたいと、いうことを言つたのであります。この問題は

さつきの問題と同じであります。こういうふうにして、あちらこちらにこういう問題があるから、かねがねあなたに対する善処をお願いしておる。これはお願いじやないが、こんなことになつては、明確な態度でもつて、労働者を守るという立場であつてもいい。だからして、この問題が等閑に付されておれば、次々と燎原の火のごとく、不当労働行為が起つてくるわけでありますから、大臣のもうひとつ明確な信念を聞いておきたい。先ほど話した徳島の問題に対しても、いまの問題についても十分配慮して処理するといつておる。それで、会社側に大きくなつて、労働者を圧迫して不当労働行為をあえてしているといつてなつておるのでありますから、こういう問題に対し

少しも変わつておりません。それに向かつて積極的にやりたいと、こう思つております。地方の具体的例をもつて提示されまして、直ちにこれがどうかと言われますと、具体例になると、やはり多少調べて言わねど、ことに、原則としては、やはり

一つ別に徳島の運輸会社の問題をやりました。それは、労働大臣のいないときに、先ほど私

がお話をいたしました。そして、立場としては、労働者を守るという立場でそういうものに立ち向かつておられたがなければならぬ。でないと、労働者が二百何名も首切られて、ちまたにはうり出されておる。こういう事実から、人道的な見地からも、この事件の解決に大臣に十分御尽力いただきたいことを要請をしまして、最後に御決意を承つて、この問題は一応終わりたいと思います。

○國務大臣(原健三郎君) 事務当局にすみやかに調査をすることを命じます。そうしてそういう不当労働行為のないように善処いたすことをお約束申し上げます。

○説明員(見坊力男君) 北九州地区から運賃値上げの申請が出ておりますが、申請の年月日を申し上げます。四十一年の三月三日付で申請が出されました。内容は、法人が八十七社、個人タクシーハイタク一百五十四といふ内容でございます。

現在の状況でございますが、ハイタクの料金につきましては、全国を百二十九のプロックに分けまして、プロックごとに審査いたしております。それを取り上げていくかということにつきましては、経済企画庁との協議によりまして、全体でそのプロックの業者の収支率が一〇〇を割つている

場合あるいは収支率が一〇五以下であつても、過半数の業者が赤字である、そういうような条件に該当したもの審査の対象にするということで現在在事務を進めております。北九州地区につきましては、この中には北九州市、それから福岡その他筑豊とか、筑後とか、いろいろ申請は行なわれておられます。それぞれにつきまして、現在、局の段階で内容を詰めさしてあるところでございまして、四十三年度の収支状況も現時点ではわかつておりますので、それらの数字も入れまして、なお精査をいたしたい、終わり次第こちらにあがつてくるといふふうに考えておりますが、現在では、そういうような状況でございます。

○小野明君 その審査の内容についてはまだ公表できませんか、いかなる事情にあるか。おつしやるような一〇五割るような実態にあるのかどうか、その辺をひとつ公表できれば教えていただきたいと思うのですが。

○説明員(見坊力男君) 現在まだ私のほうに数字としてあがつてくるほどまとまっておりませんので、収支状況がどうなつてゐるか、詳細を申し上げます。

○小野明君 そこで、この県乗協、特にこれは北九州の市乗協の場合ですがね、福岡市の場合は全部タクシーに冷房はついています。北九州市だけ

御存じだらうと思ひますが、そういう事実があるのかないのか、その辺の経緯について運輸省か

し合わせということになつてゐるようですね。申し合わせがあるようですね。そのうちの一社が冷房をつけた、そうすると、他の経営者からいろいろやがらせの電話がかかってくる。何でおまえのところだけがつけたんだと、こういふ縮みつけがきておるようですね。これは経営状態が、冷房をつけて採算がとれると思ったからつけるわけでしようし、それぞれ黒字なのに、一社だけが黒字ということは、これないとと思う。これはつけられるのに他はつけない。サービス低下させている。しかしも、つけたものに対して圧力をかけるなんという市乗協の方は、きわめて問題があると思う。しかも、これが二五%の賃上げが通るまではといふようなねらいが奥にあれば、なおさらのことだと思いますが、その辺の考え方と処置をお尋ねいたします。

○説明員(見坊力男君) 冷房装置の取りつけの問題につきましては、ただいまお話をありましたよ

うなことがございまして、局からも本省に話がございました。私どもとしましては、タクシー協会へ、そういうような申し合わせをするということは適当ではない。もちろん陸運局も同意見でござりますが、県知事あてに通達を出しまして、具体的には県の事務所長までこれがおりておるわけでございますが、ハイヤー、タクシーの冷房装

置取りつけ問題についてと題しまして、通達を出しましたわけでございます。その内容は、タクシーが現在は国民生活にかなり密着して、サービス業についてはその普及が著しい状態であります。あ

とは、各事業者の責任と判断のもとに自らの行動なつたりしている事実がある、この点は、あなたがいたしまして、それぞれの地区の具体的な実情

体が申し合わせをしてそれを強要したり、あるいは罰金等の制裁を課するといふようなことは不穩

当と言わざるを得ないということで、見解を明らかにいたしまして、それぞの地区の具体的な実情に即して適切な指導を行なふようにされたいとい

ことは、これはつけたものに對して圧力をかけるなんといふふうに了解いたしておきます。申しあげたところだけがつけたんだと、こういふ縮みつけがきておるようですね。これは経営状態が、冷房をつけて採算がとれると思ったからつけるわけでしようし、それぞれ黒字なのに、一社だけが黒字といふふうなねらいが奥にあれば、なおさらのことだと思いますが、その辺はつけない。サービス低下させている。しかしも、つけたものに對して圧力をかけるなんといふふうに思ふふうに了解いたしておきます。

○小野明君 今後ともそういう不当な申し合わせ

をしたりするような経営者に対しても、厳重にひ

とつ監視、注意をお願いしたいと思うのです。

そこで、労政になりますが、この賃上げ問題

で、いま地労委にあつせん申請がなされておりま

すが、この経営者協会が、地労委のあつせんに応

づるな、審問に出ていかないということが言われ

ておりますが、それは事実ですか、どうですか。

○説明員(大塚達一君) 実は、私ども現地の労政

当局と連絡をとつたのでございますが、現地の状

況では、経営者協会が、あつせんに応するなどい

うことを通達したあるいは指示したというような

事実については、必ずしも確認できないようございます。したがいまして、それがあつたかどうか

か、はつきりいたしません。

○小野明君 そういうこともひとつ早急に、あなた

たのほうも下部機関があるわけですから、調査をしてもらいたい。その辺は注意をしてもらわなければならぬと思うのです。

それから春闘の賃上げ闘争の中で、北九州の営

業者といふものは、かなりこれも悪質な人が二、三おられるようです。会社の警備員と称して暴力

団を配置をした、これは警察でも知つておられる

ようですが、暴力団を配置をしたり、暴力行為を

してもらいたい。その辺は注意をしてもらわなければならぬと思うのです。

ほどの直接の担当のほうが知らんといふのは、こ

れはまた労働省のあり方として問題があるようですね。その辺はひとつ嚴重に、早急に調査を願い

たいと思うのです。この地労委のあつせんがいま

走っておられます。いまのところ、その問題は解決

をしたといふふうに了解いたしておきます。

○小野明君 申し合せのことであります。

が、協会のほうは、その通達後、前の話は單なる

申し合せのことであつて、あれはもうやめます

といふふうであります。それで、問題になつた二社も、車

は二十一台でございますが、クーラーをつけた

走っております。いまのところ、その問題は解決

をしたといふふうに了解いたしておきます。

○小野明君 今後ともそういう不当な申し合わせ

をしたりするような経営者に対する、厳重にひ

とつ監視、注意をお願いしたいと思うのです。

そこで、労政になりますが、この賃上げ問題

で、いま地労委にあつせん申請がなされておりま

すが、この経営者協会が、地労委のあつせんに応

づるな、審問に出ていかないということが言われ

ておりますが、それは事実ですか、どうですか。

○説明員(大塚達一君) 実は、私はこの県の地労委にお

きまして、タクシーの問題について取り扱つてい

るあつせん員のうちの経営者側のあつせん員に

なつております方が、タクシー関係でどういう地位

にあるかまで実は確認しておりませんので、その点

はつきりいたしませんが、先生のおつしやるよう

な、タクシー協会の実力者であるというような事

実がありましたが、その問題になるわけでござ

ります。したがつて、先生のおつしやるよう

な、タクシー協会の実力者であるといふふうに

いふふうに考へておるわけでございません。

その意味で、あつせん員には直接的には適用

はございませんので、先生のおつしやるよう直

接の違反の問題といふのはないかと思います。た

だ、趣旨といつてしましては、あつせん員といふ

も、やはり労使の間に割つて入つて何らかの提案

を行ない、両者の手を結ばせるという意味においては、同じような性格を持つものでござります

し、その意味において、あつせん員としての責任

の遂行といふものと、その人の使用者としての立

場といふものが抵触するような場合が起つて得る

といふふうの点は聞いておりません。

○小野明君 これは現地の新聞でも載つておつた

し、警察もたしかこれは検挙しているはずです。

そのほうは御承知ですか。

そういうふうに、警察のほうが早く、あなたの

い場合もこれは考えられる。ただその点、実は必

ずしもはつきりいたしませんので、その点は断定的なことは控えさせていただきたいと思いますが、いまのようないふふうなことだらうと思ひます。それで、いいようであつてはいるのですが、その辺はひとつ嚴重に、早急に調査を願いたいと思うのです。この地労委のあつせんがいま走なわれておりますが、そのあつせん員になつておられる方がこの県の乗協の顧問をされていて、そういう事実がある。これは委員会規則の七十二条に違反するのではないかと思われるのです。が、その辺の御見解を承りたい。

○説明員(大塚達一君) 実はこの県の地労委におきまして、タクシーの問題について取り扱つてはおりませんが、あつせん申請がなされておりまして、この経営者協会が、地労委のあつせんに応づるな、審問に出ていかないといふふうに言はれておりますが、それは事実ですか、どうですか。

○説明員(大塚達一君) 実はこの県の地労委におきまして、タクシーの問題について取り扱つてはおりませんが、あつせん申請がなされておりまして、この経営者協会が、地労委のあつせんに応づるな、審問に出ていかないといふふうに言はれておりますが、それは事実ですか、どうですか。

○説明員(大塚達一君) あつせん員には直接的には適用

はございませんので、先生のおつしやるよう直

接の違反の問題といふのはないかと思います。た

だ、趣旨といつてしましては、あつせん員といふ

も、やはり労使の間に割つて入つて何らかの提案

を行ない、両者の手を結ばせるという意味においては、同じような性格を持つものでござります

し、その意味において、あつせん員としての責任

の遂行といふものと、その人の使用者としての立

場といふものが抵触するような場合が起つて得る

といふふうの点は聞いておりません。

○小野明君 それで大臣、やはりわれわれもトラ

ブルを大きくするといふことが目的ではないわけ

で、春闘が今日まで長引いて、暴力団は入るわ

く、良心的な業者が冷房をつけなければ圧力をかけるわ

けねばいかぬ、こういう気持ちで申し上げた。早

く解決をするといふことが、やはり市民の足です

だろうといふふうな点をひとつ是正してもらわな

ければいかぬ、こういう気持ちで申し上げた。早

く解決をするといふことが、やはり市民の足です

といふ、ものわかりのいい質問だと思いますが、ひとついで御答弁をいただきたい。

○国務大臣(原健三郎君) 御趣旨の点は、たゞいまの福岡県のハイ・タク業者の件、御趣旨はよくわかります。労働省においては、すみやかに調査させまして、そらして労使双方において、すみやかに話し合ひができる、円満に解決するようになつせんをいたしたいと、こう思つております。

○小野明君 終わります。

○委員長(吉田忠三郎君) 他に御発言もなければ、本日の調査はこの程度にとどめておきます。

○委員長(吉田忠三郎君) この際、参考人の出席要求についておはかりをいたします。

○委員長(吉田忠三郎君) この際、参考人の出席要求についておはかりをいたします。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、また、オレンジ学園における児童虐待に関する件について調査を行なうため、それぞれ参考人の出席を求め、意見並びに事情聴取をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉田忠三郎君) 御異議ないと認めます。

なお、参考人の人選、出席の日時等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(吉田忠三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日は、これにて散会をいたします。

午後五時二十四分散会

七月一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、家内労働法案(田代富士勇君外一名発議)

家内労働法案  
(目的)

第一条 この法律は、家内労働者の工賃、安全及

び衛生その他の家内労働の条件の基準等を定め、もつて家内労働者の生活の安定を図ることを目的とする。

第二条 この法律で「委託」とは、次に掲げる行為をいう。

一 他人に物品を提供して、その物品を部品、附属品若しくは原材料とする物品の製造又は

その物品の加工、改造、修理、清洗、選別、包装若しくは解体(以下「加工等」という。)を委託すること。

二 他人に物品を売り渡して、その者がその売渡しを受けた者から次に掲げる物品を買い受けることを約すること。

イ 売渡しを受けた者が、当該物品を部品、附属品若しくは原材料として製造した物品

ロ 売渡しを受けた者が、当該物品に加工等をした物品

この法律で「委託者」とは、次に掲げる者をい

う。

一 物品の製造、加工等若しくは販売又はこれ

らの請負を業とする者であつて、その業務の

目的物たる物品(物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。)又はその業務のために

使用し若しくは消費する物品について委託を

するもの

二 前号に規定する者のために行ひをするすべ

ての者

3 この法律で「家内労働者」とは、委託者の委託

により、物品の製造又は加工等に従事する者であつて、その業務について同居の親族以外の者を使用していないものをいふ。

4 この法律で「工賃」とは、次に掲げるものをいふ。

第一項第一号の委託の場合において物品の製造又は加工等の対價として委託者が家内労働者に支払ふるもの

う。

二 第一項第一号の委託の場合において同居の親族以外の者を使用しないものをいふ。

三 この法律で「家内労働者」とは、委託者の委託

により、物品の製造又は加工等に従事する者であつて、その業務について同居の親族以外の者を使用していないものをいふ。

四 この法律で「工賃」とは、次に掲げるものをいふ。

第一項第一号の委託の場合において同居の親族以外の者を使用しないものをいふ。

物品の買受けについて委託者が家内労働者に

支払うものの価額と同号の部品の売渡しにつ

いて家内労働者が委託者に支払うものの価額との差額

(家内労働の条件の決定)

第三条 家内労働の条件は、家内労働者と委託者が対等の立場において決定されなければならない。

(均等待遇)

第四条 委託者は、家内労働者の国籍、信条、性別又は社会的身分を理由として、工賃その他の家内労働の条件について、差別の取扱いをしてはならない。

(家内労働の条件の明示等)

第五条 委託者は、家内労働者に委託をする場合には、労働省令で定めるところにより、家内労働者の工賃、最低工賃額(第十三条第二項の規定により決定された最低工賃において定める工賃の額をいう。以下同じ。)その他の事項を、家内労働者手帳に記入して、明示しなければならない。

第六条 労働大臣は、家内労働者に対し家内労働者手帳を交付するものとする。

(委託関係の終了の予告)

第七条 委託者は、家内労働者との委託関係を終了させようとする場合においては、少なくとも三十日前にその予告をしなければならない。ただし、事業の継続が不可能となつた場合又は家内労働者の責に帰すべき理由に基づいて委託関係を終了させる場合には、この限りでない。

(工賃の支払)

第八条 委託者は、一日について八時間、一週間にについて六日をこえてその委託に

係る物品の製造又は加工等に従事することと定めた場合をこえて引き続き委託をされるに至つた場合は、この限りでない。

一 日日委託をされる者

二 二月以内の期間を定めて委託をされる者

(委託の制限)

第九条 委託者は、労働省令で定める危険又は有害な業務に家内労働者がつくこととなる委託をしてはならない。

一 諸般の業務に就くこととなる委託をしてはならない。

二 前項の労働省令を定めるにあたつては、中央家内労働審議会の意見をきかなければならぬ。

三 委託者は、十五歳に満たない児童に家内労働者として委託をしてはならない。

四 委託者は、六週間以内に出産する予定である家内労働者又は産後六週間を経過しない家内労働者が休業した場合においては、休業したことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

五 委託者は、通貨で、直接家内労働者に、その全額を支払わなければならぬ。

六 工賃は、七日以内ごとに一回、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、七日をこえる期間を要する製造又は加工等に係る工賃で労働省令で定めるものについては、この限りでない。

(最低工賃)

第十三条 委託者は、家内労働者に委託をしようとする場合には、あらかじめ、都道府県労働基

三一

準局長に対し、当該家内労働者への当該委託に係る物品の製造又は加工等についての最低工賃を決定すべきことを申請しなければならない。

2 都道府県労働基準局長は、前項の申請があつた場合には、地方家内労働審議会の調査審議を求め、その意見を尊重して、当該最低工賃を決定しなければならない。

3 最低工賃は、最低賃金法（昭和四十四年法律第号）の定める最低賃金との均衡を考慮して定められなければならない。

4 委託者が家内労働者に委託をしようとする場合において、委託をしようとする物品の製造又は加工等が、当該委託者が第一項の規定によりすでにした申請に係る物品の製造又は加工等と同一のものであるときは、同項の規定は適用しない。ただし、当該家内労働者が当該都道府県労働基準局の管轄区域外に居住している場合は、他労働省令で定める場合は、この限りでない。

5 前項本文の場合には、すでにした申請に係る物品の製造又は加工等について決定した最低工賃をもつて、当該委託をしようとする物品の製造又は加工等についての最低工賃とする。

6 第一項の規定は、委託者が同項の申請に係る最低工賃が決定される以前に家内労働者に当該申請に係る委託をすることを妨げるものではない。

7 第二項の規定により決定した最低工賃は、第一項の規定による申請のあつた日から効力を有する。

8 都道府県労働基準局長は、第二項の規定により決定した最低工賃について必要があると認めるときは、その改正の決定をすることができる。

9 第二項の規定は、前項の決定をする場合に準用する。

（最低工賃の効力）

第十四条 委託者は、家内労働者に対し、委託を

した物品の製造又は加工等についての最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。

2 家内労働者と委託者との間の委託の契約で当該委託に係る物品の製造又は加工等についての最低工賃額に達しない工賃を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、当該最低工賃と同様の定めをしたものとみなす。

（危害の防止）

第十五条 委託者は、家内労働者に委託をする場合には、委託者が提供する機械、器具その他の設備又は原材料による危険を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 家内労働者は、危険防止のために必要な事項を遵守しなければならない。

3 委託者が第一項の規定によって講ずべき措置の基準及び家内労働者が前項の規定によつて遵守すべき事項は、労働省令で定める。

4 第九条第二項の規定は、前項の労働省令を定める場合に準用する。

第五十六条 都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長は、委託者が前条第三項の規定により定められた基準に違反する場合においては、労働省令で定めるところにより、委託者に対して必要な事項を命ぜることができる。

（安全衛生教育）

第十七条 委託者は、家内労働者に委託をした場合においては、その家内労働者に対して、当該委託に係る物品の製造又は加工等に関する必要な安全及び衛生のための教育を施さなければならぬ。

（帳簿の備付け）

第十八条 委託者は、労働省令で定めるところにより、委託に係る家内労働者に關し、その氏名、工賃、最低工賃その他の事項を記入した帳簿を當業所に備え付けて置かなければならぬ。

（家内労働審議会）

第十九条 労働省に中央家内労働審議会を、都道府県労働基準局に地方家内労働審議会を置く。

第二十一条 労働基準局長は労働大臣の、都道府県労働基準局長は労働基準局長の、労働基準監督署長は都道府県労働基準局長の指揮監督を受けて、家内労働者の最低工賃並びに工賃、安全及び衛生その他の家内労働の条件に係るこの法律の規定の施行に関する事項を労働大臣又は都道府県労働基準局長に建議することができる。

（労働基準法の準用）

第二十二条 労働基準法第十六条、第十七条、第二百五十九条の規定は家内労働者が未成年者である場合について、同法第一百一条第一項及び第四項並びに第二十三条の規定は委託者が家内労働者に委託をする場合について、第五十条前項に定めるもののほか、家内労働審議会に開示必要な事項は、政令で定める。

第三 条 委員は、政令の定めるところにより、労働大臣又は都道府県労働基準局長が任命する。

4 前項に定めるもののほか、家内労働審議会に開示必要な事項は、政令で定める。

第五条 労働省は、都道府県労働基準局及び労働基準監督署に家内労働監督官を置く。

第六条 家内労働監督官の資格及び任免に關する事項は、政令で定める。

第七条 家内労働監督官を罷免するには、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九十九条第四

条 第十六条 労働契約

第十七条	賃金	委託の契約
第十八条 第一項	労働契約	委託の契約
第二十三条 第二項	賃金	工賃
第五十八条	労働契約	委託の契約
第五十九条	賃金	工賃

条 第二十二条の規定による工賃について、同法第一百五十五条の規定はこの法律の規定による工賃について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（監督組織）

第二十条 労働省、都道府県労働基準局及び労働基準監督署に家内労働監督官を置く。

第二十一条 労働省監督署に家内労働監督官を置く。

第二十二条 家内労働監督官の資格及び任免に關する事項は、政令で定める。

第二十三条 家内労働監督官を罷免するには、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九十九条第四

条に規定する労働基準監督官分限審議会の同意を必要とする。

第二十四条 労働基準局長は労働大臣の、都道府県労働基準局長は労働基準局長の、労働基準監督署長は都道府県労働基準局長の指揮監督を受けて、家内労働者の最低工賃並びに工賃、安全及び衛生その他の家内労働の条件に係るこの法律の規定の施行に関する事項を労働大臣又は都道府県労働基準局長に指揮監督する。



げ、第二十号の次に次の二号を加える。

**二十一 家内労働法（昭和四十四年法律  
第二号）**

この法律施行に要する経費は、平年度約九億六千万円の見込みである。

付託された。

七月一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

**一、家内労働法案**

家内労働法

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 委託(第三条・第五条)
- 第三章 工賃及び最低工賃(第六条・第十六条)
- 第四章 安全及び衛生(第十七条・第十八条)
- 第五章 家内労働に関する審議機関(第十九条)
- 第六章 雜則(第二十五条・第三十二条)
- 第七章 罰則(第三十三条・第三十六条)
- 附則

**第一章 総則**

(目的)

第一条 この法律は、工賃の最低額、安全及び衛生その他の家内労働者に関する必要な事項を定めて、家内労働者の生活の安定に資することを目的とする。

2 この法律で定める家内労働者の労働条件の基準は最低のものであるから、委託者及び家内労働者は、この基準を理由として労働条件を低下させなければならないことはもとより、その向上を

図るよろに努めなければならない。

(定義)

第二条 この法律で「委託」とは、次に掲げる行為をいう。

- 1 他人に物品を提供して、その物品を部品、附属品若しくは原材料とする物品の製造又はその物品の加工、改造、修理、清掃、選別、包装若しくは解体(以下「加工等」という。)を委託すること。

2 他人に物品を売り渡して、その者がその物品を部品、附属品若しくは原材料とする物品を製造した場合又はその物品の加工等をした場合にその製造又は加工等に係る物品を買い受けることを約すること。

この法律で「家内労働者」とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他これららの行為に類似する行為を業とする者であつて労働省令で定めるものから、主として労働の対價を得るために、その業務の目的物たる物品(物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。)について委託を受けて、物品の製造又は加工等に従事する者であつて、その業務について同居の親族以外の者を使用しないことを常態とするものをいう。

3 この法律で「委託者」とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他前項の労働省令で定める者であつて、その業務の目的物たる物品(物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。)について家内労働者に委託をするものをいう。

4 この法律で「補助者」とは、家内労働者の同居の親族であつて、当該家内労働者の従事する業務に委託をする者をいう。

5 この法律で「工賃」とは、次に掲げるものをいう。

- 1 第一項第一号に掲げる行為に係る委託をする場合は、地方家内労働審議会(地方家内労働審議会を置かない都道府県労働基準局にあつては、当該都道府県労働基準局に置かれている地方労働基準審議会)の意見をきいて、一定の地域において一定の業務に従事する労働者を置かれて、審議会又は地方家内労働審議会(地方家内労働

1 第一項第二号に掲げる行為に係る委託をする場合において同号の物品の買受けについて委託者が家内労働者に支払うものの価額と同号の物品の売渡しについて家内労働者が委託者に支払うものの価額との差額。

2 この法律で「労働者」とは、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第九条に規定する労働者をいう。

3 第二章 委託

(家内労働手帳)

第三条 委託者は、委託をするにあたつては、家内労働者に対し、労働省令で定めるところにより、家内労働手帳を交付しなければならない。

4 委託者は、委託をするつど委託をした業務の内容、工賃の単価、工賃の支払期日その他労働省令で定める事項を、製造又は加工等に係る物品を受領するつど受領した物品の数量その他の労働省令で定める事項を、工賃を支払うつど支払った工賃の額その他労働省令で定める事項を、それぞれ家内労働手帳に記入しなければならない。

5 前二項に規定するもののほか、家内労働手帳に関し必要な事項は、労働省令で定める。

(就業時間)

第六条 工賃は、労働省令で定める場合を除き、委託者が家内労働者の製造又は加工等に係る物品についての検査(以下「検査」という。)をするかどうかを問わず、委託者が家内労働者から当該物品を受領した日から起算して一月以内に支払わなければならない。ただし、毎月一定期日をばならない。

7 第三条 工賃及び最低工賃

(工賃の支払)

第七条 工賃は、労働省令で定める場合を除き、家内労働者に、通貨でその全額を支払わなければならない。

8 第四条 委託者は又は家内労働者は、当該家内労働者が業務に従事する場所の周辺地域において同一又は類似の業務に従事する労働者の通常の労働時間をこえて当該家内労働者及び補助者が業務に従事することとなるよう委託をし、又は委託を受けることがないように努めなければならない。

9 第五条 委託者は、必要があると認めるとときは、地方家内労働審議会(地方家内労働審議会を置かない都道府県労働基準局にあつては、当該都道府県労働基準局に置かれている地方労働基準審議会)の意見をきいて、一定の地域において一定の業務に従事する労働者を置かれて、審議会又は地方家内労働審議会(地方家内労働

10 第六条 六月をこえて継続的に同一の家内労働者に委託をしている委託者は、当該家内労働者に引き続いだ継続的に委託することを打ち切らうとするときは、遅滞なく、その旨を当該家内労働者に予告するよう努めなければならない。

(委託の打切りの予告)

11 第七条 令で定めるところにより、当該家内労働者及び補助者が業務に従事する時間の適正化を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

12 第八条 第八条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るために必要があると認めるときは、中央家内労働審議会又は地方家内労働審議会(地方家内労働

審議会を置かない都道府県労働基準局にあつては、当該都道府県労働基準局に置かれている地方最低賃金審議会。第二十一条第二項において同じ。(以下第十一条までにおいて「審議会」という。)の調査審議を求め、その意見を尊重して、当該業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃を決定することができる。

2 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項の審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、審議会に再審議を求めなければならない。

(審議会の意見に関する異議の申出)

第九条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項第一項の審議会の意見の提出があつたときは、労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。

2 前条第一項の審議会の意見に係る家内労働者又は委託者は、前項の規定による公示の日の翌日から起算して十五日以内に、労働大臣又は都道府県労働基準局長に、異議を申し出ることができる。

3 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、審議会に意見を求めるべきならない。

4 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第一項の規定による公示の日の翌日から起算して十五日を経過する日までの間に、前条第一項の規定による決定をすることができない。第二項の規定による申出があつた場合において、前項の審議会の意見が提出されるまでの間に、同様とする。

5 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前条第一項の規定による決定をする場合において、第一項の規定による申出があつたときは、第三項の審議会の意見に基づき、当該最低工賃にお

いて、一定の範囲の業務について、その適用を経過した日以後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日)から、最低工賃(最低工賃において定める工賃の額をいう。以下同じ。)について別段の定めをすることができない。

(最低工賃の改正等)

第十条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項の規定による最低工賃について必要があると認めるときは、(最低工賃の改正等)

6 前条第二項の規定は、第三項の審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

(最低工賃の改正等)

(最低工賃の改正等)

第十一条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行なう場合には、労働省令で定めるところにより、労働大臣又は都道府県労働基準局長に対し、当該関係家内労働者及び関係委託者の意見をきくものとする。

2 家内労働者又は委託者の全部又は一部を代表する者は、労働省令で定めるところにより、労働大臣又は都道府県労働基準局長に対し、当該

正若しくは廃止の決定について調査審議を行なう場合には、労働省令で定めるところにより、労働大臣又は都道府県労働基準局長に対し、当該

関係家内労働者及び関係委託者の意見をきくものとする。

3 家内労働者又は委託者の全部又は一部を代表する者は、労働省令で定めるところにより、労働大臣又は都道府県労働基準局長に対し、当該

正若しくは廃止の決定について調査審議を行なう場合には、労働省令で定めるところにより、労働大臣又は都道府県労働基準局長に対し、当該

関係家内労働者及び関係委託者の意見をきくものとする。

4 家内労働者又は委託者の全部又は一部を代表する者は、労働省令で定めるところにより、労働大臣又は都道府県労働基準局長に対し、当該

正若しくは廃止の決定について調査審議を行なう場合には、労働省令で定めるところにより、労働大臣又は都道府県労働基準局長に対し、当該

関係家内労働者及び関係委託者の意見をきくものとする。

(公示及び発効)

(公示及び発効)

第十二条 労働大臣又は都道府県労働基準局長

は、最低工賃に関する決定をしたときは、労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

2 最低工賃の決定及びその改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日以後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日)から、最低工賃(最低工賃において定める工賃の額をいう。以下同じ。)について別段の定めをすることができる。

過した日(公示の日から起算した三十日を経過した日以後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日)から、最低工賃(最低工賃において定める工賃の額をいう。以下同じ。)について別段の定めをすることができる。

3 第八条第二項の規定は、前項の中央家内労働審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

(最低工賃の効力)

第十三条 最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金(最低賃金法(昭和三十四年法律第二百三十七号)の規定による最低賃金をいう。以下同じ。)(当該同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金(労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。)との均衡を考慮して定められなければならない。

2 最低工賃額は、家内労働者の製造又は加工等に係る物品の一定の単位によつて定めるものとする。

(最低工賃の効力)

第十四条 委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。

(最低工賃に関する職権等)

第十五条 第八条第一項及び第十条に規定する労働大臣又は都道府県労働基準局長の職権は、二以上の都道府県労働基準局の管轄区域にわたる事案及び一の都道府県労働基準局の管轄区域内のみに係る事案であつて労働大臣が全国的に関連があると認めて指定するものについては、労働大臣が行ない、一の都道府県労働基準局の管轄区域内のみに係る事案(労働大臣の職権に属する事案を除く。)については、当該都道府県労働基準局長が行なう。

(安全及び衛生に関する措置)

第十六条 第六条又は第十四条の規定に違反する工賃の支払を定める委託に関する契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、これらの規定に定められたる基準による。

4 第四章 安全及び衛生

(工賃及び最低工賃に関する規定の効力)

第十七条 委託者は、委託に係る業務に関する工賃の支払を定める契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、これらの規定に定められたる基準による。

(工賃及び最低工賃に関する規定の効力)

第十八条 都道府県労働基準局長又は労働基準監督署長は、委託者又は家内労働者が前条第一項又は第二項の措置を講じない場合には、委託者又は家内労働者に対し、労働省令で定めることにより、委託をし、若しくは委託を受けることを禁止し、又は機械、器具その他設備若しくは原材料その他の物品の全部若しくは一部の

使用的の停止その他必要な措置をとることを命ずることができる。

### 第五章 家内労働に関する審議機関

#### (中央家内労働審議会等の設置)

第十九条 労働省に中央家内労働審議会を、政令で定める都道府県労働基準局に地方家内労働審議会を置く。

#### (中央家内労働審議会等の権限)

第二十条 中央家内労働審議会又は地方家内労働審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項をつかさどるほか、労働大臣又は都道府県労働基準局長の諮問に応じて、家内労働に関する重要な事項を調査審議し、及びこれらに因り必要と認める事項を労働大臣又は都道府県労働基準局長に建議することができる。

2 地方家内労働審議会を置かない都道府県労働基準局にあつては、地方家内労働審議会の権限に属させられた事項のうち、最低工賃に関する事項は当該都道府県労働基準局に置かれている地方労働基準局に属させられた事項のうち、最低工賃に関する事項は当該都道府県労働基準局に置かれている地方労働基準局に属させられた事項のうち、最低工賃に関する事項は当該都道府県労働基準局に置かれている地方労働基準局に属させられた事項のうち、最低工賃に関する事項は、

(中) 中央家内労働審議会等の組織

第二十一条 中央家内労働審議会又は地方家内労働審議会は、政令で定めるところにより、家内労働者を代表する委員、委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

#### (届出)

#### (援助)

第二十四条 この法律に規定するもののほか、家内労働に関する審議機関に因り必要な事項は、政令で定める。

#### (第六章 雜則)

(政令への委任)

第二十五条 国又は地方公共団体は、家内労働者及び委託者に対し、資料の提供、技術の指導、施設に関する便宜の供与その他この法律の目的を達成するために必要な援助を行なうように努力する。

#### (帳簿の備付け)

2 中央家内労働審議会又は地方家内労働審議会は、最低工賃の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

3 前項の専門部会は、政令で定めるところにより、関係家内労働者を代表する委員、関係委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

第二十六条 委託者は、労働省令で定めるところにより、委託に係る家内労働者の数及び業務の内容その他必要な事項を都道府県労働基準局長に届け出なければならない。

#### (帳簿の備付け)

第三十条 委託者は、労働省令で定めるところにより、委託に係る家内労働者の氏名、当該家内労働者に支払う工賃の額その他の事項を記入した帳簿をその営業所に備え付けて置かなければならぬ。

#### (申告)

第三十二条 委託者は、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実がある場合は、家内労働者又は被助者は、その事実を都道府県労働基準局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告することができる。

議会は、家内労働に関する専門の事項を調査審議するため、家内労働部会を置かなければならぬ。

2 前項の家内労働部会は、政令で定めるところにより、家内労働者を代表する委員、委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

#### (関係家内労働者及び関係委託者等の意見聴取)

第二十三条 中央家内労働審議会又は地方家内労働審議会(地方家内労働審議会を置かない都道府県労働基準局にあつては、当該都道府県労働基準局に置かれている地方労働基準審議会又は地方最低賃金審議会)(以下「家内労働に関する審議機関」という。)は、この法律に別段の定めがある場合のほか、審議に際し必要と認める場合には、関係家内労働者、関係委託者その他の関係者の意見をきくものとする。

#### (労働基準監督署長及び労働基準監督官)

第二十九条 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。

#### (労働基準監督官の権限)

第三十条 労働基準監督官は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、委託者の営業所又は家内労働者が業務に従事する場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問し、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り、家内労働者及び補助者に危害を与える物若しくはその疑いのある物であつて労働省令で定めるものを收去することができる。

#### (労働基準監督官の権限)

第三十一条 第十八条の規定による委託をすることを禁止する命令に違反した者は、六月以下の罰金に處する。

#### (第三十五条)

第三十四条 第十四条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に處する。

#### (第七章 罰則)

第三十三条 第十八条の規定による委託をすることを禁止する命令を除く。又は第三十二条第

#### (第三十五条)

第三十五条 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

#### (第三十六条)

第三十六条 第二項の規定による記入をせず、又は虚偽の記入をした者

#### (第三十七条)

第三十七条 第二項の規定による立入検査等の権限は、犯

#### (第三十八条)

第三十八条 第二項の規定による命令(委託をするこ

#### (第三十九条)

第三十九条 第二項の規定による立入検査等の権限は、犯

#### (第四十条)

第四十条 第二項の規定による立入り、検査

#### (第四十一条)

第四十一条 第二項の規定による立入り、検査

#### (第四十二条)

第四十二条 第二項の規定による立入り、検査

ばならない。

#### (報告等)

2 委託者は、前項の規定による申告をしたこと

#### (理由として、家内労働者に対して工賃の引下

げその他不利益な取扱いをしてはならない。

#### (第二十八条)

2 委託者が家内労働者に対して前項の規定に違

#### (第二十九条)

2 委託者が家内労働者に対する取扱いをしてはならない。

#### (第三十条)

2 委託者が家内労働者に対する取扱いをしてはならない。

#### (第三十一条)

2 委託者が家内労働者に対する取扱いをしてはならない。

#### (第三十二条)

2 委託者が家内労働者に対する取扱いをしてはならない。

#### (第三十三条)

2 委託者が家内労働者に対する取扱いをしてはならない。

#### (第三十四条)

2 委託者が家内労働者に対する取扱いをしてはならない。

#### (第三十五条)

2 委託者が家内労働者に対する取扱いをしてはならない。

#### (第三十六条)

2 委託者が家内労働者に対する取扱いをしてはならない。

#### (第三十七条)

2 委託者が家内労働者に対する取扱いをしてはならない。

#### (第三十八条)

2 委託者が家内労働者に対する取扱いをしてはならない。

#### (第三十九条)

2 委託者が家内労働者に対する取扱いをしてはならない。

#### (第四十条)

2 委託者が家内労働者に対する取扱いをしてはならない。

#### (第四十二条)

2 委託者が家内労働者に対する取扱いをしてはならない。

#### (第四十三条)

2 委託者が家内労働者に対する取扱いをしてはならない。

#### (第四十四条)

2 委託者が家内労働者に対する取扱いをしてはならない。

ときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

#### 附 則

(施行期日) 第一条 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において、各規定につき、政令で定める。

(工賃の支払に関する経過措置)

第一条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、労働省令で定めるところにより、一定の地域内において一定の業務に従事する家内労働者に委託をする委託者のうち、第六条の規定による工賃の支払をすることが著しく困難であると認められる者であつて労働省令で定めるものの全部又は一部を代表する者から申請があつた場合には、中央家内労働審議会又は地方家内労働審議会(地方家内労働審議会を置かない都道府県労働基準局にあつては、当該都道府県労働基準局は置かれている地方労働基準審議会)の意見をきいて、当該申請に係る委託者につき、当分の間、工賃の支払に関するべき事項について、別段の定めをすることができる。この場合においては、当該委託者は、同条の規定にかかわらず、当該別段の定めにより工賃を支払うことができる。

2 第十五条第一項の規定は、前項に規定する労働大臣又は都道府県労働基準局長の職權について準用する。

3 第一項の申請があつた場合における当該申請に係る委託者については、次の各号に掲げる日までの間は、第六条の規定は、適用しない。

一 当該申請に基づき、労働大臣又は都道府県労働基準局長が第一項の別段の定めをした日  
二 当該申請について、労働大臣又は都道府県労働基準局長が第一項の別段の定めをしない旨を決定した日

第三条 前条第一項の別段の定めに係る委託者に関する第十六条の規定の適用については、同条

中「第六条」とあるのは「附則第二条第一項の別段の定め」と、「これらの規定」とあるのは「当該別段の定め又は同条の規定」とする。

#### 最低賃金法の一部改正

(最低賃金法の一部改正に伴う経過措置) 第四十五条第一号中「、第二十四条又は第二百五十三条から第二百五十三条までを削る。

目次中「最低工賃(第二十条—第二十五条)」を削除に改める。

第二十条第二項から第五項までを削る。

第三章 削除

第二十条から第二百五十三条まで 削除

第二十七条中「又は最低工賃」を削り、「これらをこれに改め、同条に次の一項を加える。

2 最低賃金審議会は、最低賃金の有効な実施を確保するため必要があると認めるときは、

家内労働法(昭和四十四年法律第二号)の規定による最低工賃に關して労働大臣又は都道府県労働基準局に建議することができる。同条中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第三十三条中「、労働者、委託者及び家内労働者」を及び労働者に改める。

第三十四条中「、工賃及び「又は家内労働者」を削る。

第三十五条中「、労働者、委託者又は家内労働者に対する賃金又は工賃」を「又は労働者に対する賃金」に改める。

第三十六条第一項中「、第十六条の三並びに第三十六条第一項中「、第十六条の三並びに第二十条第一項及び第三項」を「及び第十六条の三」に改め、同条第二項中「又は最低工賃」を削る。

第三十八条第一項中「又は委託者」及び「又は營業所」を削る。

第四十二条第六項中「第三十二条第六項及び第七項」を「第三十二条第五項及び第六項」に改

める。

第四十四条中「又は第二十三条第一項」を削る。

第45条第一号中「、第二十四条又は第二百五十三条から第二百五十三条までを削る。

る罰則の適用については、なお從前の例によること。

第44条中「又は第二十三条第一項」を削る。

第45条第一号中「、第二十四条又は第二百五十三条から第二百五十三条までを削る。

第十七条第一項中「最低賃金法（これに基づく命令を含む。）」の下に「、家内労働法（これに基づく命令を含む。）」を加える。  
附則中第三項を削り、第四項を第三項とする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第七条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一二十号の次に次の一号を加える。

二十の二 家内労働法（昭和四十四年法律第二号）

第



昭和四十四年七月十七日印刷

昭和四十四年七月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局